

横浜市が耐震改修工事に要する費用を補助します！
— 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 —

申請の手引き

— 改訂第7版 —
(事業者向け)

昭和56年5月以前建築の
木造住宅



令和5年4月 改訂
横浜市建築局企画部建築防災課

はじめに

横浜市では、地震に対する木造住宅の耐震性の向上及び震災に強いまちづくりに寄与することを目的として、昭和 56 年 5 月末日以前に建築確認を得て着工した、木造個人住宅の耐震改修費用の一部を補助し、木造住宅の耐震改修を促進する、「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」を平成 11 年 7 月 1 日より実施しています。

また、耐震改修工事の設計・施工を行うことができる事業者を市長が登録することにより、耐震改修を実施しようとする市民が、安心して信頼できる事業者に工事の設計・施工を依頼できるようにすることを目的とした、「設計・施工事業者登録制度」を平成 16 年 6 月 1 日より実施しています。

事業者のみなさまには、「設計・施工事業者登録制度」の趣旨をご理解いただき、登録事業者又は一時登録事業者の責務を果たし、「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」の利用を推進していただきますようお願いいたします。

改訂第 7 版（令和 5 年 4 月改訂）での主な変更点

改訂第 6 版からの主な変更点は次のとおりです。

◇ 押印廃止について

申請書等の押印・署名を原則廃止いたします。

ただし、継続して押印・署名が必要な書類もございます。以下の書類に関しては、押印等が必要となります。（横浜市の運用に関わらず、押印等が必要である契約書等の書類については記載しておりません。）

<継続して押印・署名が必要な書類>

書類	必要な押印・署名等
委任状	代表となる建築士の押印および申請者の自署

◇ 「本人確認ができる書類」の写しの提出について

押印の廃止に伴って、申請書の提出時に、本人確認ができる書類のご提出が必要となります。詳細は P38 をご確認ください。

◇ 補助対象者の要件

本事業による補助金の交付を受け、木造住宅の耐震改修工事を実施した者は、当該補助金の交付を受けてから 10 年以上当該木造住宅に居住、適切な維持管理しなければなりません。ただし、やむを得ず当該耐震改修工事の実施箇所を修繕、改変又は除却することについてあらかじめ市長の承認を受けた場合を除きます。

◇ 契約時期、着手届、収支決算書の期間の変更について

- ・ 契約時期
補助金交付決定通知後 30 日以内 → 補助金交付決定通知後 速やかに
- ・ 着手届提出時期
耐震改修工事に着手した後 10 日以内 → 耐震改修工事に着手した後 速やかに
- ・ 収支決算書提出時期
額確定通知後 60 日以内 → 額確定通知後 速やかに

本手引きについて

本手引きは、「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」において、事業者が申請書類の作成及び申請の手続き等を適確かつ適正に行い、円滑に事業を実施することを目的としたものです。

「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」の申請にあたっては、本手引きに従ってください。

また、耐震改修工事にあたっては、原則として、「既存木造住宅の耐震改修工事・施工マニュアル 平成21年版-第2刷」に従って施工ができるようにしてください。（ただし、本手引き及び日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」と「既存木造住宅の耐震改修工事・施工マニュアル 平成21年版-第2刷」に相違がある場合は、本手引き及び日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」の記載内容を有効とします。）

なお、その他、次のものも参考としていただけます。

- ◇ 一般社団法人横浜市建築士事務所協会：「既存木造住宅の耐震設計マニュアル改訂版」
- ◇ 一般財団法人日本建築防災協会：「木造住宅の耐震補強の実務一リフォームにあわせた耐震補強のすすめー」
- ◇ 一般財団法人住宅金融普及協会：「木造住宅工事仕様書」

新要綱、本手引き及び新様式の施行について

新要綱、本手引き及び新様式は、令和5年4月1日以降に提出する補助金交付申請及び全体設計承認申請について適用します。令和5年3月31日までに補助金交付申請を行うものについては、当該申請後すべての手続きにおいて、従前の要綱、手引き及び様式を適用します。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に係る要綱について

本事業は次の要綱に基づき実施しています。申請にあたっては、当該要綱の内容をよく確認し、遵守してください。

- ◇ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱（最近改正 令和5年4月1日）
- ◇ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度実施要綱（最近改正 令和5年4月1日）

目次

第1章	横浜市木造住宅耐震改修促進事業について	
I	耐震改修設計に用いる診断法について	
1	【精密診断型】	5
2	【一般診断型】	7
3	【壁量充足型】	9
II	補助対象及び補助金額について	
1	補助対象建築物	11
2	補助対象者	13
3	補助の設計・施工を行うことができる事業者	13
4	補助金額	14
5	補助限度単価	14
6	補助対象工事	14
III	横浜市木造住宅耐震改修促進事業のフロー及び注意点について	
1	申請までのフロー	17
2	単年度で実施する場合のフロー	19
3	2か年度にわたって実施する場合のフロー（事前相談必須）	23
IV	申請書類について	
1	補助金交付申請に係る提出物一覧	26
2	補助金交付申請の書類の詳細	28
3	変更に関する書類の詳細事項	42
4	着手届の書類	43
5	中間検査依頼の書類	44
6	完了実績報告の書類	44
7	補助金請求の書類	47
8	収支決算の書類	47
9	申請の取止め又は取下げの書類	48
10	申請書類の入手方法	48
11	申請書類の提出先	48
12	建築防災課の所在地	49
13	よこはま建築情報センターの所在地	49
V	補助金交付申請に係る建築基準法関係法令等への適合について	
1	建築基準法関係法令等	50
2	建築基準法第43条（敷地等と道路との関係）及び第44条（道路内の建築制限）	50
3	建築基準法第47条（壁面線による建築制限）	57
4	建築基準法第52条（容積率）	57
5	建築基準法第53条（建ぺい率）	59
6	建築基準法第56条（建築物の各部分の高さ）及び第58条（高度地区）	59
7	その他特に必要な関係法令等	60
VI	設計・施工事業者登録制度について	
1	目的	61
2	登録事業者と一時登録事業者	61
3	登録事業者	61
4	一時登録事業者	65
VII	申請にあたっての注意点	
1	申請手続きの注意点	68
2	申請者への対応	69
3	プランニングの注意点	71
4	その他	72
第2章	記入要領について	73

I 耐震改修設計に用いる診断法について

1 【精密診断型】

① 【精密診断型】の概要

- ◇ 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」を用いて現況の評価・耐震改修設計を行い、上部構造評点が 1.0 以上となる耐震改修工事を行います。

② 【精密診断型】を用いる際の注意点

- ◇ 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」は、「2004 年版」及び「2012 年版」の 2 種類があります。いずれの方法も使用可能ですが、現況の評価及び計画の策定に用いる「精密診断法」は、どちらかで統一してください。
- ◇ 現況及び補強計画の精密診断法による耐震診断の計算書を提出してください。
- ◇ 補強計画の計算書にはN値計算又は変換N値計算の計算書を添付してください。
- ◇ 設計者が自ら現地調査を行い、現況の精密診断法による耐震診断の計算書を作成し、それをもとに、耐震改修工事の補強計画を立て、補強計画の精密診断法による耐震診断の計算書を作成してください。(※市の無料診断により作成した計算書を現況の評価・補強計画の策定に利用することはしないでください。)
- ◇ 「精密診断法」にて定める耐力要素について、本事業における補強計画策定の際は以下の表に記載する記号を用いて表記します。「2004 年版」及び「2012 年版」により、扱いが異なる場合がありますので注意してください。(基準耐力が「一」の仕様は、各年版により定められていない仕様であり、当該年版では使用することができません。)

なお、本手引きでは代表的な壁仕様のみ表記しています。表記以外の仕様も使用可能ですが、「精密診断法」にて定められている仕様及び施工方法等と一致しているか十分確認してください。

【表 壁仕様記号一覧】

記号	仕様					2004 年版		2012 年版	
	材料	張り方	厚さ	打ち方	ピッチ	基準耐力 (kN/m)	剛性 (kN/rad/m)	基準耐力 (kN/m)	剛性 (kN/rad/m)
P 1	構造用合板	大壁	7.5mm 以上	四周打ち	150mm 以下	5.2	730	5.2	860
P 2		胴貫		—	150mm 以下	3.3	460	3.0	430
P 3		大壁		川の字打ち	150mm 以下	3.1	440	3.1	470
P 4		真壁(受材)大壁		川の字打ち	※	2.5	360	4.0	730
P 5		真壁(受材)		四周打ち	150mm 以下	4.9	690	5.0	910
M 1	モルタル塗り(木ずり)	大壁	—	—	—	1.6	320	2.2	610
M 2	モルタル塗り(ラスシート)	—	—	—	—	—	—	2.5	810
B 6	筋かい(金物有)	片筋かい	30×90			2.4	480	2.4	480
B 8		たすき筋かい				4.8	960	4.8	960
B 10		片筋かい	45×90			3.2	650	3.2	650
B 12		たすき筋かい				6.4	1300	6.4	1300

※2004 年版：200mm 以下、2012 年版：150 mm 以下

- ◇ 「耐震診断による点数」は、精密診断法による「上部構造評点」の数値を用いることとします。
- ◇ 特殊な工法（「木造住宅の耐震診断と補強方法」に記載のない工法）での補強を行う場合には、「一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価」、又は、「建築基準法施行令第46条第4項表1（八）に定める国土交通大臣の認定」を取得したものである必要があります。（一部精密診断法では使用できない工法があります。）
- ◇ 「一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価」の場合には、基準耐力の評価をそのまま採用することができます。
- ◇ 「建築基準法施行令第46条第4項表1（八）に定める国土交通大臣の認定」の場合には、性能評価書をもとに、基準耐力及び剛性を算出する必要があります。算出方法については、「木造住宅の耐震診断と補強方法」を参照してください。
- ◇ 特殊な工法で耐震改修工事を行う場合は、その技術評価書又は大臣認定証、資格証・受講証（設計・施工にあたり、資格や講習会の受講が必要な場合）及び当該工事で使用する仕様、基準耐力及び基準剛性が分かる書類を添付してください。

- ◇ 登録事業者及び一時登録事業者の責務（P. 62～参照）に基づき、「市長が指定する木造住宅耐震診断プログラム」を用いて、計算書を作成するよう努めてください。

【市長が指定する木造住宅耐震診断プログラム】

- ① 「2004年版木造住宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法1を用いたプログラム
 - ◇ 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価を受けた実績のあるもの
- ② 「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法1を用いたプログラム
 - ◇ 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価を受けているもの
 - ※ ヴァージョンについては、古いヴァージョンのものも使用可としますが、評価の有効期限が過ぎたものもありますので、評価の有効期限内の、最新のヴァージョンを使用するように努めてください。

その他、プログラム評価を受けていないソフトで、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める精密診断の計算過程が分かるソフトである場合は、ご相談ください。

- ◇ 精密診断の計算過程が分かるソフトの例
 - ソフト名：すまいる診太郎 2012 団体名：横浜木の建築倶楽部
 - <http://horiike.life.coocan.jp/down.htm>

2 【一般診断型】

① 【一般診断型】の概要

- ◇ 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」を用いて現況の評価・耐震改修設計を行い、上部構造評点が 1.0 以上となる耐震改修工事を行います。

② 【一般診断型】を用いる際の注意点

- ◇ 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」は、「2004 年版」及び「2012 年版」の 2 種類があります。いずれの方法も使用可能ですが、現況の評価及び計画の策定に用いる「一般診断法」は、どちらかで統一してください。
- ◇ 現況及び補強計画の一般診断法による耐震診断の計算書を提出してください。
- ◇ 補強計画の計算書にはN値計算又は変換N値計算の計算書を添付してください。
- ◇ 設計者が自ら現地調査を行い、現況の一般診断法による耐震診断の計算書を作成し、それをもとに、耐震改修工事の補強計画を立て、補強計画の一般診断法による耐震診断の計算書を作成してください。(※市の無料診断により作成した計算書を現況の評価・補強計画の策定に利用することはしないでください。)
- ◇ 「耐震診断による点数」は、一般診断法による「上部構造評点」の数値を用いることとします。
- ◇ 「一般診断法」にて定める耐力要素について、本事業における補強計画策定の際は以下の表に記載する記号を用いて表記します。「2004 年版」及び「2012 年版」により、扱いが異なる場合があるので注意してください。(壁強さ倍率及び基準耐力が「一」の仕様は、各年版により定められていない仕様であり、当該年版では使用することができません。)

なお、本手引きでは代表的な壁仕様のみ表記しています。表記以外の仕様も使用可能ですが、「一般診断法」にて定められている仕様及び施工方法等と一致しているか十分確認してください。

【表 壁仕様記号一覧】

記号	仕様					2004 年版		2012 年版	
	材料	張り方	厚さ	打ち方	ピッチ	壁強さ倍率 (kN/m)	剛性 (kN/rad/m)	基準耐力 (kN/m)	剛性 (kN/rad/m)
P 1	構造用合板	大壁	7.5mm 以上	四周打ち	150mm 以下	5.2	—	5.2	—
P 2		胴貫		—	150mm 以下	—	—	—	—
P 3		大壁		川の字打ち	150mm 以下	—	—	3.1	—
P 4		真壁(受材)大壁		川の字打ち	※	2.5	—	—	—
P 5		真壁(受材)		四周打ち	150mm 以下	—	—	—	—
M 1	モルタル塗り(木ずり)	—	—	—	—	1.6	—	2.2	—
M 2	モルタル塗り(ラスシート)	—	—	—	—	—	—	2.5	—
B 6	筋かい(金物有)	片筋かい	30×90			2.4	—	2.4	—
B 8		たすき筋かい				4.8	—	4.8	—
B 10		片筋かい	45×90			3.2	—	3.2	—
B 12		たすき筋かい				6.4	—	6.4	—

※2004 年版：200mm 以下、2012 年版：150 mm 以下

- ◇ 特殊な工法（「木造住宅の耐震診断と補強方法」に記載のない工法）での補強を行う場合には、「一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価」、又は、「建築基準法施行令第46条第4項表1（八）に定める国土交通大臣の認定」を取得したものである必要があります。（一部一般診断法では使用できない工法があります。）
- ◇ 「建築基準法施行令第46条第4項表1（八）に定める国土交通大臣の認定」の場合には、性能評価書をもとに、壁強さ倍率、基準耐力及び剛性を算出する必要があります。算出方法については、「木造住宅の耐震診断と補強方法」を参照してください。
- ◇ 特殊な工法で耐震改修工事を行う場合は、その技術評価書又は大臣認定証、資格証・受講証（設計・施工にあたり、資格や講習会の受講が必要な場合）及び当該工事で使用する仕様、壁強さ倍率、基準耐力及び剛性が分かる書類を添付してください。
- ◇ 「2012年版」の「一般診断法」では、基準耐力及び剛性を「2012年版」の「精密診断法」のものを使用することができます。本事業においても、いずれの数値も使用可能ですが、現況の評価及び計画の策定に用いる基準耐力及び剛性は、どちらかで統一してください。
- ◇ 登録事業者及び一時登録事業者の責務（P. 62～参照）に基づき、「市長が指定する木造住宅耐震診断プログラム」を用いて、計算書を作成するよう努めてください。

【市長が指定する木造住宅耐震診断プログラム】

- ① 「2004年版木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法を用いたプログラム
 - ◇ 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価を受けた実績のあるもの
- ② 「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法を用いたプログラム
 - ◇ 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価を受けているもの
 - ※ ヴァージョンについては、古いヴァージョンのものも使用可としますが、評価の有効期限が過ぎたものもありますので、評価の有効期限内の、最新のヴァージョンを使用するように努めてください。

その他、プログラム評価を受けていないソフトで、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める精密診断の計算過程が分かるソフトである場合は、ご相談ください。

- ◇ 精密診断の計算過程が分かるソフトの例
 - ソフト名：すまいる診太郎 2012 団体名：横浜木の建築倶楽部
 - <http://horiike.life.coocan.jp/down.htm>

3 【壁量充足型】

① 【壁量充足型】の概要

- ◇ 建築基準法施行令第46条の規定に基づき、第4項の計算法（壁量計算）を用いて現況の評価・耐震改修設計を行い、改修後の壁量が、満たすべき壁量以上となるよう耐震改修工事を行います。（ただし、風圧力に対する検討は省略できることとします。）

本事業においては、壁量計算に関連する計算法や数値を、以下の呼称で表示します。

必要壁量：各階の床面積に、下表の数値を乗じて求めた数値

建築物	階の床面積に乗ずる数値（c m/m ² ）		
	平屋	2階建ての1階	2階建ての2階
軽い屋根	1.1	2.9	1.5
重い屋根	1.5	3.3	2.1

存在壁量：軸組の種類に応じて、当該軸組の長さに建築基準法施行令第46条第4項表一の倍率の数値（次頁の表 壁仕様記号一覧 参照）を乗じて求めた数値

壁量充足率：存在壁量／必要壁量

1/4分割法：平成12年建設省告示1352号の規定に従い、側端部分（各方向の両側から1/4の部分）ごとの壁量充足率や壁率比（両側の壁量充足率の割合）により、耐力壁の配置バランスを確認する方法

② 【壁量充足型】を用いる際の注意点

- ◇ 壁量計算による壁量充足率が1.0以上であり、かつ、1/4分割法による配置バランスを満たした計画としてください。以下、「1/4分割法」により配置バランスを確認することも含めて「壁量計算」といいます。
- ◇ 現況及び補強計画の壁量計算による耐震診断の計算書を提出してください。
- ◇ 壁量計算においては、筋かいや柱頭・柱脚金物の有無により計算値に影響は及びませんが、今回実施する工事箇所においては、原則金物を設置する工事とすることを推奨します。
- ◇ 金物を設置する場合は、補強計画の計算書にはN値計算の計算書又は平成12年建設省告示第1460号に定める金物の選定根拠を添付してください。
- ◇ 壁量計算においては、建築基準法施行令第3章に定める内容を満たしていることを前提として、壁量及び配置バランスについて計算をします。**【壁量充足型】を採用する場合は、壁量計算だけでなく、現況の建物が第3章に規定する各条項に適合していることも併せて確認**してください。
- ◇ 中でも、壁量計算においては、基礎の有無や劣化状況により計算値に影響は及びませんが、建築基準法施行令第38条に定める性能を満たした基礎が存在することを前提としています。現況の基礎が当該性能を満たさないと判断した際は、基礎補強を行ってください。
- ◇ 設計者が自ら現地調査を行い、現況の壁量計算による耐震診断の計算書を作成し、それをもとに、耐震改修工事の補強計画を立て、補強計画の壁量計算による耐震診断の計算書を作成してください。（※市の無料診断により作成した計算書を現況の評価・補強計画の策定に利用することはしないでください。）
- ◇ 「耐震診断による点数」は、「1/4分割法」による配置バランスを満足していることを前提として、壁量計算による「壁量充足率」の数値を用いることとします。
- ◇ 今後、壁量計算に係る壁量充足率の割合や金物設置に係る方針が国から示された際は、その扱いに準じて運用する可能性があります。

- ◇ 「壁量計算」にて定める耐力要素について、本事業における補強計画策定の際は以下の表に記載する記号を用いて表記します。（壁倍率が「一」の仕様は、建築基準法関係法令等により定められていない仕様であり、当該診断法では使用することができません。）

なお、本手引きでは代表的な壁仕様のみ表記しています。表記以外の仕様も使用可能ですが、建築基準法関係法令等により定められた仕様及び施工方法等と一致しているか十分確認してください。

【表 壁仕様記号一覧】

記号	仕様					壁倍率
	材料	張り方	厚さ	打ち方	ピッチ	
P 1	構造用合板	大壁	7.5mm 以上	四周打ち	150mm 以下	2.5
P 2		胴貫		—	150mm 以下	1.5
P 3		大壁		川の字打ち	150mm 以下	—
P 4		真壁(受材) 大壁		川の字打ち	150mm 以下	—
P 5		真壁(受材)		四周打ち	150mm 以下	2.5
M 1	木ずり	—	—	—	—	0.5
M 2	—	—	—	—	—	—
B 6	筋かい	片筋かい	30×90			1.5
B 8		たすき 筋かい				3.0
B 10		片筋かい	45×90			2.0
B 12		たすき 筋かい				4.0

- ◇ 特殊な工法での補強を行う場合には、「建築基準法施行令第 46 条第 4 項表 1（八）に定める国土交通大臣の認定」を取得したものである必要があります。
- ◇ 特殊な工法で耐震改修工事を行う場合は、その技術評価書又は大臣認定証、資格証・受講証（設計・施工にあたり、資格や講習会の受講が必要な場合）及び当該工事で使用する壁倍率が分かる書類を添付してください。
- ◇ 申請の際、「事前説明シート」の提出が必要になります。
- ◇ 【壁量充足型】での耐震改修工事を検討する場合、【壁量充足型】の特徴（年代ごとの法の位置づけ、他の診断法と比較した際の違いや優劣）について、申請者に十分に説明し、理解を得る必要があります。「事前説明シート」を用いて説明を行い、申請者に署名をしてもらったものを提出してください。

II 補助対象及び補助金額について

1 補助対象建築物

補助の対象となる建築物は、次の全てに該当するものです。

① 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工された、木造在来軸組構法の2階建て以下の住宅

- ◇ 建築基準法施行前に着工された建築物も対象とします。
- ◇ 建築確認の履歴が不明の場合は、建築防災課に相談してください。
- ◇ 昭和56年6月1日以降に増築工事が着工され、増築部分の延べ面積が、現況及び耐震改修工事完了時の延べ面積の2分の1を超えるものは対象外です。
- ◇ 混構造の建築物は対象外です。
- ◇ 構造上3階建てとなるものは対象外です。ただし、構造上3階となる部分が、建築基準法施行令第2条第1項第8号の規定により階数に算入されない場合で、かつ、当該部分の安全性を耐震改修工事の計画をたてる設計者が確認した場合を除きます。
- ◇ 小屋裏物置等があり、現況が3階建てであっても、工事完了後に2階建てとなるものは対象とします。
- ◇ 住宅の用途がない建築物は対象外です。
- ◇ 意匠上一体のものは、全て安全性を確認することとします。
- ◇ 同一建築敷地内に複数の建築物（用途が住宅のもの）がある場合（母屋と離れ等の場合）は、原則として、全て安全性を確認することとします。ただし、やむを得ない事情がある場合は、1棟のみを補助対象建築物とすることができることとします（ただし、離れのみを補助対象とすることはできません）。この場合、補助対象建築物にしなかった建築物は、今後、本事業を利用して補助を受けることはできません。
- ◇ 長屋や、同一建築敷地内に複数の建築物（用途が住宅のもの）がある場合（母屋と離れ等の場合）であっても、本事業の申請は1件として取扱います（2件以上として、申請することはできません）。

② 耐震診断の結果、現況の耐震診断による点数が1.0未満であり、かつ、同診断法による点数が1.0以上となる耐震改修工事を行う住宅。

- ◇ 次のアからウのいずれかに該当する住宅とします。

- ア 【精密診断型】による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であり、かつ、同診断法による上部構造評点が1.0以上となる耐震改修工事を行う住宅。
- イ 【一般診断型】による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であり、かつ、同診断法による上部構造評点が1.0以上となる耐震改修工事を行う住宅。
- ウ 【壁量充足型】による耐震診断の結果、壁量充足率が1.0未満であり、かつ、同診断法による配置バランスを満たした上で、壁量充足率が1.0以上となる耐震改修工事を行う住宅。

- ◇ 現況の評価と改修後の計画を立てる診断法は同一としてください。
- ◇ 【精密診断型】、【一般診断型】、【壁量充足型】の詳細については、P. 5～「I 耐震改修設計に用いる診断法について」を参照してください。

③ 所有者等が自己の居住の用に供する住宅

- ◇ 「所有者等」とは、「所有者、所有者の配偶者若しくは一親等の親族(所有者の両親、所有者の子、所有者の配偶者の両親、所有者の子の配偶者)」のことをいいます。
- ◇ 補助対象となる住宅は、『「一戸建ての住宅」、「多世帯住宅」、「事務所及び店舗等非住宅部分を所有者等が経営（利用）している併用住宅」、「長屋」及び「共同住宅」』（※）です。ただし、住戸が複数ある場合は、全ての住戸について、当該住戸の所有者等が自己の居住の用に供している住宅が対象です。
なお、1世帯が居住するのは1住戸のみとして取扱います。
※ 「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（編集：日本建築行政会議）」等を参照してください。
- ◇ 貸家・空家等の部分がある住宅は対象外です。ただし、耐震改修工事に係る事業が完了した後に行う、完了実績報告書の提出までに「所有者又は所有者の配偶者若しくは一親等の親族が自己の居住の用に供する住宅」となる住宅は対象となります。

④ 建築基準法関係法令等に適合する住宅

- ◇ 具体的な項目については、P. 50～「V 補助金交付申請に係る建築基準法関係法令等への適合について」を参照してください。
- ◇ 耐震改修工事と同時に増築を行う場合は、工事完了後の状態が建築基準法関係法令等に適合する必要があります。
- ◇ 耐震改修工事と同時に増築を行うにあたり、建築確認申請が必要な場合は、耐震改修工事に係る事業が完了した後に行う、完了実績報告書の提出までに検査済証の写しの提出が必要になります。

⑤ 次のアからエに該当しない住宅

- ア 市が平成 19 年 9 月以降に実施した一般診断法による耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 以上となったもの
- イ 本事業及びその他過去に国又は地方公共団体等から補助金又は助成金等の交付を受けて耐震改修工事を実施したもの
- ウ 本事業に基づき交付される補助金を受けて実施する耐震改修工事に要する費用に対して、本事業に基づき交付される補助金を除く、国又は地方公共団体等から他の補助金又は助成金等の交付を受けようとするもの
- エ 横浜市耐震改修促進計画において耐震診断義務付け対象道路沿道の特定建築物とされた木造住宅に該当するもの（耐震診断義務付け対象の木造住宅は「横浜市特定建築物耐震改修等補助事業」の対象です。）

2 補助対象者

補助の対象者は、次の全てに該当する者です。

① 「1 補助対象建築物」の所有者等のうち、当該住宅に居住している者で、自己の居住の用に供するため耐震改修を行う者

- ◇ 「所有者等」とは、「所有者、所有者の配偶者若しくは一親等の親族(所有者の両親、所有者の子、所有者の配偶者の両親、所有者の子の配偶者)」のことをいいます。
- ◇ 申請者は、次のとおりとします。

ア 「補助対象建築物」に所有者本人が居住している場合

- ⇒ 居住している所有者本人を申請者とします。
- ※ 居住している所有者が複数いる場合は、そのうち代表者が申請者となります。

イ 「補助対象建築物」に所有者本人が居住しておらず、「所有者の配偶者若しくは一親等の親族」が居住している場合

- ⇒ 居住している「所有者の配偶者若しくは一親等の親族」を申請者とします。
- ※ 居住している「所有者の配偶者若しくは一親等の親族」が複数いる場合は、そのうち代表者が申請者となります。

ウ 「補助対象建築物」に現在所有者等が居住しておらず、耐震改修工事に係る事業が完了した後に行う、完了実績報告書の提出までに居住する場合

- ⇒ 耐震改修工事に係る事業が完了した後に行う、完了実績報告書の提出の時点で、アに該当する場合は、アに従い、イに該当する場合は、イに従います。

- ◇ 長屋等で、各住戸が区分所有されており、かつ、耐震改修工事の契約を区分所有者（住戸）ごとに行う場合は、「各住戸の上記アからウに該当する者」が連名で申請してください。（この場合、補助金交付申請書を提出する前に市にご相談ください。）
- ◇ 所有者が複数いる場合は、申請者以外の所有者からの耐震改修工事承諾届出書(様式9)の提出が必要となります。詳しくは、P. 41「⑩ 建物の所有者が複数名いる場合」を参照してください。

② 「1 補助対象建築物」に居住する世帯の世帯員全員に市税の滞納がないこと

③ 耐震改修工事終了後、原則として、「1 補助対象建築物」に10年間居住する者

- ◇ 本事業による補助金の交付を受け、木造住宅の耐震改修工事を実施した者は、当該補助金の交付を受けてから10年以上当該木造住宅に居住しなければなりません。
- ◇ 本事業による補助金の交付を受け、木造住宅の耐震改修工事を実施した者は、当該補助金の交付を受けてから10年以上、当該補助の対象となった部分について、耐震改修工事完了後も適切に維持管理しなければなりません。
- ただし、やむを得ず当該耐震改修工事の実施箇所を修繕、改築又は除却する場合は、当該者はあらかじめ市長の承認を受けなければなりません。

3 補助の設計・施工を行うことができる事業者

① 設計・施工事業者登録制度により登録された事業者(登録事業者)

② 申請者から、設計・施工を委託したいと申出があった登録事業者ではない事業者(一時登録事業者)

- ◇ 一時登録事業者は、当該申請のみ設計・施工を行うことができ、登録事業者名簿には記載されません。
- ◇ 一時登録事業者には、一時登録要件及び責務があります。詳しくは、P. 65～「① 一時登録事業者の登録要件」を参照してください。

4 補助金額

◇ 補助金限度額は次のとおりです。

補助区分	補助金限度額
一般世帯区分	1,000,000円
非課税世帯区分	1,400,000円

◇ 「補助区分」とは、本事業に基づき交付される補助金に設ける補助金限度額の区分のことをいい、「一般世帯区分」及び「非課税世帯区分」の2つの区分があります。

◇ 「非課税世帯区分」とは、「1 補助対象建築物」に居住する世帯員全員について、過去2年間、住民税（道府県民税、都民税、市町村税及び特別区民税をいう。）が非課税である場合の補助区分のことをいいます。

なお、この補助区分での補助金交付申請を行う場合には、過去2年間、住民税が非課税であることを証する書面を提出する必要があります。詳しくは、P. 38「⑬ 非課税世帯区分で申請する場合」を参照してください。

◇ 「一般世帯区分」とは、非課税世帯区分に該当しない場合の補助区分のことをいいます。

◇ 補助金額は、「耐震改修工事に要する費用（税抜）」（耐震改修工事以外に要する費用及び工事監理費等を除く。）、「補助区分ごとの補助金限度額」、「補助限度単価の積算額（次項参照）」のうち、いずれか最も低い額で千円未満を切り捨てて得た額となります。

5 補助限度単価及び補助限度単価の積算額

◇ 「補助限度単価」とは、補助対象建築物において実施する耐震改修工事の費用の適正を図るために設ける、工事内容に応じた市の補助金支出上の上限金額のことをいいます。

◇ 補助限度単価の積算額は、基礎工事、耐力壁工事及び屋根工事のうち実施する工事に応じて、次の①～③に規定する費用を合計した額とします。

① 基礎工事

実施する基礎工事の施工長さ(m) × 72,700 (円/m) = 基礎工事に係る補助限度金額

② 耐力壁工事

実施する耐力壁工事の施工長さ(m) × 72,500 (円/m) = 耐力壁工事に係る補助限度金額

③ 屋根工事

当該施工面積（実長よる面積）(㎡) × 12,100 (円/㎡) = 屋根工事に係る補助限度金額

6 補助対象費用及び補助対象外費用

ア 耐震改修工事に要する費用（補助対象費用）

耐震改修工事に要する費用（補助対象費用）は、次に掲げる「補助対象工事」に要する費用です。ただし、「イ 補助対象外工事」に掲げるものに要する費用を除きます。

【補助対象工事】

① 基礎工事

次の(1)から(3)に掲げる基礎工事（補助対象建築物の耐震性を一定以上向上させる目的で行う、既存の基礎を補強する工事及び基礎を新設する工事のことをいう。）に係る仮設、土工事、はつり・撤去処分、躯体工事及び床復旧工等一式（全て基礎工事に必要と認められる周辺部分を含む。）、並びに、ひび割れ補修工事を、補助対象工事とします。

(1) 布基礎新設・布基礎補強工事

◇ 精密診断法又は一般診断法における基礎Ⅱ仕様の基礎（無筋コンクリート造の布基礎・柱脚に足固めを設けた玉石基礎・東石基礎）を、同診断法による基礎Ⅰ仕様（鉄筋コンクリート造の布基礎）の基礎にする基礎工事（又は、市長がこれと同等と認める基礎工事）は補助対象です。

◇ 精密診断法又は一般診断法における基礎Ⅲ仕様の基礎（柱脚に足固めのない玉石基礎・東石基礎等）を同診断法による基礎Ⅱ仕様の基礎（柱脚に足固めの有る玉石基礎・東石基礎）又は基礎Ⅰ仕様の基礎（鉄筋コンクリート造の布基礎）にする基礎工事（又は、市長がこれと同等と認める基礎工事）は補助対象です。

◇ 布基礎新設工事（既存基礎を撤去し、新設する場合を含む）は、「鉄筋コンクリート造の布

基礎」を新設する場合のみが補助対象です。

- ◇ 補助対象ではない耐力壁工事の箇所で行う基礎新設工事は補助対象外です。
- ◇ 基礎工事は、原則として補強を行った部分は補助対象としますが、補修が目的と認められる工事は補助対象外です。
- ◇ 数量は、新設・補強ともに柱芯での施工延長とします。

(2) ベタ基礎新設・ベタ基礎補強工事

- ◇ 地盤の長期許容支持力が 30kN/m²未満の地盤に設けるベタ基礎の新設及び補強工事が補助対象です（地盤の長期許容支持力が 30kN/m²以上の場合は補助対象外です）。
- ◇ ベタ基礎の新設及び補強工事を補助対象工事とする場合は、地盤の長期許容支持力が 30kN/m²未満であることが確認できる地盤調査資料の写しの提出が必要です。

(3) 基礎ひび割れ補修工事

- ◇ 耐震性能を向上させるための基礎ひび割れ補修は補助対象です。
- ◇ 【精密診断型】【一般診断型】においては、上部構造評点に影響のない基礎ひび割れ補修は補助対象外です。

② 耐力壁工事

次の(1)及び(2)に掲げる耐力壁工事（補助対象建築物の耐震性を向上させる目的で行う、既存の壁を補強する工事及び壁を新設する工事のことをいう。）に係る仮設、撤去処分、筋かい・構造用合板等の補強材施工、補強金物取付け工事、壁・床・天井・室内建具・戸袋等復旧工事、設備機器（空調・衛生・照明・配線・メータ等）撤去・移設・復旧工事、及び雨水樋等の撤去・移設・復旧工事等一式（全て耐力壁工事に必要と認められる周辺部分を含む。）を、補助対象工事とします。

なお、耐力壁工事のための撤去・復旧工事として補助対象とできるのは、おおむね耐力壁の外周 45 cm の範囲までです。それ以上の部分について行う工事（クロス貼り工事、外壁塗装等）は、補助対象外工事とします（耐力壁工事を行うためにやむを得ない範囲を除く）。

(1) 壁新設工事

- ◇ 「既存の非耐力壁に、耐力壁（各耐震診断法により、耐力要素として計上できるもの）を新設する工事」は補助対象です。
- ◇ 増築工事及び法令違反・既存不適格の是正工事に伴う減築工事により新設する耐力壁は補助対象外です。

(2) 既存壁の補強工事

- ◇ 壁の両面又は片面を撤去し、かつ、壁の両面、片面又は軸組（筋かい・土塗壁等）を耐力要素として計算上算入できる仕様となるよう補強する工事が補助対象です。
- ◇ 現況の壁仕様（面材及び軸組材の仕様）はそのまま、平成 12 年建設省告示第 1460 号に適合する金物（筋かい金物、柱頭・柱脚金物（C P L 金物以上）及び仕口・継手に設置する金物）を設置する工事は補助対象です。

③ 屋根工事

次の(1)及び(2)に掲げる屋根工事（補助対象建築物の耐震性を向上させる目的で行う、屋根の軽量化工事、及び 2 階の減築に伴う 1 階の屋根の新設工事のことをいう。）に係る仮設、撤去処分、野地板施工、ルーフィング施工、葺き材施工及び軒樋撤去・復旧工事等一式を、補助対象工事とします。

(1) 屋根の軽量化工事

屋根の軽量化を目的として行う、屋根の葺替え工事は補助対象です。また、補助対象とする面積は、水平投影面積ではなく、軽量化される部分の実長による施工面積です。

(2) 2 階減築に伴う 1 階屋根新設工事

2 階を減築した箇所に設置する 1 階の屋根の新設工事は補助対象です。この場合、現況の 2 階の屋根が重いか軽いかは問いません。また、補助対象とする面積は、耐震改修工事前の 2 階の屋根の水平投影面と、耐震改修工事後の 1 階屋根の水平投影面が重なる部分の、耐震改修工事後の屋根の実長による施工面積（水平投影面積ではない）です。

④ 「①基礎工事」、「②耐力壁工事」及び「③屋根工事」を施工するために必要な工事

上記の基礎工事、基礎ひび割れ補修工事、耐力壁工事及び屋根工事を施工するために必要な、建具取替え工事、配管移設・復旧工事及び造作物等の撤去・復旧工事は補助対象です。ただし、施工上必要な最低限の撤去・復旧を補助対象とするほか、復旧を現況と異なる仕様で行う場合には、現況と同等の仕様のもの又は耐久性上必要最低限の仕様を補助対象とします。

⑤ 2階床面及び屋根面の剛性を向上させるための工事

2階床面及び屋根面の剛性を向上させる目的で行う、床面及び屋根面補強工事に係る撤去処分、構造用合板等の補強材設置工事及び下地復旧工事を補助対象工事とします。ただし、仕上げは補助対象外とするほか、1階の床面剛性を向上させるための工事は補助対象外とします。

⑥ 腐朽部材（土台、柱、梁）の撤去・入替え工事

土台、柱及び梁が腐朽している場合の、当該腐朽部材の撤去処分及び入替え工事を補助対象工事とします。ただし、復旧工事は補助対象外とします。

⑦ その他市長が耐震性を一定以上向上させるために必要と認める工事

上記以外の工事を補助対象工事とする場合は、補助金交付申請をする前までに、必ず建築防災課に相談をしてください。

イ 補助対象工事以外の工事に要する費用（補助対象外費用）

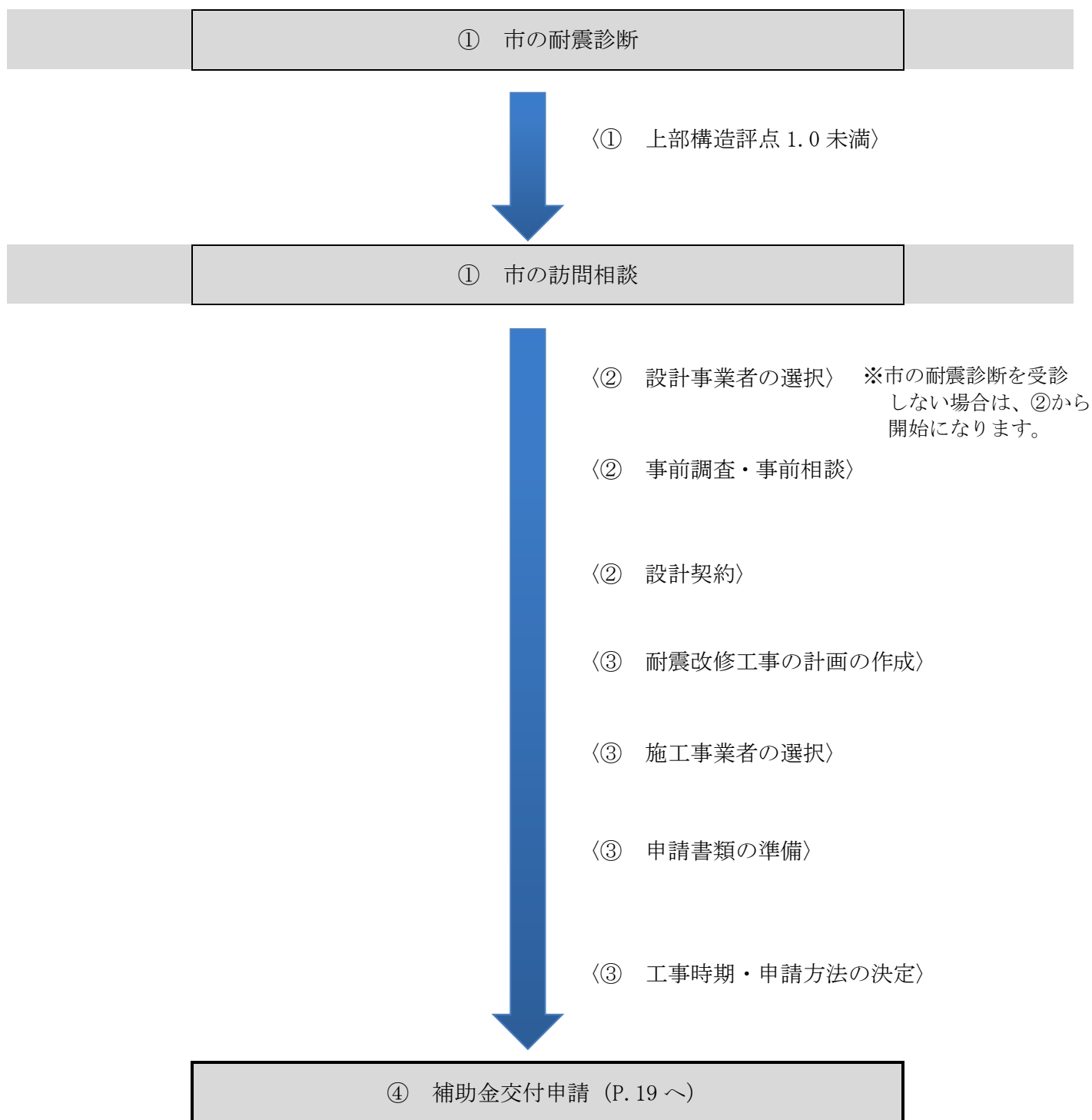
次のもの及び次のものに付随する工事は、補助対象外工事です。当該工事費は、耐震改修工事に要する費用（補助対象費用）に算入できません。耐震改修工事以外の工事に要する費用（補助対象外費用）に算入してください。

【補助対象外工事】

- ◇ 設計、工事監理及びその他設計事業者又は設計者が行う業務
- ◇ 増築工事（ただし、1階より2階が突出している場合に、2階の突出部分の外壁の直下に1階の耐力壁を新設する場合は、当該壁の新設に係る耐力壁工事及び基礎工事を除く。）
- ◇ 耐震改修工事前の状態、既に耐震性が確保されていると判定された階又は場所を補強する工事（ただし、構造上必要と認められる部分は除く。）
- ◇ 耐力壁の新設を伴わない、建具取替え、床張替え及び外壁仕様の変更等のリフォーム工事
- ◇ 基礎工事、耐力壁工事及び屋根工事の復旧工事として認められない、現況と仕様変更となる工事、及び耐久性上必要最低限を超える仕様の工事
- ◇ 耐力壁を新設する場合の、当該新設耐力壁に係る耐久性上必要最低限を超える仕様の仕上工事
- ◇ 既存設備配管の老朽化に伴う取替え工事
- ◇ 既存部材の防蟻処理
- ◇ 床下防湿コンクリート工事
- ◇ 擁壁工事等の外構工事
- ◇ 法令違反及び既存不適格部分の是正工事
- ◇ 耐震改修工事ではなく、補修及び維持管理に関する工事（ただし、補修により耐震性が向上する場合を除く。）
- ◇ 2階の増築により増加する1階の必要耐力を補う耐力壁工事
- ◇ 地盤改良工事
- ◇ 地盤の長期許容支持力が30kN/m²以上の地盤に設けるベタ基礎の新設及び補強工事
- ◇ その他市長が必要な耐震改修工事と認めないもの

III 横浜市木造住宅耐震改修促進事業のフロー及び注意点について

1 申請までのフロー



※左に表示する番号は、次頁以降に記載する詳細説明の参照番号です。

【① 市の耐震診断～市の訪問相談】

- ◇ 市の耐震診断の対象となる住宅に、市が耐震診断士を派遣し、一般診断法での耐震診断を行い、後日耐震診断報告書を郵送します。
※平成19年8月以前の市の耐震診断は「わが家の耐震診断法」により実施しています。
※平成19年9月以降の市の耐震診断（一般診断）の結果、上部構造評点が1.0以上の住宅は、「訪問相談」及び「耐震改修促進事業」の対象外です。
- ◇ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の場合に、相談員が自宅を訪問し、耐震診断の結果の説明、耐震改修の概算費用、一般的な耐震改修工事の方法等について説明を行います。

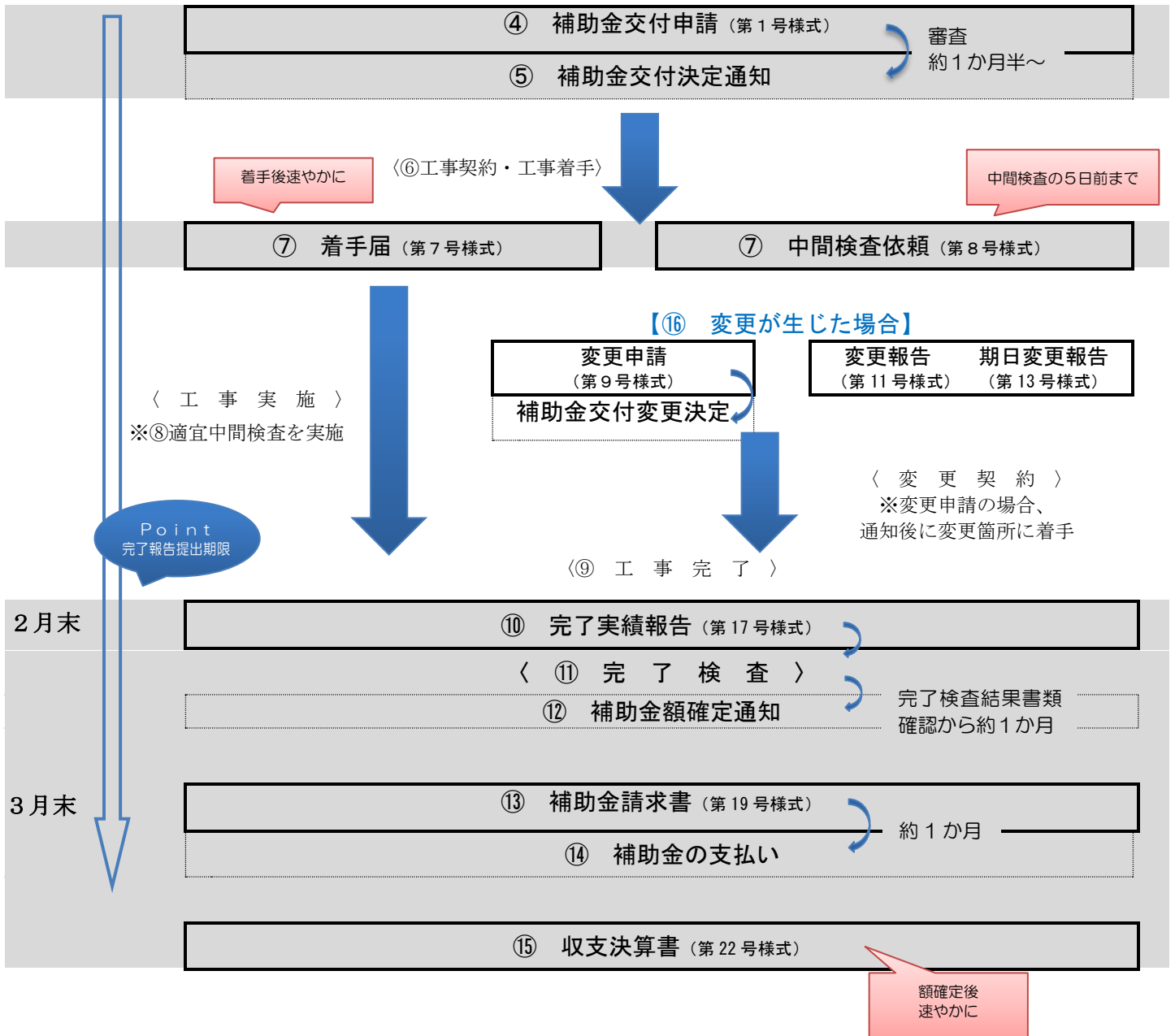
【② 設計事業者の選択～設計契約】

- ◇ 申請者が、登録事業者名簿から設計事業者を選択します。また、申請者が登録事業者でない設計事業者を選択する場合は、一時登録事業者の要件を満たしているか確認します。
- ◇ 設計者は、補助対象建築物及び補助対象者であるかを事前調査してください。この際に、事前調査の費用及び申請についての説明を必ず行ってください。
- ◇ 設計者は、必要に応じて市への事前相談を行ってください。
- ◇ 設計者は、補助対象建築物及び補助対象者であることを確認してから、設計契約を行ってください。

【③ 耐震改修工事の計画の作成～補助金申請】

- ◇ 申請者が希望する予算額や建物の状態を考慮して、十分に申請者と相談した上で、使用する耐震診断方法を決定してください。（各診断方法の概要については、P. 5～「I 耐震改修設計に用いる診断法について」を参照してください。）
- ◇ 申請者が、登録事業者名簿から施工事業者を選択します。また、申請者が、登録事業者でない施工事業者を選択する場合は、一時登録事業者の要件を満たしているか確認します。
- ◇ 申請書類一式を準備してください。
- ◇ それぞれの年度ごとに受付期間及び受付予定件数を市が定める可能性がありますので、適宜状況を確認してください。
- ◇ 工事契約は、市から通知が発行された後になりますので、それまで契約は行わないでください。事前に契約してしまうと補助金が交付されないので、注意してください。

2 単年度で実施する場合のフロー



… 提出物。提出先は一般社団法人横浜市建築士事務所協会です。郵送又は持参してください。

… 市が発行。申請者に直接郵送します。

(P. 23 も同様)

【申請から手続き完了まで】

④ 補助金交付申請

- ◇ 耐震改修工事を単年度で実施する場合の申請方法です。
- ◇ 単年度で実施する予定で「補助金交付申請書」を提出した後、2か年度にわたって実施する予定に変更することはできませんので、予め十分な余裕を見込んだ工程計画を立ててください。
- ◇ 申請には、年度ごとに受付期間及び受付予定件数がありますので、注意してください。
- ◇ 提出物や添付書類等については、P. 26～「1 補助金交付申請に係る提出物一覧」を参照してください。

⑤ 補助金交付決定通知

- ◇ 補助金交付決定通知書で補助区分及び補助金交付予定額を通知します。（補助金額の確定は、耐震改修工事完了報告後であり、当該工事が完了しない場合には補助金の交付は行いません。）
- ◇ 「補助金交付申請書」を提出した後、市の審査期間に通常約1か月半を要します。（指摘・修正箇所が多量の場合はこれ以上となることもあります。）
- ◇ 通知と併せて、中間・完了検査の項目及び検査員氏名についてお知らせします。
- ◇ 補助金交付決定通知以前に、耐震改修工事に係る事業が補助金交付申請を行った年度内に実施することが困難であることが発覚した場合は、耐震改修工事の取りやめを行い、改めて次年度以降に申請を行ってください。

⑥ 工事契約及び工事着手

- ◇ 工事契約は、補助金交付決定の通知を受けた後、速やかに行ってください。
- ◇ 契約者は申請者と同一としてください。
- ◇ 契約書には、「着手年月日」と「完了予定年月日」を記載してください。
- ◇ 工事契約後は、速やかに工事着手してください。
- ◇ 工事工程が決まり次第、検査員に連絡をとり、検査員に工事工程表を渡してください。

⑦ 着手届及び中間検査依頼

- ◇ 「着手届」は、工事着手後速やかに提出してください。
- ◇ 「中間検査依頼書」は、中間検査を受検する5日前までに提出してください。
- ◇ 「着手届」と「中間検査依頼書」は同時に提出してかまいません。
- ◇ 「中間検査依頼書」の提出がない場合には、中間検査を実施できませんので、注意してください。
- ◇ 添付書類等については、P. 43～「4 着手届の書類」を参照してください。
- ◇ 工事着手前に、耐震改修工事に係る事業が補助金交付決定通知を受けた年度内で実施することが困難であることが発覚した場合は、耐震改修工事の取りやめを行い、改めて次年度以降に申請を行ってください。

⑧ 中間検査

- ◇ 検査員に連絡を取り、次の工程で中間検査を受検してください。
（検査日の直前の検査予約は対応できません。余裕を持って予約してください。）

【中間検査を行う工程】

- ◇ 配筋完了時（1回）
- ◇ 筋かい・面材・金物等設置完了時（最低1回）
- ◇ 既存屋根撤去完了時（1回）
- ◇ その他市長が必要と認める工程

- ◇ 耐力壁工事については、検査を行う工事箇所数を市が指定します。実際に中間検査を実施する箇所は、次の各号に掲げる事項を考慮して、工事箇所を工事監理者（代表となる設計者）と協議のうえ、検査員が決定します。（1回の中間検査で指定した数の工事箇所を検査することが難しい場合は、検査員と協議のうえ、複数回の中間検査を受検してください。）

- (1) 壁の耐力の合計がより大きい工事箇所において実施する。

- ② 柱の引抜き、又は、設置する柱頭・柱脚金物の許容耐力が大きい工事箇所において実施する。
- ③ 中間検査を実施する工程が、筋かい設置完了時、面材設置完了時及び金物等設置完了時のいずれかに偏りのないようにする。
- ◇ 検査を受検する前に、必ず代表となる設計者による検査を行ってください。また、検査には、代表となる設計者（※）が立ち会ってください。
 - ※ やむを得ない理由がある場合は、当該事業者にも所属する建築士の立ち会いでも可。以下、完了検査においても同じ。
- ◇ 中間検査の内容は記録に残し、検査員から指示がある場合には従ってください。

⑨ 工事完了

- ◇ 完了実績報告書一式を提出する前に、代表となる設計者による検査を行い、耐震改修工事に係る計画どおり適正に施工されていることを確認してください。

⑩ 完了実績報告書

- ◇ 補助対象外工事を含む、全ての工事が完了したら、速やかに完了実績報告書一式を提出してください。
- ◇ 完了実績報告書を提出した後、完了検査を実施します。
- ◇ 完了実績報告には、年度ごとに提出期限が定められます。当該期限までに完了実績報告書一式が提出されず、補助金額確定が年度内に行われなかった場合には、補助金が交付されませんので、注意してください。
- ◇ 報告書一式については、P. 44～「6 完了実績報告の書類」を参照してください。

⑪ 完了検査

- ◇ 完了実績報告書一式の提出がない場合には、完了検査を実施できませんので、注意してください。
- ◇ 検査員に連絡し、完了検査を受検してください。（中間検査同様、余裕を持って連絡してください。）
- ◇ 検査には、代表となる設計者が立ち会ってください。
- ◇ 現地の出来形をもとに検査を行います。検査員からの指示がある場合は、それに従ってください。
- ◇ 確認申請を要した場合は、別途、建築基準法の完了検査を受検し、検査済証を取得してください。

⑫ 補助金額確定通知

- ◇ 完了検査実施後、耐震改修工事が適切に実施されたことを現場及び完了実績報告書にて確認した後に、「補助金額確定通知書」「耐震改修済証」を発行します。
- ◇ 「補助金額確定通知書」「耐震改修済証」「住宅耐震改修証明書」を郵送します。
- ◇ 「補助金額確定通知書」では、最終的に確定した補助金額を通知します。

⑬ 補助金請求

- ◇ 補助金額確定通知後、速やかに「補助金請求書」を提出してください。
- ◇ 補助金額確定通知を受けた年度を超えて、一定期間（出納整理期間）を過ぎると、補助金の支払いができなくなりますので、ご注意ください。
- ◇ 添付書類等については、P. 47～「7 補助金請求の書類」を参照してください。

⑭ 補助金の支払い

- ◇ 補助金請求書の受理から約1か月以内に、市が申請者の口座に補助金を振り込みます。（申請者以外の口座への振り込みはできません。）

⑮ 収支決算

- ◇ 補助金額確定通知日より速やかに、「収支決算書」を提出してください。
- ◇ 「収支決算書」の提出がされない場合、交付した補助金の返還を求められますので、注意してください。
- ◇ 添付書類等については、P. 47～「8 収支決算の書類」を参照してください。

⑩ 【変更が生じた場合】

- ◇ 通知が発行された後に、申請内容を変更する場合は、変更の手続きが必要になります。
- ◇ 「単年度で実施する計画」→「2か年度にわたって実施する計画」への変更はできません。
- ◇ 過去に変更手続きを行っている場合は、過去の変更後の耐震改修工事計画から、今回変更を行う箇所の変更手続きを行ってください。
- ◇ 変更の手続きが適切に行われないうまま、変更に係る契約及び工事施工等が行われた場合には、補助金が交付できない場合がありますので、十分に注意してください。
- ◇ 変更の内容によって、以下の1～3のうちいずれかの手続きが必要になります。添付書類等については、P. 42～「3 変更に関する書類の詳細事項」を参照してください。

【1 「変更申請」が必要な場合】

- ◇ 次のアからオの場合には、「変更申請」が必要となります。

ア 補助区分の変更

補助区分の「一般世帯区分」と「非課税世帯区分」の変更を行う場合。

イ 補助金申請額に係る変更

補助対象である耐震改修工事の計画を変更することにより、補助金申請額が増額になる場合。

ウ 設計及び施工事業者の変更

別の事業者に変更を行う場合

エ 耐震診断法の変更

耐震改修工事の計画を策定する際に用いる耐震診断法を変更する場合

オ その他市長が必要と認めた変更

上記のアからエ以外においても、補助金を交付するうえで重要な事項の変更は、変更申請が必要となる場合があります。変更を行う場合には、その手続きについて、建築防災課に確認してください。

【2 「完了期日変更報告」が必要な場合】

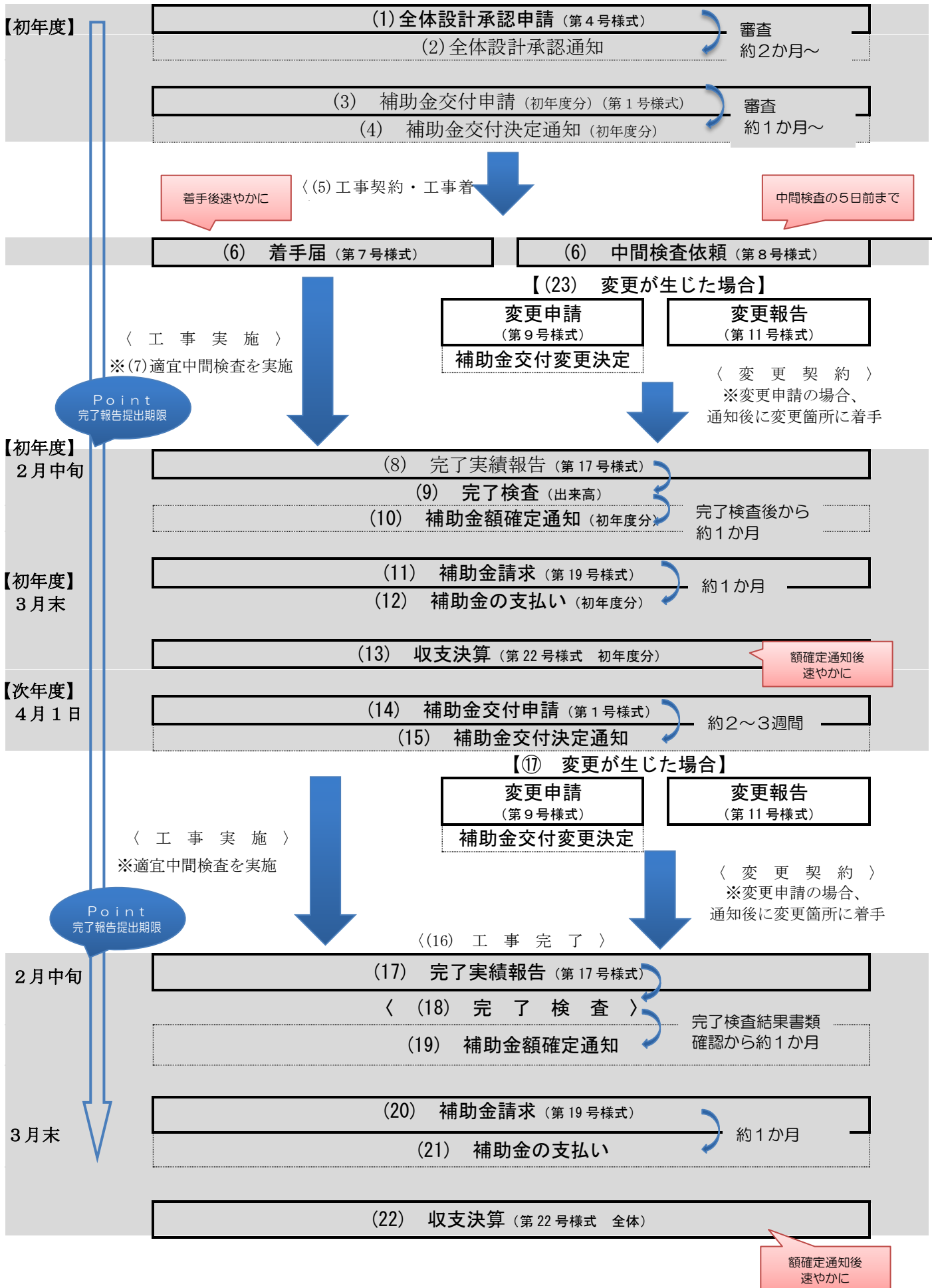
- ◇ 耐震改修工事の完了予定年月日を変更する場合は「完了期日変更報告書（第13号様式）」が必要になります。
- ◇ 市長が定める完了実績報告書一式の提出期限を超えての実施期間の延長はできません。
- ◇ 延長期間が1か月を超えない場合、又は、実施期間を短縮する場合は手続き不要です。

【3 「変更報告」が必要な場合】

【1 変更申請が必要な場合】及び【2 完了期日変更報告が必要な場合】に該当しない場合は、「変更報告」が必要となります。ただし、耐震改修工事の計画が、当初計画から著しく変更になる場合（軽微な変更と認められない場合）は、「変更申請」が必要となる場合があります。

- ◇ 「変更申請」の場合には、市が申請に対する承認通知書を発行します。まだ工事契約を締結していない場合は、通知を受けた後、速やかに契約してください。
- ◇ 変更契約を行う場合、契約は必ず「変更申請」の場合は通知後、「変更報告」の場合は報告書の提出以降に行ってください。ただし、補助対象外である耐震改修工事以外の工事費の変更契約については、契約後の変更報告でも可とします。
- ◇ 変更契約後は速やかに、変更契約書の写しを提出してください。
- ◇ 「変更申請」の場合は、変更箇所の工事着工（中間検査の受検を含む）は、通知の後としてください。
- ◇ 「変更報告」の場合は、変更箇所の工事着手をする前に、必ず建築防災課への相談が必要です。相談を行わず、工事施工が行われた場合は、中間検査を中止する場合、又は、補助金の交付ができない場合がありますので、注意してください。
- ◇ 完了実績報告書一式を提出する前に、全ての変更の手続きを終了させていることが必要です。

3 2か年度にわたって実施する場合のフロー（事前相談必須）



必ず市に耐震改修工事に係る事業が単年度内に実施できない理由を説明し、2か年度に渡って実施してよいか了解をとってください。

(1) 全体設計承認申請

- ◇ 耐震改修工事を2か年度にわたって実施する場合の申請方法です。
- ◇ 2か年度にわたって実施する予定で「全体設計承認申請書」を提出した後、単年度で実施する予定に変更することはできませんので、工事完了・補助金振込の時期については予め申請者に十分な説明をしてください。
- ◇ 申請には、年度ごとに受付期間及び受付予定件数がありますので、注意してください。
- ◇ 提出物や内容については、建築防災課にお問い合わせください。
- ◇ 全体設計承認後、速やかに、「(3) 補助金交付申請（初年度分）」を行う必要があります。
- ◇ 次年度の初日（4月初日の開庁日）に、「(14) 補助金交付申請」を行う必要があります。

(2) 全体設計承認通知

- ◇ 提出された全体設計承認申請の内容について承認したことを通知します。
- ◇ 「全体設計承認申請書」を提出した後、市及び国の審査期間に通常約2か月を要します。（指摘・修正箇所が多量の場合はこれ以上となることもあります。）
単年度で実施する場合の「補助金交付申請」と異なり、国による審査も要するため審査期間が長くなります。予めご承知おきください。

(3) 補助金交付申請(初年度分)

- ◇ 当該申請に対し、市が「補助金交付決定通知」を発行します。通知と併せて、中間・完了検査の項目及び検査員氏名についてお知らせします。

(4)～(7)については単年度で実施する場合と同様の手続きとなります。P.20～【申請から手続き完了まで】を参照してください。

(8) 完了実績報告(出来高)

- ◇ 補助対象外工事を含め、初年度の工事が全て完了したら、速やかに完了実績報告書一式を提出してください。
- ◇ 完了実績報告書を提出した後、完了検査を実施します。
- ◇ 完了実績報告には、年度ごとに提出期限が定められます。当該期限までに完了実績報告書一式が提出されず、補助金額確定が年度内に行われなかった場合には、補助金が交付されませんので、注意してください。
- ◇ 報告書一式については、P. 44～「6 完了実績報告の書類」を参照のうえ、お問い合わせください。

(9) 完了検査(出来高検査)

- ◇ 完了実績報告書一式の提出がない場合には、完了検査を実施できませんので、注意してください。
- ◇ 初年度の完了検査は横浜市職員が行いますので、建築防災課に連絡し、完了検査を受検してください。（余裕を持って連絡してください。）
- ◇ 検査には、代表となる設計者が立ち会ってください。
- ◇ 現地の出来形をもとに検査を行います。市職員からの指示がある場合は、それに従ってください。

(10) 補助金額確定通知(初年度分)

- ◇ 完了検査実施後、耐震改修工事が適切に実施されたことを現場及び完了実績報告書にて確認した後に、「補助金額確定通知書」を発行します。
- ◇ 「補助金額確定通知書」では、初年度分の最終的に確定した補助金額を通知します。

(11)～(13)については単年度で実施する場合と同様の手続きとなります。P.20～【申請から手続き完了まで】を参照してください。

(14) 補助金交付申請（2か年度目）

- ◇ 耐震改修工事が完了する年度（2か年度目）の4月初日の開庁日（原則4月1日、4月1日が土日の場合は、4月2日又は3日の平日）に、「補助金交付申請書」を提出してください。
- ◇ 2か年度目の4月初日に提出する「補助金交付申請書」は、第2面の提出を省略することができます。
- ◇ 当該申請に対し、市が「補助金交付決定通知」を発行します。

(15)～(22)については単年度で実施する場合と同様の手続きとなります。P.20～【申請から手続き完了まで】を参照してください。

【注意：申請、補助金交付決定又は全体設計承認の取消し等について】

本事業の申請の手続きには期間が定められていますので注意してください。

- ① 補助金交付申請又は全体設計承認申請を受理した翌日から起算して90日が経過しても、当該申請に係る書類に不備又は不整合がある場合、当該申請に係る申請者が補助対象者であること、当該申請に係る建築物が補助対象建築物であること、又は当該申請に係る耐震改修工事に要する費用が適正であることが、申請者及び設計事業者から提出された書類により確認できない場合で、補助金交付決定ができないとき
⇒ 補助金不交付決定又は全体設計不承認がされます。
- ② 市長が定める提出期限までに完了実績報告書一式が提出されず、補助金交付決定通知を受けた年度内に補助金額の確定が行えないとき
⇒ 補助金交付決定が取り消されます。
- ③ その他横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱に規定する期間に違反したとき
⇒ 補助金交付決定又は全体設計承認が取り消されます。また、既に補助金を交付している場合は、補助金の返還を求めます。

※ その他の場合にも申請、補助金交付決定又は全体設計承認が取り消される場合があります。詳しくは本事業の要綱を確認してください。

【事業者登録の取り消しに関する注意事項】

前頁の【注意：申請、補助金交付決定又は全体設計承認の取消し等について】の①～⑤に掲げる期限を超えた場合には、申請者に起因する場合を除き、事業者登録を取り消す（再度の一時登録届出を認めない）場合があります。

また、本事業に係る手続きにおいて、市長が登録事業者（又は一時登録事業者）に書類の追加提出又は訂正を求めた後に、90日以上書類の追加提出又は訂正がされない場合は、事業者登録を取り消す（又は再度の一時登録届出を認めない）場合があります。ただし、当該事業の申請者に起因する場合は除きます。

IV 申請書類について

1 補助金交付申請に係る提出物一覧

補助金交付申請に必要な書類は次のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。詳細については、参照ページを確認してください。

【必ず提出するもの】

＜書類名＞		＜参照ページ＞	＜様式＞	＜記入要領＞
①	申請書	P. 28		P. 74～
	補助金交付申請書		第1号様式	
②	提出書類チェックリスト	P. 28	有	
③	委任状	P. 28	有	
④	建物の所在地及び所有者が確認できるもの (以下のうちいずれか)	P. 28		
	建物の登記事項証明書 (全部事項証明)			
	その他、建物の所在地及び所有者を確認できるもの			
⑤	建築年次が確認できるもの (以下のうちいずれか)	P. 29		
	建築確認通知書 (確認済証) の写し			
	建築確認申請台帳記載証明書			
	その他、建築年次を確認できるもの			
⑥	補助対象者であることが確認できるもの	P. 29		
	住民票の写し			
	世帯員確認届出書		様式3	P. 80
	市税の滞納状況を調査することについての同意書		様式4	P. 82
⑦	補助対象建築物であること (建築物の概要) が確認できるもの	P. 29～		
	建築物概要に関する報告書		有	
	配置図及び建築基準法第43条 (敷地等と道路の関係) 及び第44条 (道路内の建築制限) に適合していることが確認できる資料			
	現況写真 (建築物の外観及び立地状況がわかるもの)			
⑧	実施する耐震改修工事の内容が確認できるもの	P. 30～		
	プランニングシート		有	
	改修工事仕様一覧表・補助金申請額算出シート		有	P. 77
	現地調査シート		有	
	耐震診断の計算書 (現況・計画)			
	工事箇所ごとの現況写真			
	工事費の見積書		参考様式有	
⑨	代表となる建築士が耐震改修促進法施行規則第5条第1号又は第2号に該当していることが確認できるもの	P. 38		
	講習会の受講証の写し			
⑩	本人確認ができる書類の写し	P. 38		
⑪	その他、市長が必要と認めるもの	P. 38		

【場合により提出するもの】

＜書類名＞		＜参照ページ＞	＜様式＞	＜記入要領＞
⑫ 登録事業者でない事業者が設計又は施工を行う場合		P. 38		
	一時登録届出書類一式		一部有	
⑬ 非課税世帯区分で申請する場合		P. 38		
	課税（非課税）証明書			
⑭ 現況に則した登記がされていない場合		P. 39～		
	誓約書		様式 1	
	申請に係る建築物の所有権確認届出書		様式 2	P. 78
⑮ 申請者が補助対象建築物に耐震改修工事完了後に入居する場合		P. 40		
	誓約書		様式 1	
⑯ 建築基準法関係法令等への抵触に係る是正工事が必要な場合		P. 40		
	誓約書		様式 1	
⑰ 今回実施する工事に確認申請が必要な場合		P. 40		
	誓約書		様式 1	
	確認済証の写し			
⑱ 建物の所有者と申請者が異なる場合		P. 40		
	戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）			
	耐震改修工事承諾届出書		様式 9	P. 79
⑲ 建物の所有者が複数名いる場合		P. 41		
	耐震改修工事承諾届出書		様式 9	P. 79
⑳ 市の耐震診断を受けている場合		P. 41		
	木造住宅の耐震診断報告書の写し			
㉑ 建物の一部に自営の店舗が含まれている場合		P. 41		
	店舗の経営者が申請者であること確認できるもの			
㉒ 特殊な工法を使用する場合		P. 41		
	特殊な工法の資料			
㉓ 【壁量充足型】にて耐震改修工事を実施する場合		P. 41		
	事前説明シート			

2 補助金交付申請書の書類の詳細事項

補助金交付申請に必要な書類の詳細については次のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

① 申請書

◆補助金交付申請書（第1号様式）〔記入要領P. 73～〕

◇ 記入要領に従い記入してください。

【第2面】

◇ 「設計事業者及び建築士事務所に所属する者のうち、代表となる設計者（工事監理者）」には申請者が本事業に係る手続きを委任する建築士の資格及び氏名を記入してください。この欄に記入する資格・氏名と、委任状の「委任する者（代表となる設計者・工事監理者） 資格・氏名」に記入する資格・氏名は同一となります。

【第3面】

- ◇ 「事業の着手（予定）年月日」は、補助金交付決定以降の日付となるので、審査・決裁に要する期間をフロー（P. 19～20）で確認し、建築防災課に相談のうえ、記入してください。
- ◇ 「事業の完了予定年月日」は、市長が定める完了実績報告書一式の提出期限以前の日付としてください。
- ◇ 「工事費予定額」及び「上記のうち耐震改修工事に要する費用」が工事費の見積書と不整合のないようにしてください。
- ◇ 「上記のうち耐震改修工事に要する費用」及び「補助限度単価の積算額」が、補助金申請額算出シートと不整合のないようにしてください。

② 提出書類チェックリスト

チェックリストを使用し、書類の不足がないことを確認してから提出してください。

③ 委任状

◇ 様式があるので、利用してください。（委任事項の追加・削除は不可とします。）

◇ 「委任する者（代表となる設計者・工事監理者） 資格・氏名」には申請者が本事業に係る手続きを委任する建築士の資格及び氏名を記入し、建築士印を押印してください。この欄に記入する資格・氏名と、補助金交付申請書の第2面の「設計事業者及び建築士事務所に所属する者のうち、代表となる設計者（工事監理者）」は同一となります。また、「委任する者（代表となる設計者・工事監理者） 資格・氏名」は建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号又は第2号に該当する人に限ります。

◇ 委任者の氏名は自署してください。

◇ 当該申請に係る市への問い合わせは、申請者のほか、原則として、この委任状にて申請者より委任をされた代表となる設計者（設計区分の登録事業者又は一時登録事業者）が行うことができます。

◇ 当該申請の各段階にて使用する建築士印は、委任状に押印した建築士印を使用してください。

④ 建物の所在地及び所有者が確認できるもの

◆建物の登記事項証明書（全部事項証明）

◇ 原則、建物の登記事項証明書（全部事項証明）を提出してください。

◇ 申請日から3か月以内の原本を提出してください。

◇ 現況に則した登記がされておらず、建物の所在地及び所有者が確認できない場合には、追加の書類提出を求める場合があります。詳細については、P. 39～「⑭ 現況に則した登記がされていない場合」を参照してください。

◇ 建物が未登記で、建物の登記事項証明書が提出できない場合は、登記事項証明書以外で建物の所在地及び所有者が確認できるものを提出してください。

（例）建物の固定資産課税台帳登録事項証明書

⑤ 建築年次が確認できるもの

◆建築確認通知書（確認済証）の写し

- ◇ 建築確認が複数ある場合（増築等を行っている場合等）は、それら全ての建築確認通知書（確認済証）の写しを提出してください。
- ◇ 建築確認通知書（確認済証）に添付された図面（副本）の写しも提出してください。
- ◇ 検査済証がある場合は、検査済証の写しも提出してください。

◆建築確認申請台帳記載証明書

- ◇ 建築確認通知書（確認済証）を紛失している場合、又は、検査済証がない（紛失した）場合は、「建築確認申請台帳記載証明」を提出してください。「建築確認申請台帳記載証明」はよこはま建築情報センターで発行できます。
- ◇ 建築時に建築確認を取得していない場合、ほかに、建築年次が確認できるものを提出してください。
(例) 建物の登記事項証明書、建物の固定資産課税台帳登録事項証明書

⑥ 補助対象者であることが確認できるもの

◆住民票の写し

- ◇ 申請日から3か月以内の原本を提出してください。
- ◇ 補助対象建築物に居住する者全てが記載されている住民票の写しが必要です。
- ◇ 世帯分離をしている場合は、それぞれの住民票の写しを提出してください。
- ◇ 申請者が耐震改修工事完了後に入居する場合は、現在居住している場所（市外を含む）の住民票の写しを添付してください。この場合は、耐震改修工事に係る事業が完了した後に行う、完了実績報告書の提出までに、補助対象建築物に申請者が居住を開始し、異動後の住民票の写しを提出する必要があります。詳しくは、P. 40「⑮ 申請者が補助対象建築物に耐震改修工事完了後に入居する場合」を参照してください。
- ◇ 耐震改修工事完了後の完了実績報告の時点で、補助対象建築物に居住する予定の者についても、全員の住民票の写しの提出が必要です。
- ◇ 補助金交付申請の時点で補助対象建築物に居住している者、及び耐震改修工事完了後の完了実績報告の時点で、補助対象建築物に居住する予定の者と生計を一つとする者（単身赴任等）についても、全員の住民票の写しの提出が必要です。
- ◇ マイナンバーの記載がないものを提出してください。

◆世帯員確認届出書（様式3）{記入要領P. 80~}

記入要領に従い記入してください。

◆市税の滞納状況を調査することについての同意書（様式4）{記入要領P. 82}

- ◇ 補助対象建築物に居住している全員（現在市外に居住しており、耐震改修工事完了後の完了実績報告の時点で、補助対象建築物に入居する予定の者がいる場合は、入居する予定の者も含む）（18歳未満の者、かつ、補助対象建築物の所有者でない者を除く。）について、横浜市税の納税状況の調査を実施します。同意書は一人一枚ずつ提出してください。この調査により滞納（延滞金を含む。）があると確認されたときは、補助対象者とはなりません。ただし、滞納されていた市税の納付（延滞金を含む。）が確認できる書類（納税証明書）の提出があれば、補助対象者となります。
なお、調査する税目は次のとおりです（延滞金を含む）。

ア	市民税
イ	固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
ウ	固定資産税（償却資産）
エ	軽自動車税
オ	特別土地保有税

⑦ 補助対象建築物であること（建築物の概要）が確認できるもの

◆建築物概要に関する報告書

- ◇ 建築基準法関係法令等に「不適合」又は「既存不適格」の場合は、「2(5) その他」に、その内容と対応方法を記載してください。
- ◇ 建築基準法関係法令等への抵触にかかる是正工事を行う場合は、誓約書（様式1）の提出が必要となります。詳しくは、P. 40「⑩ 建築基準法関係法令等への抵触に係る是正工事が必要な場合」を参照してください。
- ◇ 「2(3) 容積率・建ぺい率」に記載する、床面積、建築面積、容積率及び建ぺい率は、建築物本体のみの面積です。また、記載された面積は、所得税の特別控除に係る証明書を発行する際の金額算出面積として使用しますので、間違いのないよう、注意してください。

◆建築基準法第43条（敷地等と道路の関係）及び第44条（道路内の建築制限）に適合していることがわかるもの（配置図等）

- ◇ 配置図をご提出ください。
配置図には前面道路の幅員をご記入ください。
- ◇ 敷地が接している道路の建築基準法上の道路種別や接道長さ、敷地形態によって、提出書類が異なります。詳しい確認内容については、P. 50～「V 補助金交付申請に係る建築基準法関係法令等への適合について」を参照していただき、必要に応じて、以下のものを提出してください。（☆の提出は必須です。）

☆	建築敷地の接道状況がわかるもの（配置図等）
	道路（法第43条ただし書き空地を含む）の幅員が分かるように、メジャーテープを当てた写真（近景及び遠景）
	位置指定図の写し
	開発登録簿の写し
	狭あい道路拡幅整備事業の協議書の写し（協議済みのもの）及び狭あい道路敷実測図の写し
	2項道路の道路後退線の位置を確認できる資料
	道路台帳平面図、道路台帳区域線図（若しくは、道水路等境界明示図・復元図）
	公図の写し
	地籍測量図
	土地の登記簿事項証明書
	当該地及び周辺宅地の過去の建築確認の「建築計画概要書」及び「建築確認申請台帳記載証明書」

◆現況写真（建築物の外観及び立地状況がわかるもの）

- ◇ 敷地の概要、建築物の外観（四方面全て）が分かる写真を提出してください。
- ◇ 「木造2階建て」、「在来軸組構法」など、補助対象要件に適合しているところが確認できない場合は、追加で資料を求める場合があります。

⑧ 実施する耐震改修工事の内容が確認できるもの

◆プランニングシート（耐力壁工事・基礎工事・屋根工事）

- ◇ 耐力壁工事・基礎工事・屋根工事のうち、今回実施しない工事に係るプランニングシートは提出不要です。
- ◇ プランニングシートには以下の事項のみを記載し、それ以外の情報は市から求められた場合を除き記載しないでください（本事業用の図面として作成してください。）。

なお、プランニングシート以外に図面が必要と設計者（工事監理者）が判断する場合は、別途図面を作成してください。ただし、原則としてプランニングシート以外の耐震改修工事に係る図面は提出不要です（市から提出を求めた図面等を除きます）。

【プランニングシート（耐力壁工事）の作成方法】

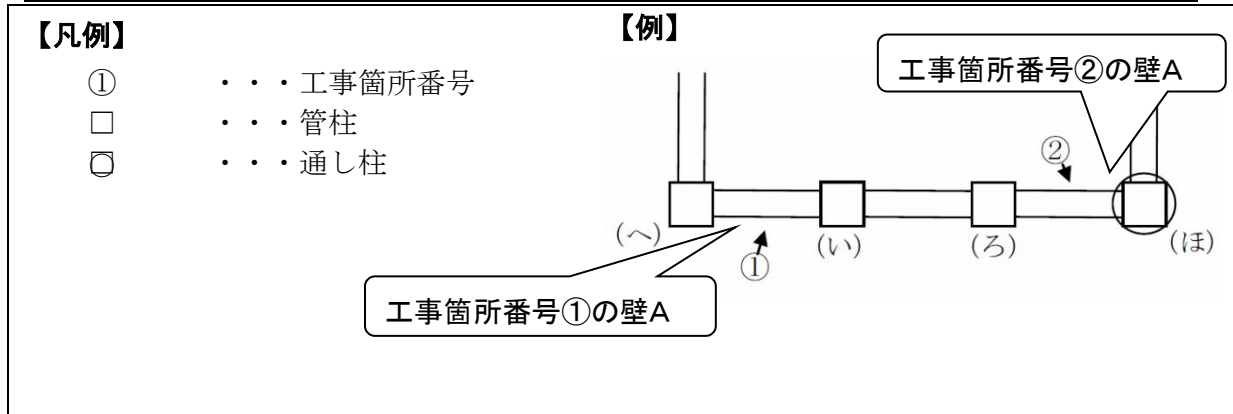
次の手順で作成してください。

- 1 市の様式、設計者が作成した図面又は木造住宅耐震診断プログラム（計算ソフト）から出力された図面を用意してください。用紙はA4又はA3サイズとします。

なお、設計者が作成した図面又は計算ソフト出力図面を使用する場合も、下記の2及び3以外の情報は記載しないようにしてください。

- 2 補助対象工事と耐力壁工事を行う箇所（柱間ごと）に工事箇所番号を凡例に従い、矢印付きで記載してください。ここで番号を記載した側（矢印で指示した側）が耐力壁工事仕様書の壁Aに該当します。（他の工事箇所番号と重複しないようにしてください。）

なお、補助対象外の耐力壁工事を行う箇所には、工事箇所番号を記載しないでください。



- 3 プランニングシート（耐力壁工事）には工事箇所番号のほか、次の内容を凡例に従って記載してください。

・ 平面図（間取り）

※ 木造住宅耐震診断プログラム（計算ソフト）から出力された計算書の平面図と、プランニングシートの通り芯番号の付番及び位置をそろえてください。

・ 室名

・ 通し柱の位置（通し柱と管柱の別）

・ 設置する柱頭・柱脚金物（柱頭と柱脚で金物が異なる場合は分かるように両方記載）

※ 計算書との整合に注意してください。

※ 柱頭・柱脚金物は、平成12年建設省告示第1460号表三の呼称（いろはにほへと・・・）での記載又は、一般名称（かすがい打、CPL、CPT・VP、羽子板ボルト・短冊金物（スクリュー釘なし）、羽子板ボルト・短冊金物（スクリュー釘なし）、HD-B10、HD-B15・・・）での記載又は具体的な名称（製品名）で記載をしてください。（製品名で記載する場合には、当該製品のカタログ（Zマーク表示金物、同等認定金物、性能認定品の金物、性能試験済みの金物の別及び許容（基準）引抜耐力が分かるもの）を添付してください。）

・ 補助対象とする設備工事（配管移設・復旧等）の位置（補助対象である耐力壁工事箇所を縦断・横断又は貫通するもの）（必要に応じて配管図）

上記及び工事箇所番号以外の壁仕様等の情報は記載しないでください（市から記載を求め場合を除きます）。

【プランニングシート（基礎伏図）の作成方法】

基礎工事を行う場合に次の手順で作成してください。

- 1 市の様式を使用するか、設計者が図面を作成してください。

なお、新設の基礎工事を行う場合は、現況のプランニングシートと計画のプランニングシートをそれぞれ作成してください。

- 2 基礎の仕様ごとに凡例を作成してください。

- 3 現況の基礎位置を基礎形式ごとに記載してください。

- 4 補強する基礎位置を基礎形式ごとに記載し、現況と計画の仕様を記載してください。
【例】現況：無筋コンクリート布基礎、計画：ツイン基礎補強
- 5 補強する布基礎の施工長さ（柱芯での長さとします。）を記載してください。また、同じ仕様の基礎工事が複数箇所ある場合は、仕様ごとの施工長さの合計を記載してください。
- 6 ひび割れ補修を行う場合は、当該工事を行う箇所に○をつけ、ひび割れ補修を行う旨を記載してください。
- 7 補助対象とする設備工事（配管移設・復旧等）がある場合で、かつ、当該設備が補助対象である基礎工事箇所を縦断・横断又は貫通する場合は、当該設備工事（配管移設・復旧）の位置を記載してください。（必要に応じて配管図）

【プランニングシート（屋根伏図）の作成方法】

屋根の軽量化又は2階の減築を行う場合に次の手順で作成してください。

- 1 市の様式を使用するか、設計者が図面を作成してください。
なお、屋根の形状（大きさ又は勾配等）が現況と計画で異なる場合は、現況のプランニングシートと計画のプランニングシートをそれぞれ作成してください。
- 2 屋根の仕様ごとに凡例を作成してください
- 3 現況の屋根を仕様ごとに記載してください。
- 4 葺替え又は新設する屋根を仕様ごとに記載し、寸法を記載してください。
- 5 現況と計画の仕様を記載してください。
【例】現況：焼成粘土瓦、計画：化粧スレート
- 6 補助対象となる屋根の葺替え工事（2階を減築する箇所に設置する1階の屋根の新設工事を含む）の施工面積の算定式を記載してください。施工面積は水平投影面積ではなく、実長による施工面積です。

◆改修工事仕様一覧表

◇ 市様式は Excel 形式で作成されており、パソコン上で作成するタイプの様式（パソコン入力専用様式）と、手書きで記入するタイプの様式（手書き専用様式）と2通りのものがあります。

このうち、パソコン入力専用様式は、入力する部分の多くが選択（プルダウン）で入力できるほか、改修工事仕様一覧表・耐力壁工事（入力面）を作成すると、自動的に改修工事仕様一覧表・耐力壁工事（第2面）及び（第3面）が入力されるようになっていきます。また、改修工事仕様一覧表を作成すると、自動的に数量表が入力され、その数が補助金申請額算出シートに自動入力されるようになっていきます。

書類の作成及び審査の省力化を図るためにも、できる限りパソコン入力専用様式を使用するようにしてください。

なお、パソコン入力専用様式を使用する際には、保護されているセル（入力できないように設定されている部分）には入力を行わないでください。また、印刷後の手書き等での修正は行わないでください。

- ◇ パソコン入力専用様式と手書き専用様式は併用できません。
- ◇ パソコン入力専用様式を用いる場合は、提出を行うシートを同時に一括して印刷をしてください。これは変更の手続きを行う場合に、入力に変更がないシートがある場合も同様です。
- ◇ 耐力壁工事仕様書はA3サイズで出力してください。
- ◇ パソコン入力専用様式の場合は、補強箇所及び補強方法の変更等を行う場合に、変更の前の Excel ファイルが残っていると、変更の書類が早く作成できますので、工事完了までは入力したファイルを保存しておいてください。
- ◇ 補助対象工事については、全てのものについて改修工事仕様一覧表の作成が必要です。
- ◇ 改修工事仕様一覧表は次のように作成してください。

【改修工事仕様一覧表の作成方法（パソコン入力専用様式の場合）】

● 耐力壁工事

改修工事仕様一覧表の耐力壁工事は入力面を入力すると、自動的に第2面及び第3面が入力されるようになっていきます。入力が必要な部分は赤枠で表示されたセルのみです。その他のセルは操作不要です。

以下の手順で作成してください。

補助対象外の工事箇所は入力しないでください。ただし、補助対象とする工事箇所は、工事を行わない側も含めて全て入力してください。

- 1 「1. 診断法を選択」から使用する診断方法を選択します。「一般診断法（2012年）」を選択する場合は、さらに使用する基準耐力の種類を選択してください。
- 2 診断方法を選択すると、「2. 標準的な仕様の耐力値」に面材及び軸組の一般的な仕様が表示されます。これにない仕様や特殊な工法等を使用する場合は、赤枠内に手入力し、左枠に任意の記号をつけてください。
- 3 シート右側の「4. 各工事箇所の仕様一覧」に、プランニングシート（耐力壁工事）に記載した工事箇所番号ごとに今回施工する仕様を入力します。

「長さ（m）」には、耐力壁の長さ（柱芯間）を入力ください。また、単位は（m）で統一してください。

「壁A」及び「壁B」は、プルダウンで選択できるようになっています。「壁A」にはプランニングシート（耐力壁工事）で工事箇所番号を記載した側（矢印で指示した側）の壁の入力を行ってください。

「軸組」も、プルダウンで選択できるようになっています。現況の筋かいに金物がなく、今回の工事でも金物を設置しない場合は、現況の筋かいの仕様（金物なしの耐力等）を赤枠内に手入力し、左枠に任意の記号を付けてください。

- 4 別シートの「耐力壁工事（第2面）及び（第3面）」には、1～3で行った入力が自動的に反映されます。作成にあたり、入力する箇所はありません。この耐力壁工事第2面及び第3面は、中間検査の際に検査員が使用しますので、必ず提出してください。ただし、使用する工事箇所番号が25を超えない場合は、第3面の提出は不要です。

なお、「0」と表示されている箇所がある場合には、入力が適切に行われていない可能性

があるので、確認してください。

- 5 「各数量の合計欄」数量表は、自動的に数値が反映されます。見積書の数量と不整合のないようにしてください。

● 基礎工事

- 1 プランニングシート（基礎工事）に記載した工事箇所番号ごとに今回施工する内容を入力します。なお、プランニングシート（基礎工事）に記載した内容と不整合がないようにしてください。
- 2 「施工長さ」には、壁芯での施工長さを入力してください。また、単位は（m）で統一してください。
- 3 「現況基礎形式」には、現況の基礎形式を、「計画基礎形式（補強方法）」には、計画の基礎形式（補強方法）を入力してください。一般的な基礎形式（補強方法）については選択できるようになっています。また、特殊な工法の場合は、工法名だけでなく、詳細な仕様まで入力してください。
- 4 「数量表」には、入力された基礎工事の数量が自動的に反映されます。

● 屋根工事

- 1 プランニングシート（屋根工事）に記載した工事箇所番号ごとに今回施工する内容を入力します。なお、プランニングシート（屋根工事）に記載した内容と不整合がないようにしてください。
- 2 「施工面積」には、「葺替え工事」の場合は、葺替えを行う面積を水平投影面積ではなく、計画の実長に基づく面積を入力してください。また、「2階減築工事」の場合は、現況の2階屋根の水平投影と、計画の1階屋根の水平投影が重なる部分の、計画の実長に基づく面積（水平投影面積ではない）を入力してください。また、単位は（㎡）で統一してください。
- 3 「現況屋根葺き材」には、現況の屋根葺き材を、「計画屋根葺き材」には、計画の屋根葺き材を入力してください。
- 4 「数量表」には、入力された屋根工事の数量が自動的に反映されます。

【改修工事仕様一覧表の作成方法（手書き専用様式の場合）】

● 耐力壁工事

耐力壁工事（手書き専用様式）は、A 3サイズで1枚に25箇所の耐力壁工事が記入できるようになっています。プランニングシート（耐力壁工事）に記載した工事箇所番号の数に応じて、必要枚数を印刷して作成してください。

プランニングシート（耐力壁工事）に記載した工事箇所番号ごとに「長さ（m）」、「壁Aの仕様」、「軸組の仕様」及び「壁Bの仕様」を記載してください。

なお、「壁A」とはプランニングシート（耐力壁工事）で工事箇所番号を記載した側（矢印で指示した側）の壁のことです。

以下の手順で作成してください。

- 1 使用する診断方法を記載してください。なお、診断方法の種類だけでなく、2004年版及び2012年版の別まで記載してください。
- 2 「工事箇所番号」には、プランニングシート（耐力壁工事）に記載した工事箇所番号を番号順に記載してください。
- 2 「長さ（m）」には、耐力壁の長さ（柱間）を記入してください。また、単位は（m）で統一してください。
- 3 「壁Aの仕様」及び「壁Bの仕様」には工法の種類（「材料」及び「張り方」）、「厚み」、「釘等」及び釘の本数または間隔（「打ち方」及び「釘ピッチ」）を記載します。また、「厚み」及び「釘ピッチ」の単位は（mm）で統一してください。

なお、これらの項目は「（2004年版又は2012年改訂版）木造住宅の耐震診断と補強方法」に記載されている基準耐力と基準剛性の表や建築基準法関係法令等を参照し、記載してください。また、各診断法で扱いが異なるので、注意してください。

土塗り壁の場合には「材料」に「土塗り壁」と記載し、「厚み」に塗厚を記載してください。厚さの単位は（mm）とし、単位は省略してかまいません。

- 4 「軸組の仕様」には、「材料」及び「施工方法」を記載します。

筋かいを新設及び取替える場合は、「材料」に筋かいの厚みを記載し、「施工方法」に「片筋かい」もしくは「たすき筋かい」と記載してください。

特殊な工法を用いる場合は、「材料」に材料名を、「施工方法」に詳細な仕様を記載してください。

- 5 「基準耐力」、「壁強さ倍率」、「壁倍率」及び「基準剛性」には、数値を記載してください。なお、単位は記載不要です。

- 6 「基準耐力合計」、「壁強さ倍率合計」、「壁倍率合計」及び「基準剛性合計」には、面材及び軸組の合計の数値を記載してください。

● 基礎工事

- 1 プランニングシート（基礎工事）に記載した工事箇所番号ごとに今回施工する内容を記入します。なお、プランニングシート（基礎工事）に記載した内容と不整合がないようにしてください。

- 2 「施工長さ」には、壁芯での施工長さを記入してください。また、単位は（m）で統一してください。

- 3 「現況基礎形式」には、現況の基礎形式を、「計画基礎形式（補強方法）」には、計画の基礎形式（補強方法）を記入してください。また、特殊な工法の場合は、工法名だけでなく、詳細な仕様まで記入してください。

- 4 「数量表」には、施工長さの合計を記入してください。記入する際には、切上げ、切捨て、四捨五入は行わないでください。

● 屋根工事

- 1 プランニングシート（屋根工事）に記載した工事箇所番号ごとに今回施工する内容を記入します。なお、プランニングシート（屋根工事）に記載した内容と不整合がないようにしてください。

- 2 「葺替え工事・2階減築工事」には、「葺替え工事・2階減築工事」から該当するものを選んで○で囲んでください。

- 3 「施工面積」には、「葺替え工事」の場合は、葺替えを行う面積を水平投影面積ではなく、計画の実長に基づく面積を記入してください。また、「2階減築工事」の場合は、現況の2階屋根の水平投影と、計画の1階屋根の水平投影が重なる部分の、計画の実長に基づく面積（水平投影面積ではない）を記入してください。また、単位は（㎡）で統一してください。

- 4 「現況屋根葺き材」には、現況の屋根葺き材を、「計画屋根葺き材」には、計画の屋根葺き材を記入してください。

なお、土葺きの場合は、「屋根葺き材」+「土葺き」と記入してください。

- 5 「数量表」には、施工面積の合計を記入してください。記入する際には、切上げ、切捨て、四捨五入は行わないでください。

◆補助金申請額算出シート

- ◇ 補助金申請額算出シートの市様式は Excel 形式で作成されており、改修工事仕様一覧表の様式と同じ一つのファイルになっています。
- ◇ ここで算出した「耐震改修工事に係る補助限度単価の積算額」及び「補助金申請額」を、補助金交付申請書の第3面に転記してください。
- ◇ 補助金申請額算出シートの作成方法は次のとおりです。

【補助予定額算出シートの作成方法（パソコン入力様式の場合）】

以下の手順で作成してください。

- 1 パソコン入力専用様式を用いる場合は、改修工事仕様一覧表から数量等が自動的に入力されるので、「補助区分ごとの補助金限度額」及び「耐震改修工事に要する費用（工事見積書のうち補助対象費用）（消費税抜）」のみを入力してください。
- 2 「補助区分ごとの補助金限度額」には、一般世帯の場合は「課税」に、非課税世帯の場合は「非課税」に「1」を入力してください。
- 3 「耐震改修工事に要する費用（工事見積書のうち補助対象費用）（消費税抜）」には、工事費の見積書から耐震改修工事に要する費用（工事見積書のうち補助対象費用）を入力してください。金額は消費税抜のものを入力してください。
- 4 以上2つを入力すれば、自動的に「補助金申請額」が自動入力されます。

【補助予定額算出シートの作成方法（手書き専用様式の場合）】

以下の手順で作成してください。

- 1 手書き専用様式を用いる場合は、まず「基礎工事」、「耐力壁工事」及び「屋根工事」の「数量」に、作成した各工事の「数量表」の数量をそのまま転記してください。
- 2 「補助区分ごとの補助金限度額」には、一般世帯の場合は「課税」に、非課税世帯の場合は「非課税」に「1」を記入してください。
- 3 「数量」に記入した数量に「単価」を乗じたものを「金額」に記入し、それぞれの「小計」及び「合計（補助限度単価の積算額）」を記入してください。端数が出る場合は、小数点以下を切り捨ててください。
- 4 「耐震改修工事に要する費用（工事見積書のうち補助対象費用）（消費税抜）」には、工事費の見積書から耐震改修工事に要する費用（工事見積書のうち補助対象費用）を記入してください。金額は消費税抜のものを入力してください。
- 5 「補助金申請額」には、「耐震改修工事に係る補助限度単価の積算額」と「補助区分ごとの補助金限度額」、「耐震改修工事に要する費用（工事見積書のうち補助対象費用）（消費税抜）」のうち、最も額が少ないものを記入してください（千円未満は切り捨ててください）。

◆現地調査シート

- ◇ 現況と計画をあわせて1つのみ提出してください。
- ◇ 現地調査及び申請者等のヒアリングをもとに作成してください。

◆耐震診断の計算書（現況・補強）

- ◇ 現況及び計画の耐震診断の計算書を提出してください。計算書の表紙には、代表となる設計者の建築士番号及び建築士氏名を記載してください。
- ◇ プランニングシート及び改修工事仕様一覧表と不整合がないようにしてください。

◆工事箇所写真

- ◇ プランニングシート及び改修工事仕様一覧表の工事箇所番号ごとに、耐震改修工事を行う箇所の写真を全て提出してください。
- ◇ 補助対象工事とする箇所の写真は全て必要です。
- ◇ 「設備工事」、「建具取替え」及び「その他工事（腐朽部材の撤去・入れ替え工事等）」等を補助対象工事とする場合は、当該工事が必要であることが分かる写真を提出してください。
- ◇ 写真の撮影位置がわかる資料もあわせて提出してください。

◆工事費の見積書

- ◇ 工事費の見積書作成の注意点は次のとおりです。
なお、市作成の参考様式がありますので、参考にしてください。

【工事費の見積書の作成の注意点】

- ◇ 次の項目を必ず記載してください。
 - ア 見積書を作成した日付
 - ※ 申請日より前の日付となります。
 - イ 依頼主氏名（申請者）
 - ウ 工事の名称
 - 【例】〇〇邸耐震改修工事
 - エ 工事を行う建築物の所在地
 - 【例】横浜市〇〇区〇〇1-2-3
 - オ 施工事業者名・代表者名
 - ※ 登録事業者又は一時登録事業者の事業者名・代表者名と同一としてください。
なお、法人の場合で、やむを得ず登録している事業者名及び所在地等と違う名称及び所在地等で見積書を作成する場合（事業者の登録は営業所だが、見積書は本社で作成する等の場合）は、登録している事業者と見積もりを作成するものが同一法人と確認できる組織表等を提出してください。
- ◇ 耐震改修工事に要する費用（補助対象費用）と、耐震改修工事以外の工事に要する費用（補助対象外費用）は別々に計上するか、別々に見積書を作成してください。
 - ※ 耐震改修工事に要する費用（補助対象費用）及び耐震改修工事以外の工事に要する費用（補助対象外費用）の詳細については、P. 14～「補助対象工事費用及び補助対象外費用」を参照してください。
- ◇ 耐震改修工事に要する費用（補助対象費用）と耐震改修工事以外の工事に要する費用（補助対象外費用）ごとに分けて小計を記載してください（別々に見積書を作成する場合を除く）。
- ◇ 耐震改修工事以外の工事を行う場合は、直接仮設、共通仮設、現場管理費、一般管理費、経費及び消費税等は、耐震改修工事に要する費用（補助対象費用）と耐震改修工事以外の工事に要する費用（補助対象外費用）で案分してください。
- ◇ 耐震改修工事に要する費用（補助対象費用）の見積りは、内訳書の明細まで作成してください（仕様・種類及び寸法等を明記してください）。特に、耐力壁工事は「改修工事仕様一覧表」で記載されている各材料名（面材、軸組）と当該材料の数量を記載し、「改修工事仕様一覧表」の数量と見積りの数量で齟齬のないようにしてください。
 - なお、一式計上を避け、適切に数量を計算した上で、材料費及び労務費まで明記してください（数量・単価を明記）。
- ◇ 補助金交付申請は、有効期限内のものとしてください。
- ◇ 値引きを行う場合は、耐震改修工事に要する費用（補助対象費用）からの値引きと、耐震改修工事以外の工事に要する費用（補助対象外費用）からの値引きに分け、全体の工事費からの値引きはしないでください。また、消費税額の算出は、値引き後の工事費から行ってください。
- ◇ 見積書の工期は、補助金交付申請の申請日以降とし、当該期間と、適用される消費税率に齟齬のないようにしてください。
 - なお、補助金交付申請から、当該申請に係る補助金交付決定通知を行うまでの間に、適用される消費税率が変更された場合は、再度新消費税率での見積書を提出する必要があります。
- ◇ 工事費については、「工事が一括して完了した日」を基準に消費税率が適用されます。工事費に複数の消費税率を適用させる場合には、あらかじめ税務署で当該工事費に適用される消費税率を確認してください。
- ◇ 工事監理費は補助対象外費用としても見積書に計上不可です。

⑨ 代表となる設計者が耐震改修促進法施行規則第5条第1号又は第2号に該当していることが確認できるもの

- ◇ 代表となる設計者は耐震改修促進法施行規則第5条第1項第1号に規定する「木造耐震診断資格者講習」又は、国土交通大臣の認定がある講習会(※)の受講証の写しを提出してください。
- ※国土交通大臣の認定がある講習会の種類については「登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習に係る認定について(技術的助言)」(平成26年7月14日国住指第960号)を確認してください。前述の技術的助言についてはホームページに公開しております。

⑩ 「本人確認ができる書類」の写し

- ◇ 本人確認ができる書類(下記1,2)のご提出が必要となります。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 申請者の本人確認ができる書類(免許証、保険証等)の写し2. 申請者から委任を受けている建築士の本人確認ができる書類(免許証、保険証等)の写し |
|--|

※マイナンバーを含む書類での提出の場合は、マイナンバーが見えない状態で提出してください。

なお、ご提出いただいた身分証の写しについては、内容確認後、破棄します。

⑪ その他、市長が必要と認めるもの

- ◇ 補助対象建築物・補助対象者であること、また、耐震改修工事計画が適切な計画であることを確認するために、P.26～の提出物一覧に記載のない資料の提出が必要となる場合があります。
- ◇ 補助対象工事か否か、又、補助対象工事の範囲を確認するために、P.26～の提出物一覧に記載のない資料の提出が必要となる場合があります。
- ◇ 2階の増築工事を行う場合は、「2階の増築により増加する1階の必要耐力を補う耐力壁工事」は補助対象外です。補助対象工事の範囲を確認するため、2階の増築工事をしないと仮定した場合の、「耐震診断の計算書(計画)」、「改修工事仕様一覧表」及び「工事費の見積書」の提出が別途必要です。

【場合によって提出するもの】

⑫ 登録事業者でない事業者が設計又は施工を行う場合

◆一時登録届出書類一式

- ◇ 登録事業者でない事業者が設計又は施工を行う場合に、設計区分又は施工区分の一時登録届出書一式の提出が必要です。また、当該事業者が設計及び施工を行う場合には、設計区分及び施工区分の両方の一時登録届出書一式(一部の書類は兼ねられます)の提出が必要です。
- ◇ 一時登録届出書一式の詳細については、P.66～「③ 一時登録の届出」を参照してください。

⑬ 非課税世帯区分で申請する場合

◆課税(非課税)証明書(過去2年間市民税・県民税が非課税であることを確認)

- ◇ 「非課税世帯区分」の補助金限度額で申請を行う場合に提出が必要です。
- ◇ 補助対象建築物に居住している全ての方の過去2年分の課税(非課税)証明書の提出が必要です。
- ◇ 耐震改修工事完了後の完了実績報告の時点で、補助対象建築物に居住する予定の者についても、全員分の過去2年分の課税(非課税)証明書提出が必要です。
- ◇ 補助金交付申請の時点で補助対象建築物に居住している者、及び耐震改修工事完了後の完了実績報告の時点で、補助対象建築物に居住する予定の者と生計を一つとする者(単身赴任等)についても、全員分の過去2年分の課税(非課税)証明書の提出が必要です。
- ◇ 各区役所で発行します。
- ◇ 申請日に応じて、どの年の課税(非課税)証明書を提出するかが異なりますので、以下を参照してください。

なお、補助金交付決定通知後に、事業内容変更申請にて、「一般世帯区分」から「非課税世帯区分」に変更する場合は、当初の補助金交付申請の申請日より、いつの課税(非課税)証明書を提出するかを判断します。

【申請日が1月1日から6月30日までの場合】

申請する年の2か年前と3か年前の各々1年間分（1月1日から12月31日）の証明書

（例）令和5年1月1日～6月30日の申請の場合

令和4年度（令和3年分）と令和3年度（令和2年分）の証明書

【申請日が7月1日から12月31日までの場合】

申請する年の1か年前と2か年前の各々1年間分（1月1日から12月31日）の証明書

（例）令和5年7月1日～12月31日の申請の場合

令和5年度（令和4年分）と令和4年度（令和3年分）の証明書

⑭ 現況に則した登記がされていない場合

◇ 現況に則した登記がされていない例としては、以下の場合が考えられます。

- ・未登記の場合
- ・登記事項証明書の床面積と現況の面積が異なる場合
- ・建物の所有者が異なる場合（所有者の住所が異なる場合も含む）
- ・持分割合が異なる場合

◇ 申請の際には、「誓約書」が必要になります。

◇ 耐震改修工事に係る事業が完了した後に行う、完了実績報告書の提出までに現況に則した登記を完了させ、登記事項証明書を提出する必要があります。

◇ 「誓約書」は、「申請に係る建築物の登記の完了（登記事項証明書の提出）」の欄に○をつけてください。また、登記を行う事項を記載してください。

◇ 現在の状況に応じて、追加の提出書類が必要になります。

【未登記の場合】

◇ 申請の際には、以下の書類の提出が必要です。

	誓約書（様式1）
	申請に係る建築物の所有権確認届出書（様式2）
	建物の所在地及び所有者が確認できるもの （例）建物の固定資産課税台帳登録事項証明書（物件証明書）

◇ 申請に係る建築物の所有権確認届出書は、全ての所有者の届出が必要です。

◇ 建物の固定資産課税台帳登録事項証明書（物件証明書）は各区役所の税務課で発行しています。申請日から3か月以内のものを提出してください。

◇ 当該建築物の所有者が複数いる場合は、「家屋共有者氏名表」が添付された建物の固定資産課税台帳登録事項証明書（物件証明書）を提出してください。

【権利部（甲区）の登記（所有権の登記）が現在の状況と異なる場合】

◇ 申請の際には、以下の書類の提出が必要です。

	誓約書（様式1）
	申請に係る建築物の所有権確認届出書（様式2）
	建物の所有者が確認できるもの （例）売買契約書の写し（売買の場合のみ）

◇ 申請に係る建築物の所有権確認届出書は、全ての所有者の届出が必要です。

＜相続の場合（登記されている所有者がなくなった場合）＞

◇ 相続が確定していないと、所有者が定まらず、結果、補助対象建築物及び補助対象者であるか否かが確定しませんので、必ず相続が確定してから申請を行ってください。また、全ての所有者（相続人を含む）の耐震改修工事承諾届出書（様式9）の提出が必要となるため、相続の確定が必要です。

なお、所有者の配偶者若しくは一親等の親族が申請者となる場合も、所有者が確定しないと補助対象建築物及び補助対象者であるか否かが確定しませんので、相続の確定が必要です。

◇ 遺産分割協議書の提出は必要ありませんが、耐震改修工事に係る事業が完了した後に行う、完了実績報告書の提出までに所有権の登記が完了しない場合は、補助対象建築物及び補助対象者とな

りませんので、注意してください。

＜売買の場合＞

- ◇ 売買を行い、補助金交付申請の時点で権利部（甲区）の登記（所有権の登記）を行っていない場合には、売買が行われたことを証するものとして、「**売買契約書の写し**」を提出してください。（引き渡しを受けたことが分かるものを提出してください。）
- ◇ 売買契約が行われていても、引渡しを受けていない場合には、補助金交付申請を行うことはできません。

【建物の登記事項に変更がある場合】

- ◇ 申請の際には、登記の変更を行う旨の「誓約書」の提出が必要になります。
- ◇ 不動産登記法第51条の規定により、建物の登記事項に変更がある場合（本事業に係る工事又は本事業と同時に行う工事により、変更となる場合を含む。）には、耐震改修工事に係る事業が完了した後に行う、完了実績報告書の提出までに変更登記を行ってください。
- ◇ 変更登記が必要となる例としては、以下の場合が考えられます。
 - ・増築の登記がされておらず、登記事項証明書の床面積と現況の面積が異なる場合
 - ・本事業に係る工事又は本事業と同時に行う工事により床面積が変更となる場合
 - ・登記事項証明書に記載された所在地と、実際の所在地が異なる場合
 - ・権利部（甲区）の所有者の住所・氏名が住民票と異なる場合※ただし、次のア及びイの場合は、申請においては登記の必要はありませんが、他の理由で登記を行う場合には、あわせて変更登記を行ってください。
 - ア 住居表示が開始されたために所有者の住所が変更になった場合
 - イ 住民票の写しに記載されている所有者の旧住所（転居前の住所）が、登記された所有者の住所である場合

⑮ 申請者が補助対象建築物に耐震改修工事完了後に入居する場合

- ◇ 耐震改修工事に係る事業が完了した後に行う、完了実績報告書の提出までに、補助対象建築物に申請者が居住を開始し、異動後の住民票の写しを提出する必要があります。
- ◇ 申請の際には、耐震改修工事完了までに申請に係る建築物への居住を開始する旨の「誓約書」の提出が必要になります。

⑯ 建築基準法関係法令等への抵触に係る是正工事が必要な場合

- ◇ 建築物概要に関する報告書「（5）その他」の欄に、是正工事を行う旨とその概要を記載してください。
- ◇ 申請の際には、是正工事を行う旨の「誓約書」の提出が必要になります。

⑰ 今回実施する工事に確認申請が必要な場合

- ◇ 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認申請が必要な場合は、申請の際に、以下の書類の提出が必要です。

誓約書（様式1）
確認済証の写し

- ◇ 建築確認申請を行い、確認済証を取得してから申請してください。
- ◇ 申請の際には、耐震改修工事後に検査済証を取得する旨の「誓約書」の提出が必要になります。

⑱ 建物の所有者と申請者が異なる場合

- ◇ 申請者が補助対象建築物の所有者本人ではなく、所有者の配偶者若しくは一親等の親族の場合、申請の際には、以下の書類の提出が必要です。

戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
耐震改修工事承諾届出書（様式9）

- ◇ 所有者の配偶者若しくは一親等の親族であることを確認するために、戸籍謄本の提出が必要です。
- ◇ 耐震改修工事を行うにあたり、所有者本人の同意が必要です。「耐震改修工事承諾届出書」は、記入要領に従い記入してください。
- ◇ すべての所有者から「耐震改修工事承諾届出書」の提出が必要です。

⑱ 建物の所有者が複数名いる場合

- ◇ 耐震改修工事を行うにあたり、すべての所有者の同意が必要です。申請の際には、「耐震改修工事承諾届出書（様式9）」の提出が必要になります。
- ◇ 「耐震改修工事承諾届出書」は、記入要領（P. 79）に従い記入してください。
- ◇ 申請者を除くすべての所有者から「耐震改修工事承諾届出書」の提出が必要です。

⑳ 市の耐震診断を受けている場合

- ◇ 市の耐震診断を受診している場合は、市が発行した木造住宅の耐震診断報告書の写し（プランニングシート、計算書等を含む全て）を提出してください。

㉑ 建物の一部に自営の店舗が含まれている場合

- ◇ 補助対象建築物に、店舗及び事務所等の非住宅部分（住宅以外の用途の部分）がある場合は、所有者又は所有者の配偶者・一親等の親族が経営していることが分かる書類（営業に係る許可証の写し、加盟店契約書の写し等）を提出してください。詳しくは、建築防災課にご相談ください。
- ◇ 店舗及び事務所等の非住宅部分を所有者の配偶者・一親等の親族が経営している場合は、「戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）」の提出が必要です。

㉒ 特殊な工法を使用する場合

- ◇ 特殊な工法で耐震改修工事を行う場合は、その技術評価書又は大臣認定証、資格証・受講証（設計・施工にあたり、資格や講習会の受講が必要な場合）及び当該工事で使用する仕様、各診断法によって、壁倍率や壁強さ倍率、基準耐力及び基準剛性が分かる書類を添付してください。
- ◇ その他、P. 5～「I 耐震改修設計に用いる診断法について」を確認してください。

㉓ 【壁量充足型】にて耐震改修工事を実施する場合

- ◇ 申請の際、「事前説明シート」の提出が必要になります。
- ◇ 【壁量充足型】での耐震改修工事を検討する場合、【壁量充足型】の特徴（年代ごとの法の位置づけ、他の診断法と比較した際の違いや優劣）について、申請者に十分に説明し、理解を得る必要があります。「事前説明シート」を用いて説明を行い、申請者に署名をしてもらったものを提出してください。

3 変更に関する書類の詳細事項

変更の際に必要な書類の詳細については次のとおりです。変更内容によって、提出するものが異なりますので、注意してください。提出は1部で、両面印刷は不可です。

・ 補助金交付申請額の増額	}	→ 変更申請
・ 補助区分の変更（課税区分・非課税区分）		
・ 設計事業者及び施工事業者の変更	}	→ 完了期日変更報告 → 変更報告
・ 耐震改修設計に用いる診断法の変更		
・ 完了予定期日の変更		
・ 上記以外の変更		

【変更申請の場合】

◇ 変更申請の際には、以下の書類の提出が必要です。

① 変更申請書（第9号様式）
② 変更した内容に関する書類一式

① 事業内容変更申請書（第9号様式）

- ◇ 補助金交付決定がされた後の変更申請の場合は、「事業内容変更申請書」を提出してください。
- ◇ 第1面及び第2面は必ず提出し、第3面は記載内容に変更がある場合のみ提出してください。

② 変更した内容に関する書類一式

- ◇ 補助金交付申請の必要書類（一時登録届出書一式を含む。）のうち、内容が変更となったもの全てを提出してください。
- ◇ 見積書は全体金額が変更とならなくても、その内訳を確認する必要がある場合には、提出が必要となります。また、見積書は変更部分だけでなく、全体を提出してください。
- ◇ 見積書の日付は、補助金交付決定通知日以降かつ当該変更申請日以前となりますので、注意してください。
- ◇ 耐震改修工事の内容を変更する場合について、改修工事仕様一覧表は、変更しないものも含め、全て提出してください。併せて、補助金申請額算出シートも提出してください。
- ◇ 代表となる設計者が変更となる場合は、再度委任状を提出してください。

【完了予定期日を変更する場合】

- ◇ 補助金交付申請書に記載した完了予定年月日を変更する場合には、「完了期日変更報告書（第13号様式）」の提出が必要です。
- ◇ 報告者は申請者です。
- ◇ 市長が定める完了実績報告書一式の提出期限を超えての実施期間の延長はできません。
- ◇ 延長期間が1か月を超えない場合、又は、実施期間を短縮する場合は手続き不要です。
- ◇ 年度をまたぐ変更（単年度→2か年度）はできません。

【変更報告の場合】

◇ 変更報告の際には、以下の書類の提出が必要です。

① 変更報告書（第11号様式）
② 変更した内容に関する書類一式

① 事業内容変更報告書（第11号様式）

- ◇ 補助金交付決定がされた後の変更報告の場合は、「事業内容変更報告書」を提出してください。
- ◇ 報告者は申請者です。
- ◇ 第1面及び第2面は必ず提出し、第3面は記載内容に変更がある場合のみ提出してください。

② 変更した内容に関する書類一式

- ◇ 補助金交付申請の必要書類（一時登録届出書一式を含む。）のうち、変更に関わるもの全てを提出してください。
- ◇ 見積書は全体金額が変更とならなくても、その内訳を確認する必要がある場合には、提出が必要となります。また、見積書は変更部分だけでなく、全体を提出してください。
- ◇ 見積書の日付は、補助金交付決定通知日以降かつ当該変更報告日以前となりますので、注意してください。
- ◇ 耐震改修工事の内容を変更する場合について、改修工事仕様一覧表は、変更しないものも含め、全て提出してください。併せて、補助金申請額算出シートも提出してください。
- ◇ 設計事業者及び施工事業者の名称、代表者又は所在地の変更を行う場合は、別途、登録事業者の登録内容の変更の手続きも必要となります（一時登録事業者を除く）。
- ◇ 代表となる設計者を変更する場合は、再度委任状を提出してください。

4 着手届の書類

- ◇ 以下の書類の提出が必要です。提出は1部で、両面印刷は不可です。

① 着手届（第7号様式）
② 工事契約書の写し
③ 工事工程表

① 着手届（第7号様式）【記入要領 P. 84】

- ◇ 記入要領に従い記入してください。
- ◇ 「2 耐震改修工事に係る事業の実施期間」の記入にあたっては、P. 44【着手届の書類作成にあたっての事業の着手年月日・完了予定年月日の注意点】を参照してください。

② 工事契約書の写し

- ◇ 補助金交付決定通知書が発行された後に締結された、工事の契約書の写しを提出してください。
- ◇ 補助金交付申請の際に提出した見積書に対する全ての契約書を提出してください。
なお、契約の内容が、補助金交付申請の際に提出した見積書の内容から変更になる場合は、契約を締結する前に変更の手続きが必要です。変更の手続きを行わず、契約が締結された場合には、補助金が交付されない場合がありますので、十分に注意してください。変更手続きについては、P. 42～「3 変更に関する書類の詳細事項」を参照してください。
- ◇ 契約書に記載する工事施工者名（契約者名）は、登録事業者又は一時登録事業者の事業者名・代表者名と同一としてください。
なお、法人の場合で、やむを得ず登録している事業者名及び所在地等と違う名称及び所在地等で契約書を作成する場合（事業者の登録は営業所だが、契約書は本社で作成する等の場合）は、登録している事業者と契約書を作成するものが同一法人と確認できる組織表等を提出してください。
- ◇ 工事契約書（耐震改修工事以外の工事を含む。）には、着手年月日及び完了予定年月日を記載してください。記載にあたっては、下記の【着手届の書類作成にあたっての事業の着手年月日・完了予定年月日の注意点】を参照してください。

③ 工事工程表【参考様式あり・記入要領 P. 85】

- ◇ 工事着手から、全ての工事（耐震改修工事以外の工事を含む。）が完了するまでの工事工程表を提出してください。
- ◇ 中間検査の時期を記載してください。
- ◇ 市の参考様式の記入要領を参考にしてください。
- ◇ 工事工程表（耐震改修工事以外の工事の工程を含む。）には、着手年月日及び完了予定年月日を記載してください。記載にあたっては、下記の【着手届の書類作成にあたっての事業の着手年月日・完了予定年月日の注意点】を参照してください。

【着手届の書類作成にあたっての事業の着手年月日・完了予定年月日の注意点】

ア 次に記載する着手年月日は全て同日としてください。

- ◇ 着手届の「2 耐震改修工事に係る事業の実施期間」の「事業の着手年月日」
- ◇ 工事契約書に記載する工事着手年月日
- ◇ 工事工程表に記載する工事着手年月日

イ 次に記載する完了予定年月日は全て同日としてください。

- ◇ 着手届「2 耐震改修工事に係る事業の実施期間」の「事業の完了予定年月日」
- ◇ 工事契約書に記載する完了予定年月日
- ◇ 工事工程表に記載する完了予定年月日

なお、完了予定年月日を変更する場合は、変更の手続きが必要となる場合があります。詳しくは、P. 42「完了予定年月日を変更する場合」を参照してください。

5 中間検査依頼の書類

中間検査依頼は、「中間検査依頼書（第8号様式）」【記入要領 P. 86】を1部提出してください。原則として、その他の添付は必要ありません。中間検査実施予定日が決まっている場合は、着手届（第7号様式）と同時に提出することをお勧めします。

6 完了実績報告の書類

耐震改修工事に係る事業が完了したとき、完了実績報告の提出が必要です。提出は1部で、両面印刷は不可です。

耐震改修工事に係る事業が完了したとき

- ◇ 以下の書類の提出が必要です。

①	完了実績報告書（第17号様式）
②	工事監理・施工状況報告書（様式7）
③	工事写真
④	補助金交付決定通知書・補助金交付変更決定通知書（変更申請を行った場合）の写し
⑤	その他、市長が必要と認めるもの
⑥	住宅耐震改修証明申請書・証明書（証明書が必要な場合）
⑦	誓約書にて誓約した事項に関する報告書類（誓約書を提出している場合）
⑧	工事費用の全額分の請求書又は領収書の写し

① 完了実績報告書（第 17 号様式）【記入要領 P. 87】

◇ 記入要領に従い記入してください。

【耐震改修工事に係る事業の完了日（工事完了日）の取扱い】

「完了実績報告書」第 2 面に記入する「耐震改修工事に係る事業の完了日」は「耐震改修工事が、補助金交付決定を受けた、耐震改修工事に係る計画どおり適正に工事が行われ、補助対象建築物の耐震診断による点数が 1.0 以上になったこと、及び耐震改修工事及び耐震改修工事以外の工事が一括して完了したことを工事監理者（代表となる設計者）が確認した日」とします。

当該日を「完了実績報告書」第 2 面等の「耐震改修工事に係る事業の完了日」に記入してください。

なお、次の点に注意してください。

◇ 工事費に適用される消費税率は、実際に「工事が一括して完了した日」で判断することとなります。

◇ 「耐震改修に伴う固定資産税の減額措置に必要な証明書」及び「耐震改修に係る所得税特別控除に必要な証明書」の発行は、市で発行できます。（代表となる設計者（工事監理者）が発行することも可能です。）市に発行を希望する場合は、「完了実績報告書」と同時に、「住宅耐震改修証明申請書」を提出してください。どちらも発行を希望する場合は 2 部提出が必要です。なお、固定資産税の減額措置の手続きは、工事完了日から 3 か月以内に各区役所で行う必要があります。

住宅耐震改修証明申請書を市が発行する際の「住宅耐震改修が完了した日は、市が「耐震改修工事が適切に完了（提出書類等も含め）したことを確認した日」を記載しますので、空欄のまま提出してください。

② 工事監理・施工状況報告書（様式 7）

◇ 代表となる設計者（工事監理者）が記入してください。

◇ 第 2 面の「3 工事監理・施工状況」には、補助対象とした工事について、全ての項目を確認し、確認結果を記入してください。ただし、耐力壁工事の場合、「筋かい設置工事」、「面材設置工事」及び「特殊な工法での工事」のうち実施した工事のみ記入してください。

◇ 「建築物全般・計画全般」については、補助対象工事の内容に関わらず、全ての確認事項について、確認結果を記入してください。

◇ 「その他市長が必要と認める工事」を補助対象とした場合、種別「その他工事」の確認事項の空欄部に、補助対象工事とした工事について、重要な確認事項を市・検査員と相談のうえ記入し、当該確認事項について、確認結果を記入してください。

③ 工事写真

◇ 補助対象工事の全ての工事箇所について、次の写真を提出してください。

なお、提出の必要のない写真は添付しないでください。ただし、工事完了報告後、市が施工状況の確認を行うために工事写真の提出を求め場合がありますので、「補助金額確定通知書」及び「耐震改修済証」が交付されるまで必ず保存してください。

【完了実績報告の際に提出する工事写真】

ア 耐力壁工事の写真

・ 工事箇所ごとに、「工事着手前」、「軸組（筋かい等設置）完了時」、「面材（構造用合板等）設置完了時」及び「工事（仕上げ）完了時」の写真を原則として各 1 枚ずつ提出してください。ただし、両面補強の場合は、「面材（構造用合板等）設置完了時」及び「工事（仕上げ）完了時」の写真は両面分提出してください。

・ 写真は当該工事箇所の耐力壁全体（左右の柱及び上下の横架材）が映るように撮影したものを提出してください。遠景からの撮影が難しい場合には、上下 2 枚に分けて撮影した写真を提出してください。

イ 基礎工事の写真

- ・ 工事箇所ごとに、「工事着手前」、「配筋完了時」及び「工事完了時」の写真を原則として各1枚ずつ提出してください。
- ・ 基礎工事を行った箇所の全景が映るように撮影したものを提出してください。1枚で全景を撮影することが難しい場合は、複数毎に分けて撮影した写真を提出してください。

ウ 屋根工事の写真

- ・ 工事箇所ごとに、「工事着手前（近景）」、「工事着手前（遠景）」「既存屋根葺き材撤去完了時」、「野地板設置完了時」、「工事完了時（近景）」及び「工事完了時（遠景）」の写真を原則として各1枚ずつ提出してください。
- ・ 「工事着手前」及び「工事完了時」の遠景写真はできる限り建築物全体が映っているものを提出してください。

エ その他工事の写真

- ・ ア～ウ以外の工事を補助対象とした場合には、工事箇所ごとに、「工事着手前」、「当該工事の工事施工状況がわかる写真」及び「工事完了時」の写真を提出してください。

オ 建築基準法関係法令等の是正工事

- ・ 建築基準法関係法第43条及び第44に係る是正工事がある場合は、「是正前」及び「是正後」の写真を提出してください。
- ・ メジャーテープ、下げ振り及びポール型メジャー等を適宜利用し、是正が行われたことがわかるように撮影した写真を提出してください。

カ その他市長が必要と認める写真

その他補助対象工事が適切に行われたことを確認するために上記アからオ以外の写真の提出が必要となる場合がありますので、必ず補助対象工事の全ての工事箇所及び工程についての写真撮影を行うようにしてください。

◇ 工事箇所番号ごとに工事着手前から工事完了時までをまとめ、かつ、工事箇所番号順に並べたものを添付してください。（「軸組（筋かい等）設置完了時」のみの写真を工事箇所番号順で並べる等、工事段階ごとに並べたものは不可とします。）

◇ 写真はA4サイズに4枚入る程度の大きさに提出し、小さすぎないようにしてください。

④ 補助金交付決定通知書・補助金交付変更決定通知書（変更申請を行った場合のみ）の写し

⑤ その他、市長が必要と認めるもの

◇ ①～④の書類により、補助対象工事が適切に完了したことが確認できない場合は、追加で書類提出を求める場合があります。

◇ 特殊な工法で耐震改修工事を行った場合は、設計・施工・工事監理仕様書（マニュアル）等で定められた方法で施工状況を確認した資料（施工チェックシート等）を提出してください。

⑥ 住宅耐震改修証明申請書・証明書（所得税特別控除及び固定資産税減額措置の証明様式）

◇ 必ず両面印刷としてください。

◇ 耐震改修に関わる所得税の特別控除や固定資産税の減額措置を受ける場合に、申請者の住所（住民票の住所）、電話番号、氏名、家屋の所在地（対象建築物の登記上の所在地）のみを申請者が記入し、提出してください。（他の項目は記載しないでください。）

※ 所得税が非課税の場合等、当該証明書が必要ない場合は提出する必要はありません。

◇ 耐震改修工事に関する契約を複数名で行った場合、それぞれが所得税の特別控除を受けられる可能性があります。この場合には、建築防災課に相談してください。（各人の費用の負担割合に応じて証明書を発行するため、別途、報告書を提出する必要があります。）

◇ 耐震改修済証及び補助金額確定通知書と同時に証明書の発行及び送付を行います。

- ◇ 耐震改修計画を立てた建築士（代表となる設計者（工事監理者））も当該証明書の発行を行うことができます。ただし様式が異なりますのでホームページでご確認ください。
- ◇ 所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置をどちらも受ける場合、**2部**提出してください。（1部は所得税の特別控除用に、1部は固定資産税減額措置用に発行します。）

⑦ 誓約書にて誓約した事項に関する報告書類

【補助対象建築物の登記が必要であった場合】

- ◇ 登記後の「建物の登記事項証明書（全部事項証明）」を提出してください。

【申請者が補助対象建築物に耐震改修工事完了後に入居した場合】

- ◇ 入居後の「住民票の写し」を提出してください。

【建築基準法関係法令等への抵触に係る是正工事を行った場合】

- ◇ 第43条（敷地等と道路の関係）及び第44条（道路内の建築制限）に係る是正工事の場合は、工事前後の写真を提出してください。
- ◇ 上記以外の場合は、是正完了報告書を提出してください。

【今回実施した工事に確認申請が必要であった場合】

- ◇ 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する完了検査を受検し、「検査済証の写し」を提出してください。

⑧ 工事費用の全額分の請求書又は領収書の写し

- ◇ 申請において提出した、全ての工事の契約についての請求書又は領収書（補助対象外のものも含む）の写しを提出してください。

7 補助金請求の書類

- ◇ 補助金請求の際には、以下の書類の提出が必要です。提出は1部で、両面印刷は不可です。

	① 補助金請求書（第19号様式）
	② 通帳又はキャッシュカードの写し
	③ その他、市長が必要と認めるもの

① 補助金請求書（第19号様式）【記入要領P.92】

- ◇ 記入要領に従い記入してください。

② 通帳又はキャッシュカードの写し

- ◇ 補助金請求書に記入した口座の通帳又はキャッシュカードの写しを提出してください。
- ◇ 金融機関名、支店名（又は支店番号）、口座番号及び口座名義人のフリガナの4つの項全てがわかるものを提出してください。通帳の場合は、見開きのページに4つの項目全てが記載されていれば、当該ページの写しを1枚提出してください。

③ その他、市長が必要と認めるもの

8 収支決算の書類

- ◇ 収支決算の際には、以下の書類の提出が必要です。提出は1部で、両面印刷は不可です。
- ◇ 補助金額確定通知後速やかに収支決算書が提出されない場合には、補助金の返還を求める場合がありますので、注意してください。

	① 収支決算書（第22号様式）
	② 工事費の領収書の写し

① 収支決算書（第 22 号様式）【記入要領 P. 93】

- ◇ 記入要領に従い記入してください。
- ◇ 収入欄の費目欄には、「本事業補助金」以外に、「自己資金」及び「融資」等と記載してください。

② 工事費の領収書の写し

- ◇ 申請において提出した、全ての工事の契約についての領収書（補助対象外のものも含む）の写しを提出してください。
- ◇ 完了報告時に領収書を提出している場合は省略可能です。

9 申請の取止め又は取下げの書類

【補助金交付決定前】

事情により耐震改修工事に係る事業を取止め又は取下げる場合は、速やかに「耐震改修工事計画取止め・取下げ届（第 14 号様式）」を提出してください。原則として、その他の書類は必要ありません。提出は 1 部です。

【補助金交付決定後】

事情により耐震改修工事に係る事業を取止める場合は、速やかに次の書類を提出してください。提出は 1 部で、両面印刷は不可です。

①	耐震改修工事取止め承認申請書（第 15 号様式）
②	交付を受けた通知書の原本
③	その他、市長が必要と認めるもの

① 耐震改修工事取止め承認申請書

② 交付を受けた通知書の原本

- ◇ 次に掲げる通知書のうち、交付を受けたものの原本を提出してください。
 - ・ 補助金交付決定通知書
 - ・ 補助金交付変更決定通知書

③ その他、市長が必要と認めるもの

10 申請書類の入手方法

申請書類は、「建築防災課」、「一般社団法人横浜市建築士事務所協会」及び「ハウスクエア横浜」にて配布しているほか、次の「横浜市建築局建築防災課」のホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/taishin/hojokinshienseido/mokutai/mokukaishu/mokukaishu.html>

11 申請書類の提出先

申請に係る書類は全て市の委託団体である「一般社団法人横浜市建築士事務所協会」に持参又は郵送で提出をしてください。

【一般社団法人横浜市建築士事務所協会】

〒231-0003

横浜市中区北仲通 4-40 商工中金横浜ビル 5F

TEL : 045-662-2711

受付時間 : 平日 9 時～12 時、13 時～16 時

12 建築防災課の所在地

本事業の所管課である、建築防災課の所在地は次のとおりです。本事業についての相談は、こちらにお願いします。

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 市庁舎 25階

横浜市 建築局 建築防災課

TEL : 045-671-2943 FAX : 045-663-3255

開庁時間 : 平日 8時45分～17時15分

(12時00分～13時00分を除く)

13 よこはま建築情報センターの所在地

建築確認申請台帳記載証明書等の発行を行う、よこはま建築情報センターの所在は次のとおりです。

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 市庁舎 2階

よこはま建築情報センター

TEL : 045-671-4503

開庁時間 : 平日 8時45分～17時15分



V 補助金交付申請に係る建築基準法関係法令等への適合について

本章では、補助対象建築物の要件のうち、「建築基準法関係法令等に適合する住宅」であることを確認するためのポイントについて記載しています。事前調査を行う際には、本章を参考にしてください。

なお、判断に迷う場合には、建築防災課へ相談してください。

1 建築基準法関係法令等

横浜市木造住宅耐震改修促進事業でいう、「建築基準法関係法令等に適合する住宅」とは、次のすべてに適合している住宅のことをいいます。詳細については、次項以降を参照するほか、「神奈川県建築基準法取扱基準―面積、高さ、階数等の算定方法―」、「横浜市建築基準法取扱基準集」及び「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（編集：日本建築行政会議）」を参照してください。

- | | |
|---------------------------|------------------|
| ① 建築基準法第 43 条（敷地等と道路との関係） | } 申請時に根拠資料の提出が必要 |
| ② 建築基準法第 44 条（道路内の建築制限） | |
| ③ 建築基準法第 47 条（壁面線による建築制限） | |
| ④ 建築基準法第 52 条（容積率） | |
| ⑤ 建築基準法第 53 条（建ぺい率） | |
| ⑥ 建築基準法第 56 条（建築物の各部分の高さ） | |
| ⑦ 建築基準法第 58 条（高度地区） | |
| ⑧ その他特に必要な関係法令等 | |

【既存不適格及び不適合について】

◇ 既存不適格建築物とは、現行法に適合していないが、最終の建築行為（増築等を含む）を行った時点で、建築基準法に適合していた建築物のことをいいます。上記の①から⑧について、現況及び計画の建築物が建築基準法関係法令等上、既存不適格建築物として扱えるものは補助対象建築物とします。

ただし、今回、既存不適格部分を工事（補助対象外工事を含む）する場合及び増築等の建築行為を行う場合には、現行法に適合するように是正するものを補助対象建築物とします（誓約書（様式 1）の提出要）。

なお、今回の工事で建築行為が発生しない場合であっても、将来、増築等の建築行為が発生する場合には是正が必要となる旨を申請者に説明する必要があります。

◇ 最終の建築行為（増築等を含む）を行った時点で、建築基準法に適合しない部分のある建築物は、耐震改修工事の完了までに適合しない部分を是正するものは、補助対象建築物となります（誓約書（様式 1）の提出要）。

◇ 申請者の方には、補助を受けるためには是正完了が条件であることをよく説明してください。

2 建築基準法第 43 条（敷地等と道路との関係）及び第 44 条（道路内の建築制限）

敷地は建築基準法上の道路に 2 m 以上接していますか。又、建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等が道路に突き出していないですか。

ア 接している道路の建築基準法上の道路種別ごとの設計ポイント等

建築敷地は、道路に 2 m 以上接する必要があります。又、道路内に建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等が建築又は築造されていない必要があります（生垣や植木鉢は、ここでいう制限の対象ではありませんが、道路法（占用の規定）、道路交通法（道路の使用規定）上できる限り撤去するように努めてください）。

敷地が接している道路の建築基準法上の種別によって、設計のポイントや必要な提出書類が異なります。以下に、道路種別ごとに説明します。

① 法第 42 条第 1 項第 1 号～第 4 号

A 設計ポイント

- ◇ 法第 42 条第 1 項第 1 号～第 4 号道路とは、道路幅員が 4 m 以上確保されている公道（法第 42 条第 1 項第 1 号）や、開発等により築造された道路（法第 42 条第 1 項第 2 号）、基準時（昭和 25 年）当時から幅員が 4 m 以上である私道（法第 42 条第 1 項第 3 号）、道路法・都市計画法等により 2 年以内に事業執行予定として特定行政庁が指定する道路（法第 42 条第 1 項第 4 号）のことをいいます。幅員が 4 m 以上確保されていることが前提となりますが、確保されて

いない場合もありますので注意が必要です。必ず現地で道路の現況幅員や道路境界を確認し、必要であれば道路台帳区域線図等で調査してください。

- ◇ 法第42条第1項道路、法第42条第1項第2号道路で、道路台帳区域線図及び開発登録簿等がある場合は、その図面上の幅員が現地でも確保されているか確認してください。

B 必要提出書類（現況幅員4m未満、若しくは、道路図面上の幅員が確保されていない場合）

- ・ 公道の場合は、道路台帳平面図、道路台帳区域線図（若しくは、道水路等境界明示図・復元図）
- ・ 私道の場合は、開発登録簿（法第42条第1項第2号）写し、公図の写しや地積測量図（法第42条第1項第3号）
- ・ 現況幅員の現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法が読み取れるもの）

C 不適合の場合の対処方法

- ◇ 法第42条第1項（5号を除く、公道）の場合で、現況幅員が4m未満の場合の対処方法は次のとおりです。

現況幅員	公道図面の有無※1	公道図面上の幅員※2	道路再判定の要否※3	不適合の場合の対処法
4m未満	有	4m以上	否	道路境界線を配置図に明示します。道路境界線から突出している建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物がある場合は、それを配置図に明示し、支障物の撤去等を行う旨を記載してください。また、「建築物概要に関する報告書」に「道路突出が有」とし、工事完了までに支障物を撤去する旨を記入してください。
	有	4m未満	要	道路判定結果後、その道路種別に従って設計してください。
	無	不明	要	

※1 「公道図面」とは、「道路台帳区域線図」、「道路台帳平面図」、「道水路等境界明示図・復元図（各土木事務所所管）」です。

※2 「公道図面上の幅員」が「4m以上」とは、補助対象建築物の建築敷地の前だけではなく、1つの路線で一連に幅員4m以上確保されていることをいいます。

※3 建築指導課に道路相談票を提出して道路種別の再判定を依頼してください。

- ◇ 法第42条第1項第1～第2号道路で、現況幅員は4m以上あるが、道路図面上の幅員は確保されていない場合、図面上の道路形態を確保する必要があります。道路境界線を明確にして配置図に明示し、道路境界線から突出している建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物の撤去等を行う旨を記載してください。また、「建築物概要に関する報告書」に「道路突出が有」とし、工事完了時までに形態を復元する旨を記入してください。

② 法第42条第1項第5号（位置指定道路）

A 設計ポイント

- ◇ 現況幅員が道路位置指定図上の指定幅員以上確保されているか確認してください。（位置指定道路の幅員と公道の幅員が異なることがありますので、注意してください。）
- ◇ 角地の場合、道路位置指定図どおりの隅切が確保されているか確認してください（隅切部分も位置指定道路の一部です）。

B 必要提出書類

- ・ 道路位置指定図（情報相談課（よこはま建築情報センター）で取得できます）
- ・ 現況幅員、隅切の現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法が読み取れるもの）

C 不適合の場合の対処方法

- ◇ 道路位置指定図どおりに道路形態がない場合は、原則として道路位置指定図どおりの形態を復元する必要があります。まずは建築防災課に相談してください。状況に応じて、復元方法等について建築指導課への相談が必要となる場合があります。
- ◇ 位置指定道路の復元が必要な場合は、配置図に正しい位置指定道路の位置を示し、位置指定道路の道路境界線から突出している建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物の撤去等を行う旨を記載してください。また、「建築物概要に関する報告書」に「道路突出が有」とし、工事完了までに支障物を撤去する旨を記入してください。

③ 法第 42 条第 2 項（2 項道路）（狭あい道路の整備促進路線以外）

A 設計ポイント

- ◇ まずは建築防災課に報告したうえで、建築指導課へ 2 項道路の中心線（後退線）等の相談をしてください。
- ◇ 建築指導課への相談で判明した 2 項道路の中心線を配置図に明示してください。
 - ・ 2 項道路の中心線（後退線）は、公道（査定済みのもの）の場合、通常公道の中心となることが多く、区域線図や、道水路等境界明示図・復元図（査定図）から道路の中心線（後退線）を判断してください。
ただし、過去の建築確認における 2 項道路中心線が公道中心となっていない場合には注意が必要です。
 - ・ 査定されていない公道や私道の場合には、当該地及び周辺宅地の過去の建築確認の状況、公図の写し、地籍測量図、現地の状況等から 2 項道路の中心線（後退線）を判断します。なお、過去の建築確認の状況は建築計画概要書及び建築確認申請台帳記載証明書で確認することができます（年代により建築計画概要書がない場合があります）。
 - ・ 「道路台帳区域線図」や「道水路等境界明示図・復元図」を確認したところ、道路が不整形である場合（反対側に一方的に拡張されている等）は、旧公道から何らかの理由で道路後退をして、公道移管されている可能性があります。その場合は、公図の写し、後退用地の地積測量図、「道路台帳区域線図」及び「道水路等境界明示図・復元図」等から、旧公道の道路境界を確認し、旧公道の中心線を判断する必要があります。
 - ・ 現況幅員が 4 m より大きい場合は、敷地が道路に接していない可能性があります。上記の方法から 2 項道路の中心線（後退線）を判断し、敷地が 2 項道路に接しているかどうかを確認してください。
また、路線としてすでに幅員 4 m 以上で公道移管されている場合は、法第 42 条第 1 項第 1 号道路に判定替えできる可能性があります。

B 必要提出書類

- ・ 現況幅員の現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法が読み取れるもの）
- ・ 【公道の場合】道路台帳平面図、道路台帳区域線図（ホームページ、若しくは、道路局道路調査課で取得できます。）（道路台帳区域線図がない場合は、各土木事務所にある「道水路等境界明示図・復元図」があるかどうか調査します。）
- ・ その他必要に応じて、道路後退の判断資料等（当該地及び周辺宅地の過去の建築確認の「建築計画概要書」及び「建築確認申請台帳記載証明書」、公図の写し、地積測量図、土地の登記事項証明書等）

C 不適合の場合の対処方法

- ◇ 配置図に、道路種別、2 項道路の道路中心線及び道路後退線、支障物、道路排水設備（U 字溝）、市杭や公道の境界線（公道の場合）を明記し、2 項道路の道路後退線から突出している建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物の撤去等を行う旨を記載してください。
- ◇ 「建築物概要に関する報告書」に「道路突出が有」とし、工事完了までに支障物を撤去する旨を記入してください。
- ◇ 耐震改修工事の完了検査までに支障物を撤去し、道路の中心から 2 m 後退（場合により、片側 4 m 後退）してください。

- ◇ 現況幅員 4 m 以上の場合で、法 42 条第 2 項道路境界線（道路の後退線）と敷地の間に第 3 者所有の土地が存在する場合（＝事実上当該地が 2 項道路境界線に接していない場合）、必要に応じて 2 項道路と敷地の間の土地所有者に土地使用の承諾を得る必要があります。その場合は、建築防災課までご相談ください。配置図には、2 項道路の中心線、2 項道路境界線、敷地境界線等を明示してください。最終的には、当該地が 2 項道路境界線に接するように敷地を設定する必要があります。

④ 法第 42 条第 2 項（2 項道路）（狭あい道路の整備促進路線）

A 設計ポイント

狭あい道路の整備促進路線に接している場合は、「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」（横浜市狭あい道路拡幅整備事業）に基づき、建築防災課狭あい道路担当に協議書を提出してください。補助金交付申請の際に、協議が終了したことを証する、協議書の写し（協議済のもの）及び狭あい道路敷実測図の写しを提出してください。

なお、場所によっては協議の必要がない場合があります。（協議の要否についても建築防災課狭あい道路担当で判断します。）

B 必要提出書類

- ・ 現況幅員の現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法の確認できるもの）
- ・ 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例に基づき協議が終了したことを証する、協議書の写し（協議書の裏面に市長印が押されたものとなります）（建築防災課狭あい道路担当発行）
- ・ 狭あい道路敷実測図の写し（建築防災課狭あい道路担当が作成したものがある場合）

C 不適合の場合の対処方法（道路に突出した支障物がある場合）

工事の完了までに、2 項道路の道路後退線から突出している建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物を撤去することが必要です。横浜市狭あい道路拡幅整備事業の協議書に基づき、当該支障物の撤去を行ってください。

なお、横浜市狭あい道路拡幅整備事業の助成金については、建築防災課狭あい道路担当に問い合わせてください。

- ◇ 配置図に、道路種別、2 項道路の道路中心線及び道路後退線、支障地物、道路排水設備（U 字溝）、市杭や公道の境界線（公道の場合）を明記し、2 項道路の道路後退線から突出している建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物の撤去等を行う旨を記載してください。
- ◇ 「建築物概要に関する報告書」に「道路突出が有」とし、工事完了までに支障物を撤去する旨を記入してください。

⑤ 法第 43 条第 2 項第 1 号の認定又は同項の 2 号の許可を要する道路状空地

A 設計ポイント

◇ 法第 43 条第 2 項の道路状空地のみに接道している建築敷地は、建築物を建築（増築を含む）する前に法第 43 条第 2 項に基づく許可をとる必要がありますが、建築行為（増築を含む）がない耐震改修工事は許可までとる必要性はありません（増築を行う場合には許可が必要です）。

◇ 耐震改修工事と同時に建築行為が発生する場合は、建築確認申請の要・不要を問わず法第 43 条第 2 項に基づく許可を取得し、補助金交付申請・事業計画承認申請の際に許可通知書の写しを提出してください。

◇ 法第 43 条第 2 項に基づく許可が必要ないものについては、建築物及び建築物の敷地が法第 43 条第 2 項に基づく許可の建築審査会包括同意基準に適合するものを補助対象とします。建築審査会包括同意基準に該当するか否かについては、市街地建築課に相談し、その後建築防災課に報告してください。

なお、建築行為が発生する場合は、法第 43 条第 2 項に基づく許可の建築審査会包括同意基準 3-3 または 3-3 の 2 に適合させる必要がありますが、本事業においては、現況及び耐震改修工事完了後に、同基準のうち次の基準を満たすものを補助対象とします。ただし、将来的に建築行為が発生する場合には、全ての基準に適合させる必要があることを必ず申請者に説明してください。

【建築審査会包括同意基準 3-3 のうち本事業の補助要件とするもの】

※ 明朝体で記載されているものは、建築審査会包括同意基準 3-3 の原文のままです。ゴシック体で記載されているものは解説です。

3-3 建築基準法施行規則第 10 条の 3 第 4 項第 3 号の規定に適合し、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない建築物は、次の各号の基準に適合する建築物とする。

(1) 平成 11 年 5 月 1 日（以下「基準時」という。）前において、確認済証の交付がされた建築物の敷地、又は基準時において現に存する建築物の敷地に 2 m 以上接する建築基準法（以下「法」という。）第 42 条第 1 項に規定する道路を築造することが極めて困難な場合において、次に掲げる要件に該当する空地に 2 m 以上接する敷地に建築する建築物であること。

⇒ 下線部については、現在の建築物の敷地が空地に 2 m 以上接する敷地であることを補助要件とします。

ア 敷地から法第 42 条に規定する道路（以下「法の道路」という。）までの空地の幅員が 1.8m 以上あり、一般通行の用に供されていること。

イ 基準時において現に存する路線型の道（以下「基準時の道」という。）が道路状に整備されていること。

ウ 敷地の前面において、基準時の道の中心線から水平距離 2 m 以内の部分（建築主事が基準時前に別に定めている場合又は特定行政庁が別に定める場合にあつては、その部分。）のうち基準時の道の部分を除いた部分（以下「後退部分」という。）が道路状に整備されていること。

エ 基準時の道の中心線をその終端から 2 m 延長し、当該延長部分から水平距離 2 m 以内の部分（特定行政庁が別に定める場合にあつては、その部分。以下「終端整備敷」という。）が道路状に整備されていること。ただし、特定行政庁がその必要がないと認めた場合にあつては、終端整備敷を設けないことができる。

⇒ 上記「道路状に整備」については、建築物（門及び塀等を含む）及び擁壁等が整備敷へ突出していないことを補助対象とします（舗装は補助要件とはしません）。

オ・カ・キ 補助要件としません。

(2)・(3)・(4)・(5) 補助要件としません。

(6) 空地と敷地との境界線から 4 m（建築主事が基準時以前に別に定めている場合又は特定行政庁が別に定める場合にあつては、その距離）外側の線までの土地を法の道路とみなし、法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定（法第 43 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく横浜市建築基準条例及び横浜市建築基準法施行細則第 13 条の適用については、道路とみなさない。）に適合する建築物であること。

⇒ 下線部の建築基準関係規定については、P. 50 の「1 建築基準法関係法令等」に記載されている事項に適合していることを補助要件とします。

【建築審査会包括同意基準 3-3 の 2 のうち本事業の補助要件とするもの】

※ 明朝体で記載されているものは、建築審査会包括同意基準 3-3 の 2 の原文のままです。ゴシック体で記載されているものは解説です。

3-3 の 2 建築基準法施行規則第 10 条の 3 第 4 項第 3 号の規定に適合し、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない建築物は、次の各号の基準に適合する建築物とする。

- (1) 平成 11 年 5 月 1 日(以下「基準時」という。)において現に存する専用型の通路(以下「基準時の通路」という。)の終端、又は当該通路の終端に幅員 2 m 以上かつ奥行 2 m 以上で道路状に整備された部分(以下「終端整備敷」という。)に接する敷地に建築する建築物であること。
- (2) 基準時において、現に存する建築物の敷地から空地を除いた部分とおおむね同一の敷地において建て替える建築物であること。
- (3) 次に掲げる要件に該当する空地に 2 m 以上接する敷地に建築する建築物であること。
- ア 道の幅員は 1.5 m 以上で、かつ、空地(終端整備敷を除く。)の延長が 20 m 以下であり、建築基準法(以下「法」という)第 42 条に規定する道路(以下「法の道路」という。)法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による幅員 4 m 以上の道(法の道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)又は同項第 2 号の規定による許可における建築審査会包括同意基準に適合する建築物の敷地が接する空地に接続していること。
- イ 空地が道路状に整備されていること。
⇒ 上記「道路状に整備」については、建築物(門及び塀等を含む)及び擁壁等が整備敷へ突出していないことを補助対象とします(舗装は補助要件とはしません)。
- ウ・エ・オ 補助要件としません。
- (4)・(5)・(6) 補助要件としません。
- (7) 空地と敷地との境界線から 4 m 外側の線までの土地を法の道路とみなし、法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定(法第 43 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく横浜市建築基準条例及び横浜市建築基準法施行細則第 13 条の適用については、道路とみなさない。)に適合する建築物であること。
⇒ 下線部の建築基準関係規定については、P. 50 の「1 建築基準法関係法令等」に記載されている事項に適合していることを補助要件とします。

- ◇ 市街地建築課に相談する場合には、案内図・周辺現況図(現状の道の幅員を明記したもの)、公図の写し、地積測量図、登記事項証明書(道路状の空地部分と、それに接する土地等)、現場の写真、公道に関連する場合には「道路台帳平面図及び道路台帳区域線図」又は「道水路等境界明示図・復元図(各土木事務所で発行)」、その他相談に必要な資料を用意してください。
- ◇ 建築審査会包括同意基準に該当する場合には、配置図等などの包括同意基準に該当するかを記載してください。

B 必要提出書類

- ・ 現況幅員や接道幅の現地メジャーテープあて写真(近景及び遠景)(寸法が確認できるもの)
- ・ 【公道の場合】道路台帳平面図、道路台帳区域線図(ホームページ、若しくは、道路局道路調査課で取得できます。)(道路台帳区域線図がない場合は、各土木事務所にある「道水路等境界明示図・復元図」があるかどうか調査します。)
- ・ 公図の写し、地積測量図、土地の登記事項証明書(道路状の空地部分と、それに接する土地等)
- ・ その他必要に応じて、当該地及び周辺宅地の過去の建築確認の「建築計画概要書」及び「建築確認申請台帳記載証明書」

C 不適合の場合の対処方法（空地の未確保、形態整備が必要な場合）

- ◇ 現況で建築審査会包括同意基準のうち補助要件となるものに適合しない場合は、工事完了までに基準に適合させる必要があります。
例として必要な建築審査会包括同意基準に適合させるために、敷地の前面の道の中心線から水平距離 2 m 以内の部分にある建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物の撤去が必要な場合は、耐震改修工事完了までに支障物の撤去を行うことが補助要件となります。
- ◇ 支障物の撤去が必要な場合は、配置図に、道路種別、空地の位置、撤去が必要な支障物、現況地物、市杭や公道の境界線（公道の場合）等を記載し、支障物の撤去を行う旨を記入してください。
- ◇ 「建築物概要に関する報告書」に、工事の完了までに是正する旨を記入してください。

⑥ 否道路

A 設計ポイント

すでに建築基準法上の道路に該当しないと判断された道です。法第 43 条第 2 項の規定による許可の建築審査会包括同意基準に適合するか否かについて市街地建築課に相談をし、その後、建築防災課に報告してください。（⑤ 法第 43 条第 2 項第 1 号の認定又は同項第 2 号の許可を要する道路状空地を参照してください。）

⑦ 未判定道路

A 設計ポイント

- ◇ 建築指導課に道路相談票を提出し、道路判定を依頼してください。（道路相談票は、建築指導課のホームページからダウンロードできます。）
- ◇ 道路種別確定後、上記の各道路種別の扱いに従ってください。

イ 接道長さ、敷地形態

① 接道長さ

A 設計ポイント

建築敷地が道路に 2 m 以上接しているか確認してください。

B 必要提出書類

現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法の確認ができるもの）
※ 明らかに建築敷地が、道路に 2 m 以上接道している場合を除いて、敷地内通路形態の敷地、袋路状道路の終端の敷地は配置図だけではなく、現地メジャーテープあて写真も提出してください。

C 不適合の場合の対処方法

接道幅が 2 m 未満の場合、2 m 接するように隣接地から敷地を貸借し建築物の敷地としての使用承諾を得る必要があります。配置図に貸借した土地を明記し土地使用承諾書を添付してください。

なお、この場合、隣地の建築敷地が減となるので、隣地の建築物についても建築基準法関係法令等のチェックが必要となります。

② 敷地内通路形態（横浜市建築基準条例第 4 条）

A 設計ポイント

敷地内通路幅員と延長の関係が条例に適合しているか確認してください。

【通路の幅員と延長の規定】

路地状部分の長さ	路地状部分の幅員
15m を超え 25m 以下もの	3 m 以上
25m を超えるもの	4 m 以上

※ 2 階建て以下の戸建て住宅については、適用除外される場合があります。また、建築時期によっては既存不適格扱いできる場合があります。

B 必要提出書類

- ・ 通路幅と通路延長の現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法の確認できるもの）
- ※ 隣接地も敷地内通路形態の場合は、隣接地も市条例第4条に適合していることが分かるように、隣接地も含めた敷地内通路の幅員の写真を撮ってください。
- ・ 配置図に敷地内通路の幅員と延長を明記してください。

C 不適合の場合の対処方法

原則は、市条例第4条に適合するように、隣接地から土地を貸借し、建築物の敷地としての土地使用承諾を得る必要があります。配置図に貸借した土地を明記し土地使用承諾書を添付してください。

なお、この場合、隣地の建築敷地が減となるので、隣地の建築物についても建築基準法関係法令等のチェックが必要となります。

ウ その他

- ◇ 道路と敷地に高低差がある場合は、敷地内に道路に通じる階段や傾斜路等の有効な通路を設けられている必要があります。
- ◇ 接道は、隣接地の接道状況と密接にかかわりをもっています。当該地が適正に接道しているかどうかは、隣接地の接道を確認することではじめて確かめられます。特に敷地内通路で接道している場合や、道路が袋路状形態の場合は、注意が必要です。

3 建築基準法第47条（壁面線による建築制限）

指定された壁面線を越えて建築物の壁や柱が存在していませんか。

ア 設計ポイント

壁面線指定地区（マッピーで確認できます）の場合、建築物の壁・柱、高さが2mを越える門・塀が決められた壁面線を超えて建築されていないか確認してください。

イ 壁面線指定地区の場合

「建築物概要に関する報告書」の「(2)壁面線による建築制限」の壁面線の指定「有」を選択し、壁面線突出の有無のいずれかにチェックしてください。

ウ 不適合の場合の対処方法

制限の対象となる突出物がある場合は、壁面線突出の有無にて「有(不適格)」を選択し、「(5)その他」に突出部分を明記後、工事完了までに撤去する旨を記載してください。

4 建築基準法第52条（容積率）

建築物本体の延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）は、決められた範囲内ですか。

ア 設計ポイント

診断前の現地調査の段階で、建築物の面積を算出し、指定された容積率に対し違反となっていないか確認してください。なお、「建築物概要に関する報告書」に記載する面積は、建築物本体の面積のみとし、物置や別棟のカーポート等の面積は記載しないこととします。（ベランダやバルコニーについては、建築物本体と一体の構造となっているか、形態や接続方法を調査し、確認してください。）

イ 小屋裏物置等がある場合（床面積算定、階の判断）

「神奈川県建築基準法取扱基準—面積、高さ、階数等の算定方法—」を確認し、階とみなし、床面積に算入されるかを確認してください。

なお、補助対象建築物となるのは「2階建て以下」なので、3階建てにならないかを確認してください。（3階建てとなる場合には、工事完了までに2階建てとなるものは補助対象建築物として扱います。この場合、誓約書（様式1）の提出が必要なほか、「建築物概要に関する報告書」に、工事完了までに2階建てとする旨を記入してください。）

【神奈川県建築基準法取扱基準—面積、高さ、階数等の算定方法—（抜粋）】

6-1-1 小屋裏物置等

(1) 基本的な考え方

小屋裏や床下等の部分を利用して設ける物置等（以下「小屋裏物置等」という。）で、次の①から⑤に該当するものについては、階とみなさないこととし、かつ、その部分は、床面積に算入しない。また、小屋裏物置等とは、小屋裏や床下等の余剰空間を内部から利用するものであり、用途については収納に限定される。なお、建築物の用途は特定しない。

- ① 一の階から利用する小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計（共同住宅等にあつては各住戸単位で算定）が、当該小屋裏物置等を利用する階の床面積の1/2未満であること。また、階の中間に設ける小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計が、その接する上下それぞれの階の床面積の1/2未満であること。なお、床面に高低差があつて、その床面の差が1.4mを超える場合は、小屋裏物置等の水平投影面積の算定上は別の階とみなして算定する。
- ② 小屋裏物置等の最高の内法高さが1.4m以下であること。また、上下階にそれぞれ小屋裏物置等が存在し、上下に連続する小屋裏物置等にあつては、内法高さの合計が1.4m以下であること。（図6-2）
- ③ 階の中間に設ける小屋裏物置等については、当該部分の直下が居室である場合、当該居室の天井高さは2.1m以上であること。
- ④ 小屋裏物置等に窓等を設ける場合は、当該小屋裏物置等の床面積の1/20以下であること。ただし、当該小屋裏物置等が上下に接する場合には、その水平投影面積の1/20以下であること。
- ⑤ 図6-1のCのように、小屋裏物置等を水平投影した部分が、当該小屋裏物置等を利用する階の床面積に算入されていない場合は、当該小屋裏物置等とその他の部分が、床、天井、壁、戸等で区画されていること。

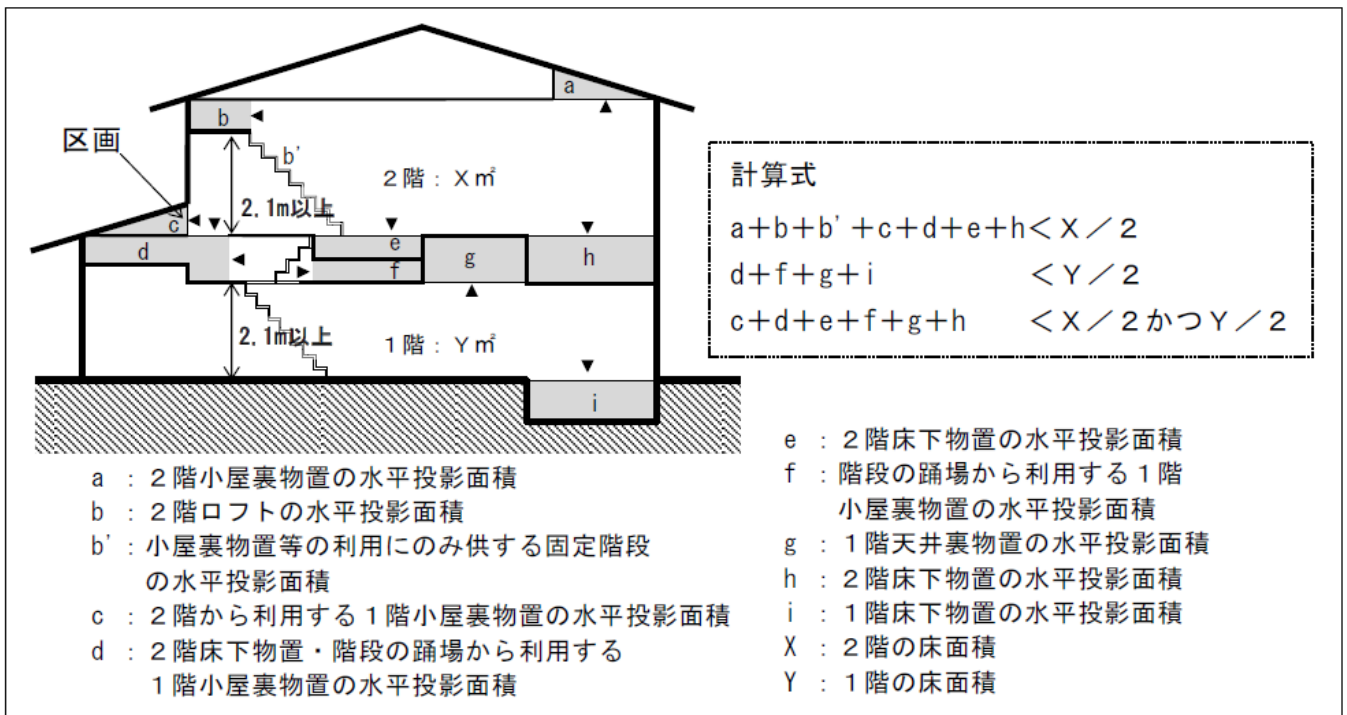


図6-1 階とみなさない小屋裏物置等の条件

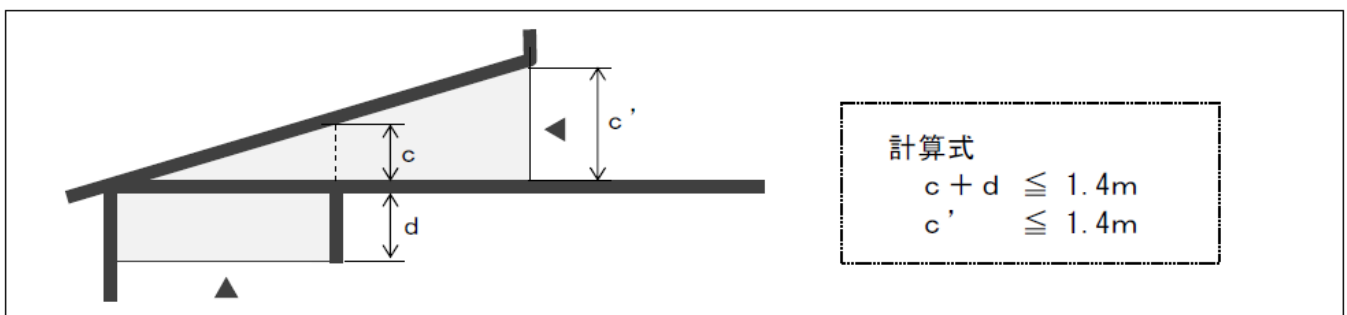


図6-2 上下に連続する小屋裏物置等における合計の内法高さの算定方法

(2) 小屋裏物置等を利用する階段等

- ① 小屋裏物置等を利用するためのはしご等の設置方法は、特定しない。
- ② 小屋裏物置等の利用にのみ供する固定階段を設置する場合
 - ア 令第23条及び令第25条の規定を満たすこと。
 - イ 階段部分は、当該階段が設置される階の床面積に重複して算入せず、小屋裏物置等の水平投影面積に算入すること。(図6-3)

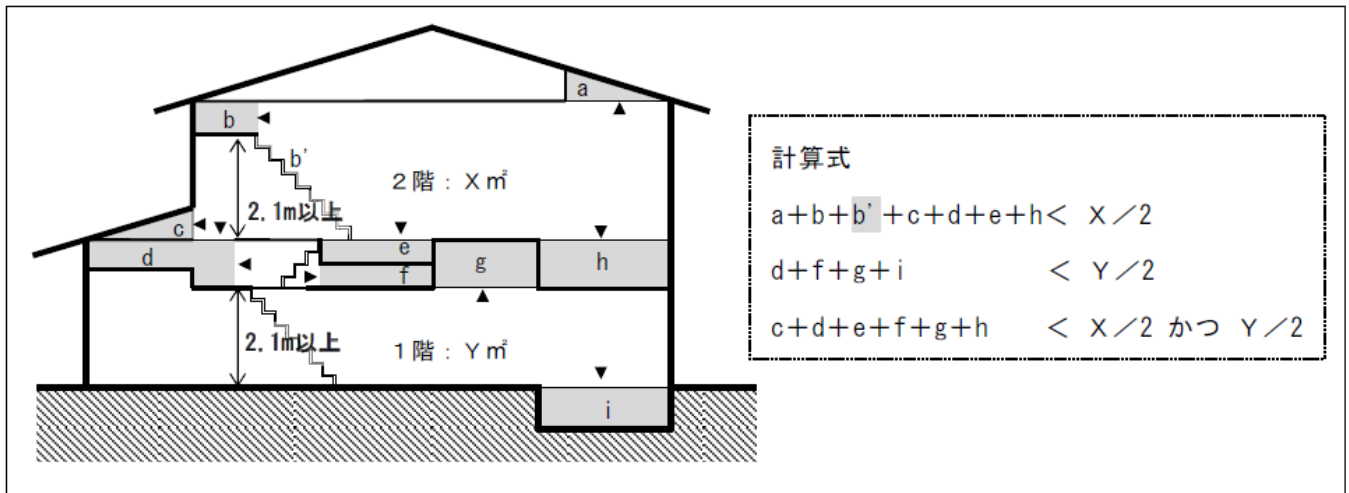


図6-3 小屋裏物置等を利用する階段等

ウ 不適合の場合の対処方法

容積率の限度を超える場合は、適合するように建築物を撤去・減築する必要があります。「建築物概要に関する報告書」の「(5)その他」に容積率の限度を超える旨の記載をし、工事完了までに撤去・減築等する旨及び撤去・減築箇所を記載してください。

5 建築基準法第53条（建ぺい率）

建築物本体の建築面積の敷地面積に対する割合（建ぺい率）は、決められた範囲内ですか。

ア 設計ポイント

診断前の現地調査の段階で、建築物の面積を算出し、指定された建ぺい率に対し違反となっていないか確認してください。なお、「建築物概要に関する報告書」に記載する面積は、建築物本体の面積のみとし、物置や別当のカーポート等の面積は記載しないこととします。（ベランダやバルコニーについては、建築物本体と一体の構造となっているか、形態や接続方法を調査し、確認してください。）

イ 不適合の場合の対処方法

建ぺい率の限度を超える場合は、適合するように建築物を撤去・減築する必要があります。「建築物概要に関する報告書」の「(5)その他」に建ぺい率の限度を超える旨の記載をし、工事完了までに撤去・減築等する旨及び撤去・減築箇所を記載してください。

6 建築基準法第56条（建築物の各部分の高さ）及び第58条（高度地区）

建物の高さは制限内ですか。

ア 道路斜線

A 設計ポイント

診断前の現地調査の段階で、建物の高さを測定し、制限内の高さに納まっているか確認してください。

B 不適合の場合の対処方法

「建築物概要に関する報告書」の「(4)建築物の各部分の高さ、高度地区」の不適合となる箇所を選択し、「(5)その他」に工事完了までに是正する旨及び是正方法を記入してください。

イ 高度地区

A 設計ポイント

- ◇ 昭和48年12月25日（横浜市で高度地区が決定した日）以前に、建築確認を得て工事着手した建築物は、既存不適格とみなされる場合があります（昭和48年12月25日以降も、高度地区の変更により、既存不適格扱いができる場合があります）。
- ◇ 既存不適格扱いができるかどうかは、建築防災課に相談してください。
なお、建築（増築を含む）当時の高度地区については、都市計画課で確認できます。
- ◇ 市街化調整区域の場合は、「7 その他特に必要な関係法令等/ア 市街化調整区域内の建築物の場合」を参照してください。
- ◇ 既存不適格とみなされる場合で、今回の工事（補助対象外工事を含む）で屋根工事を行わない場合は、現況のままでも認められますが、屋根工事を行う場合は、現行の規定に適合するようには是正する必要があります。

B 不適合の場合の対処方法

「建築物概要に関する報告書」の「(4)建築物の各部分の高さ、高度地区」の不適合となる箇所を選択し、「(5)その他」に工事完了までには是正する旨及び是正方法を記入してください。

7 その他特に必要な関係法令等

ア 市街化調整区域内の建築物の場合

設計のポイント

まず建築防災課に報告したうえで、調整区域課において、都市計画法に適合しているかを確認してください。

イ 擁壁やがけが建築物に隣接している場合

A 設計のポイント

擁壁、地下車庫、架台等がある建築敷地は、ひび割れや、はらみがないか確認してください。なんらか危険と思われる箇所がある場合は、その補修方法や対応方法を検討してください。

B がけ地防災対策工事の支援制度（がけ地防災対策事業）

がけ崩れ災害の防止を目的として、がけ地防災対策工事費を支援する制度です。条件等の詳細は、建築防災課がけ防災担当（TEL:045-671-2948）にお問い合わせください。

VI 設計・施工事業者登録制度について

1 目的

横浜市木造住宅耐震改修促進事業による耐震改修工事の設計・施工を行うことができる事業者を市長が登録することにより、耐震改修を実施しようとする市民が、安心して信頼できる事業者に工事の設計・施工を依頼できるようにすることを目的としています。

2 登録事業者と一時登録事業者

横浜市木造住宅耐震改修促進事業の耐震改修工事に係る設計（工事監理を含む）又は施工は、原則として設計・施工事業者登録制度において、設計区分又は施工区分に登録された事業者（以下、「登録事業者」という。）のみが行えます。ただし、申請者から、登録事業者ではない事業者が設計又は施工を委託したいと申出があった場合には、当該申請に限り、当該事業者（一時登録事業者）が耐震改修工事に係る設計・施工を行えるものとします。

登録事業者への登録は、年に1度募集を行いますので、その際に応募してください。（募集時期は建築防災課に問い合わせてください。）

また、一時登録事業者は、補助金交付申請書又は全体設計承認申請書一式を提出する際に、あわせて一時登録届出書類一式を提出してください。

3 登録事業者

①登録事業者の登録要件

登録を受けることができる事業者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業者です。

ア 設計区分・施工区分ともに共通の登録要件

- ① 耐震改修工事の設計・施工を自ら行う市内事業者（横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、法人登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。以下同じ。）であること。
- ② 登録事業者の責務及び同意事項を遵守することを宣誓した事業者であること。
- ③ 市長が行う登録事業者講習会を受講すること。
- ④ 過去に、再度の一時登録の禁止をされたことがない事業者であること。
- ⑤ 登録の禁止を受けていない事業者であること。

イ 設計区分の登録要件

- ① 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号又は第2号に該当し、かつ、【精密診断型】【一般診断型】【壁量充足型】のうち一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する「精密診断法1」を用いて耐震改修工事計画を作成することができる建築士が、当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所に所属していること。また、それを確認するために、市長が実施する試験に合格した事業者であること。
- ② 建築士（昭和25年法律第202号）法第23条に規定する建築士事務所登録を行っていること。
- ③ 過去に、代表となる設計者として、「精密診断法1」を用いて木造住宅の耐震改修工事の計画をたて、かつ、当該計画に基づき耐震改修工事の工事監理業務を行った実績のある建築士が、当該事業者にも所属していること。
- ④ 当該事業者にも所属する建築士が建築士法第10条第1項の規定による業務停止命令を受けていないこと。
- ⑤ 建築士法第26条第2項の規定による建築士事務所の閉鎖を命じられていないこと。

ウ 施工区分の登録要件

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の下欄に掲げる建築工事業に係る同法第3条第1項の許可を得ていること。
- ② 過去に、木造住宅の耐震改修工事を施工した実績のある者が当該事業者にも所属していること。
- ③ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けていないこと。

② 登録事業者の責務及び同意事項

登録事業者は、次に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとします。

ア 設計区分・施工区分ともに共通の責務及び同意事項

- ① 本事業に係る業務において、市民の信頼を損なうことのないようにすること。
- ② 本事業の利用を推進すること。
- ③ 本事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱に規定する手続きを、当該要綱に規定する期間内に、適正かつ速やかに実施すること。
- ④ 市長が指定する講習会に参加し、知識や技術力の向上に努めること。
- ⑤ 耐震改修工事及び本事業の手続きに係る知識及び技術力を当該事業者にも所属する者で共有し、円滑に耐震改修工事及び本事業の手続きを行うこと。
- ⑥ 当該事業者の、登録事業者として依頼を受けた業務、広告・啓発活動、耐震改修工事に係る実績、所属する建築士、建築士法第23条第1項に規定する建築士事務所登録及び建設業法第7条に規定する建設業許可等について、市長が報告を求めた際には、市長が定める期間内に報告すること。
- ⑦ 当該事業者の登録の内容が変更になった場合には、速やかに市長に当該変更内容について報告し、必要な手続きを行うこと。
- ⑧ 市民が複数の事業者から見積書を徴収することに異議を唱えないこと。
- ⑨ 市長が発行する本事業に係る手引き及びマニュアルを熟読し、理解すること。
- ⑩ 本事業において市長に提出した書類一式（写真等を含む）と同一のものを、当該事業の申請者に提出し、その内容について申請者が理解できるように説明を行うこと。
- ⑪ 市長が本事業の申請者に対し、当該登録事業者についてのアンケートを実施し、その結果を公序良俗に反するものを除き公表することに同意すること。
- ⑫ 市長がこの要綱及び本事業の目的を達成するために必要と認めるときは、登録事業者は、市長が登録事業者に対して行う調査、報告の請求又は聴聞に協力すること。
- ⑬ 登録事業者の責務又は同意事項に反していると認められ、検討委員会に諮ったうえで、市長が登録を取り消した場合に、市長が当該事業者の再登録の禁止又は事業者名の公表を行うことに異議を唱えないこと。

イ 設計区分の責務及び同意事項

- ① 耐震診断、耐震改修工事及び本事業に係る業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- ② 所属する建築士又は建築施工管理技士が建築CPD（継続職能/能力開発）情報提供制度において情報提供されている講習会等に参加し、建築CPDを1年間に12単位以上取得し、建築に関する知識や技術力の向上に努めること。
- ③ 本事業において、市長が定める方法に従い耐震改修工事計画を作成し、工事監理業務を適切に行うこと。
- ④ 本事業において、本事業を利用する者と設計に係る契約の締結後、速やかに、本事業に係る申請書類一式を作成し、市長に提出すること。
- ⑤ 本事業において、【精密診断型】又は【一般診断型】による計算書を提出するときは、市長が別に指定する「木造住宅耐震診断プログラム（N値又は変換N値計算を含む）」を用いて、当該計算書を作成するように努めること。
- ⑥ 本事業に係る工事監理業務においては、原則として当該申請の代表となる設計者が、市長が実施する中間検査及び完了検査に立会い、適切に受検すること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該事業者にも所属する建築士の立会いでも可とする。
- ⑦ 本事業に係る設計契約を締結する場合、又は、本事業に先行して補助対象外の業務として、対象建築物の調査、耐震診断及び見積書の作成等を請け負う場合は、当該業務を実施する前に当該事業の申請者（発注者）に重要事項説明を行うこと。
- ⑧ 本事業において、耐震改修工事を行う建築物の耐震診断の計算書及び報告書を提出するときは、【精密診断型】【一般診断型】【壁量充足型】のうちいずれかの方法に基づき、現地調査を詳細に行い、写真及び図面にて調査結果を正確に記録し、現況の保有耐力を正確に評価すること。
- ⑨ 本事業に基づく木造住宅の耐震改修工事に係る設計業務は全て当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所に所属する建築士のみが行い、地盤調査を除き、他のものへ当該業務を請け負わせないこと。

- ⑩ 本事業において、耐震改修工事を実施した場合は、耐震改修工事の完了後、速やかに当該事業の申請者に当該耐震改修工事を行った建築物の固定資産税の減額に必要な書類（昭和 63 年 5 月 24 日建設省告示第 1274 号別表第 2 の書式）を発行するよう努めること。

【市長が指定する木造住宅耐震診断プログラム】

- ① 「2004 年版木造住宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法又は一般診断法を用いたプログラム

◇ 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価を受けた実績のあるもの

- ② 「2012 年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法又は一般診断法を用いたプログラム

◇ 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価を受けているもの

※ ヴァージョンについては、古いヴァージョンのものも使用可としますが、評価の有効期限が過ぎたものもありますので、評価の有効期限内の、最新のヴァージョンを使用するように努めてください。

その他、プログラム評価を受けていないソフトで、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める精密診断の計算過程が分かるソフトである場合は、ご相談ください。

◇ 精密診断の計算過程が分かるソフトの例

ソフト名：すまいる診太郎 2012 団体名：横浜木の建築倶楽部

<http://horiike.life.coocan.jp/down.htm>

ウ 施工区分の責務及び同意事項

- ① 耐震改修工事及び本事業に係る業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- ② 本事業において、市長が定める方法及び耐震改修工事計画に従い工事を行い、市長が実施する中間検査及び完了検査を適切に受検すること。
- ③ 本事業に係る工事契約を締結する場合は、工事内容に変更が生じた場合の取扱い及び工事を中止した場合の取扱い等を説明し、当該事業の申請者と合意のうえで契約を締結すること。
- ④ 本事業に係る工事施工業務を一括して他のものに請け負わせないこと。

③ 登録事業者の情報の公開

登録された事業者の名簿及び事業者登録票を市民に公開します。登録事業者名簿は、建築防災課（窓口・ホームページ）、各区役所広報相談係、ハウスクエア横浜で閲覧できます。

④ 登録事業者の登録内容の変更

登録事業者は、登録内容に変更があった場合は、事業者登録事項変更届（第 15 号様式）に関係書類（登録申請時に提出した書類のうち、変更となったもの全て）を添えて建築防災課に提出してください。変更内容は登録事業者名簿に反映されます。

また、申請から収支決算書の提出までの間に、設計事業者又は施工事業者の名称・住所・代表者名等を変更する場合には、事業内容変更報告書を提出してください。

⑤ 登録事業者の登録の取消し

登録事業者が、次のいずれかの要件に該当する場合には、検討会に諮ったうえで、登録を取り消すことがあります。また、登録の取消しの理由によっては、再登録を認めないほか、事業者名の公表を行うことがあります。

- ① 登録要件を欠いた場合
- ② 登録事業者の責務及び同意事項に反していると認められる場合

- ③ 本事業に係る手続きにおいて、市長が当該登録事業者書類の追加提出又は訂正を求めた後に、90日以上書類の追加提出又は訂正がされない場合。ただし、当該事業の申請者に起因する場合は除く。
- ④ 本事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する要綱の規定又は同要綱の規定に基づく条件に違反した場合。ただし、当該事業の申請者に起因する場合は除く。
- ⑤ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業設計・施工事業者登録制度実施要綱又は本事業に規定する手続きにおいて、虚偽の申請、届出又は報告等を行った場合。
- ⑥ 市民に不利益を与えるなどの不当行為を行った場合、不誠実な行為と認められる場合、又はその他登録事業者として不適当と認める事由が生じた場合。

⑥ 登録事業者の登録の抹消

登録事業者は、登録の抹消を申し出る場合には、事業者登録抹消申出書（第14号様式）を市長に提出してください。

なお、登録を抹消した場合は、登録事業者名簿からも抹消します。

4 一時登録事業者

① 一時登録事業者の登録要件

一時登録を受けることができる事業者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業者です。

ア 設計区分・施工区分ともに共通の一時登録要件

- ① 耐震改修工事に係る設計又は施工を自ら行う事業者であること。
- ② 一時登録事業者の責務及び同意事項を遵守することを宣誓した事業者であること。
- ③ 再度の一時登録を禁止されていないこと。

イ 設計区分の一時登録要件

- ① 建築士法第23条に規定する建築士事務所登録を行っていること。
- ② 当該事業者に所属する建築士が建築士法第10条第1項の規定による業務停止命令を受けていないこと。
- ③ 建築士法第26条第2項の規定による建築士事務所の閉鎖を命じられていないこと。
- ④ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号又は第2号に該当し、かつ、【精密診断型】【一般診断型】【壁量充足型】のうちいずれかの方法を用いて耐震改修工事計画を作成することができる建築士が当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所に所属していること。

ウ 施工区分の一時登録要件

- ① 耐震改修工事の施工等を自ら行う市内事業者とする。(ただし、市長が耐震改修工事計画の工法の特異性により、市内事業者により施工を行うことが難しいと認める場合は、この限りでない。)
- ② 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けていないこと。

② 一時登録事業者の責務及び同意事項

一時登録事業者は、次に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとします。

ア 設計区分・施工区分ともに共通の責務及び同意事項

- ① 本事業に係る業務において、市民の信頼を損なうことのないようにすること。
- ② 本事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱に規定する手続きを、当該要綱に規定する期間内に、適正かつ速やかに実施すること。
- ③ 市長が発行する本事業に係る手引き及びマニュアルを熟読し、理解すること。
- ④ 本事業において市長に提出した書類一式(写真等を含む)と同一のものを、当該事業の申請者に提出し、その内容について申請者が理解できるように説明を行うこと。
- ⑤ 当該事業者の一時登録の内容が変更になった場合には、速やかに市長に当該変更内容について報告し、必要な手続きを行うこと。
- ⑥ 市長がこの要綱及び本事業の目的を達成するために必要と認めるときは、一時登録事業者は、市長が一時登録事業者に対して行う調査、報告の請求又は聴聞に協力すること。
- ⑦ 一時登録事業者の責務又は同意事項に反していると認められ、検討会に諮ったうえで、市長が一時登録事業者の再度の一時登録を認めないとした場合に、当該決定に異議を唱えないこと。

イ 設計区分の責務

- ① 耐震診断、耐震改修工事及び本事業に係る業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- ② 本事業において、市長が定める方法に従い耐震改修工事計画を作成し、工事監理業務を適切に行うこと。
- ③ 本事業において、【精密診断型】又は【一般診断型】による計算書を提出するときは、市長が別に指定する「木造住宅耐震診断プログラム(N値又は変換N値計算を含む)」を用いて、当該計算書を作成するように努めること。
- ④ 本事業に係る工事監理業務においては、原則として当該申請の代表となる設計者が、市長が実施する中間検査及び完了検査に立会い、適切に受検すること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該事業者に所属する建築士の立会いでも可とする。
- ⑤ 本事業において、耐震改修工事を行う建築物の耐震診断の計算書及び報告書を提出するときは、【精密診断型】【一般診断型】【壁量充足型】のうちいずれかの方法に基づき、現地調査を詳細に

行い、写真及び図面にて調査結果を正確に記録し、現況の保有耐力を正確に評価すること。

- ⑥ 本事業に基づく木造住宅の耐震改修工事に係る設計業務は全て当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所に所属する建築士のみが行い、地盤調査を除き、他のものへ当該業務を請け負わせないこと。
 - ⑦ 本事業において、耐震改修工事を実施した場合は、耐震改修工事の完了後、速やかに当該事業の申請者に当該耐震改修工事を行った建築物の固定資産税の減額に必要な書類（昭和 63 年 5 月 24 日建設省告示第 1274 号別表第 2 の書式）を発行するよう努めること。
- ※ 所得税の特別控除に必要な書類は市長が発行します。

イ 施工区分の責務

- ① 耐震改修工事及び本事業に係る業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- ② 本事業において、市長が定める方法及び耐震改修工事計画に従い工事を行い、市長が実施する中間検査及び完了検査を適切に受検すること。
- ③ 本事業に係る工事契約を締結する場合は、工事内容に変更が生じた場合の取扱い及び工事を中止した場合の取扱い等を説明し、当該事業の申請者と合意のうえで契約を締結すること。
- ④ 本事業に係る工事施工業務を一括して他のものに請け負わせないこと。

③ 一時登録の届出

一時登録の届出を行う場合は、補助金交付申請書一式を提出する際に、あわせて一時登録届出書一式（下記を参照）を提出してください。

また、申請から収支決算書の提出までの間に、設計事業者又は施工事業者の名称・住所・代表者名等を変更する場合には、事業内容変更報告書に係る書類（一時登録届出時に提出した書類のうち、変更となったもの全て）を添えて提出してください。

【一時登録に必要な書類】

設計と施工の両方の登録をする場合は、「設計・施工事業者一時登録届出書」、「事業者一時登録票」及び「市内事業者であることを証する書類」は 1 つとなります。ただし、それ以外の書類については、それぞれ提出が必要です。

「設計区分・施工区分どちらにおいても必要な書類」

① 設計・施工事業者一時登録届出書（第 9 号様式）

- ・ 一時登録の届出を行う区分に○をしてください。
- ・ 申請者の住所、事業者名、代表名は、代表権があるものとしてください。（支店及び営業所等で登録をする場合で、支店及び営業所等に代表権がない場合は、本社等の代表権があるものを記入してください。）

② 事業者一時登録票（第 10 号様式）

支店又は営業所等で一時登録をする場合（登記上の所在地と事務所の所在地が異なる場合を含む。）は、上段の欄は支店又は営業所等について、下段の『支店等での登録の場合』の欄は、本社等について記入してください。

なお、この場合も、設計・施工事業者一時登録届出書、宣誓書及び補助金交付申請書等に記載する一時登録の申請者の住所、事業者名、代表名は、代表権があるものとしてください。

③ 宣誓書（設計区分・一時登録：第 11 号様式）（施工区分・一時登録：第 12 号様式）

- ・ 設計区分の一時登録を行う場合は第 11 号様式を、施工区分の一時登録を行う場合は第 12 号様式の提出が必要です。また、両方の区分に登録を行う場合は、第 11 号様式及び第 12 号様式の両方を提出してください。
- ・ 宣誓書に記載された登録事業者の責務及び同意事項を熟読してください。
- ・ 住所、事業者名、代表名及び代表印は、代表権があるものとしてください。（支店及び営業所等で登録をする場合で、支店及び営業所等に代表権がない場合は、本社等の代表権があるものを記入してください。）

「設計区分において必要な書類」

④ 建築士法第 23 条に規定する建築士事務所登録を証する書類

- ・ 設計区分の一時登録を行う場合は、建築士事務所登録申請書の写し（受付印のあるもの・表紙のみ）及び建築士事務所登録通知書の写しを提出してください。（両方の提出が必要です。）
- ・ 建築士事務所登録の変更を行っている場合は、当該変更に係る書類の写し（表紙のみ）も併せて提出してください。

⑤ 所属建築士が耐震改修促進法施行規則第 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当することを証する書類

設計区分の一時登録を行う場合は、耐震改修促進法施行規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する「木造耐震診断資格者講習会」又は、登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認定した講習会の受講証など、それを証する書類を提出してください。

「施工区分において必要な書類」

⑥ 市内事業者であることを証する書類（ただし、設計についての一時登録事業者の場合を除く。）
次のいずれかのものを提出してください。

ア 横浜市一般競争有資格者名簿に登録されている場合

横浜市のホームページ（次のアドレスを参照）に掲載された横浜市一般競争有資格者名簿から、当該事業者を検索し、当該事業者が表示されたものを印刷して提出してください。

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

イ アに該当しない場合、かつ、法人の場合

当該事業者（法人）の履歴事項全部証明書（原本・補助金交付申請の日より 3 か月以内のもの）（法務局で取得できます。）を提出してください。

ウ ア及びイに該当しない場合（個人事業者等）

納税証明書（原本）（ただし、当該事業者の事業者名及び所在地が記載されたものに限る。）、その他ご相談ください。

⑦ 建築工事業に関する建設業法第 3 条に規定する建設業の許可を証する書類

- ・ 施工区分の一時登録を行う場合は、建築工事業に関する建設業許可申請書の写し（受付印のあるもの・表紙のみ）、及び建設業許可通知書の写しを提出してください。（両方の提出が必要です。）
- ・ 建設業許可の変更を行っている場合は、当該変更に係る書類の写し（表紙のみ）も併せて提出してください。

「設計区分・施工区分どちらにおいても必要な書類」

⑧ その他市長が必要と認める書類

④ 一時登録事業者の再度の一時登録の禁止

一時登録事業者が、次のいずれかの要件に該当する場合は、検討委員会に諮ったうえで、一時登録事業者の再度の一時登録を認めないことがあります。

- ① 一時登録事業者の責務及び同意事項に反していると認められる場合
- ② 本事業に係る手続きにおいて、市長が当該一時登録事業者に書類の追加提出又は訂正を求めた後に、90 日以上書類の追加提出又は訂正がされない場合。ただし、当該事業の申請者に起因する場合は除く。
- ③ 本事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱の規定又は同要綱の規定に基づく条件に違反した場合。ただし、当該事業の申請者に起因する場合は除く。
- ④ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業設計・施工事業者登録制度実施要綱又は補助事業に規定する手続きにおいて、虚偽の申請、届出又は報告等を行った場合。

VII 申請にあたっての注意点

1 申請手続きの注意点

申請手続きにあたって、特に注意が必要な点は次のとおりです。その他の注意点は、本手引きを参照してください。

なお、登録事業者又は一時登録事業者の責務に反する行為があったと認められる場合には、登録の取消し又は再度の一時登録を認めない場合がありますので、そのようなことがないようにしてください。

- ① 補助金交付決定通知の前に耐震改修工事の契約を締結した場合や、工事（耐震改修工事と同時又は一体的に行う工事を含む。）に着手した場合は補助を受けられません。
- ② 申請内容に変更があった場合に、適切に変更手続きを行わずに、変更契約の締結及び変更部分の工事着手を行うと補助が受けられない場合があります。
- ③ 補助金の支払いは、耐震改修工事の完了後となります。補助金交付決定通知・全体設計承認通知を受けていても、耐震改修工事を取り止めた場合等は、補助金は支払われません。
- ④ 補助金交付決定通知書・全体設計承認通知書を受けていても、耐震改修工事が行われなかった場合や、計画に基づいた適正な耐震改修工事が行われなかった場合、その他要綱及び要綱に基づく条件に違反した場合等は、補助金は支払われませんので注意してください。
- ⑤ 中間検査を受検する5日前までに、検査申請書を提出してください。中間検査依頼書の提出がない場合には、中間検査が実施できませんので、注意してください。
- ⑥ 中間検査を行う箇所について変更がある場合は、当該変更について建築防災課への相談を行っていない場合には、原則として中間検査を実施しません。
- ⑦ 本事業の申請の手続きには期間が定められています。次の場合には、補助金交付決定又は全体設計承認の取り消しが行われる場合があるほか、申請者に起因する場合を除き、事業者登録を取り消す（再度の一時登録を認めない）場合があります。
 - ア 補助金交付申請又は全体設計承認申請を受理した翌日から起算して90日が経過しても、当該申請に係る書類に不備又は不整合がある場合、又は、当該申請に係る申請者が補助対象者であること、当該申請に係る建築物が補助対象建築物であること、及び当該申請に係る耐震改修工事に要する費用が適正であることが、申請者及び設計事業者から提出された書類により確認できない場合で、第1項に規定する補助金交付決定又は全体設計承認ができないとき
⇒ 補助金不交付決定又は全体設計不承認がされます。
 - イ 市長が定める提出期限までに完了実績報告書一式が提出されず、補助金交付決定通知を受けた年度内に補助金額の確定が行えないとき
⇒ 補助金交付決定又は全体設計承認が取り消されます。
 - ウ その他横浜市木造耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱に規定する期間に違反したとき
⇒ 補助金交付決定又は全体設計承認が取り消されます。また、既に補助金を交付している場合は、補助金の返還を求めます。

2 申請者への対応

本事業は市民の方（申請者）、事業者、市が三位一体となって耐震改修工事を進めることが不可欠であり、特に事業者の申請者への対応が非常に重要です。それぞれの段階で、申請者の立場にたち、申請者が安心して耐震改修工事を行えるように、登録事業者又は一時登録事業者として注意する点等は次のとおりです。

なお、登録事業者又は一時登録事業者の責務に反する行為があったと認められる場合には、登録の取消し又は再度の一時登録を認めない場合がありますので、そのようなことがないようにしてください。

● 耐震改修工事の依頼を受けたときの注意点

① 市民の方から連絡があった場合は、良心的かつ誠実に相談に応じてください。

市民の方からの依頼があった際に、なんらかの理由をつけて初めから断ることは、登録事業者、本事業への信頼を損ないかねません。市民の方からの相談を受けた場合には、特段の理由がない限り断らずに相談に応じてください。

② 不安を与えるような言動・行動は慎んでください。

市民の方の多くは建築に関する知識が豊富ではなく、事業者に期待をもって依頼しますので、不安を与えるような言動や行動は慎んでください。

③ 依頼を受けたら丁寧に説明・報告をしてください。

◇ 市民の方は、費用がいくらかかるのか、いつ工事が始められるのか、工期はどのくらいかかるのか、工事中に生活にどのような影響があるか等の様々のことを疑問に思っています。依頼を受けた場合には、市民の方が納得のいくまで、耐震改修工事計画、見積り金額及び工事工程等を説明してください。

◇ 工事が完了して補助金が支出されるまで、適宜市民の方に対して、事前調査、申請続き、工事及び検査等の進捗状況を逐次報告してください。

④ 補助金が受けられるか否かの正確な調査を行わないうちに、補助金が受けられないと市民の方に伝えないでください。

補助対象建築物及び補助対象者となるかどうかは、正確な調査を行わなければ分かりません。例えば、一見して建築基準法関係法令等に適合していない場合でも、耐震改修工事完了までに是正できれば、補助対象建築物となる可能性があるほか、既存不適格扱いができ、補助対象建築物となる場合があります。調査方法及び判断方法については、P.50～「V 補助金交付申請に係る建築基準法関係法令等への適合について」を参照し、判断が難しい特殊な事例の場合は、必ず建築防災課に相談を行ってから、市民の方に調査結果を伝えるようにしてください。

⑤ 設計契約前に補助対象建築物及び補助対象者か否かの事前調査を行う場合や、見積書を作成する場合等は、必ずその費用等について説明を行い、市民の方の了解を得てから業務を行ってください。

市民の方の中には、「補助金を使えるのであれば、耐震改修工事をしたい」という方や、「見積書を見てから、耐震改修工事を行うかどうか決めたい」という方が多くいらっしゃいます。よって、補助対象建築物及び補助対象者か否かの事前調査の結果や、見積書の内容や金額及び耐震改修工事の方法等によっては、耐震改修工事を見合わせる場合があります。その際に、トラブルにならないよう、あらかじめ、各段階に応じて要する業務とそれに対する費用（無料と有料の範囲をはっきりさせて）を適正な金額で見積もり、できる限り書面により市民の方に説明し、了解をとったうえで業務を行ってください。

● 耐震改修工事の計画を作成するときの注意点

① 現況の建築物の耐震性を把握し、申請者が理解できるように丁寧に説明を行い、申請者の要望をよく聴いたうえで、耐震改修工事の方向性を決定してください。

◇ 市の耐震診断は、一般診断法によるものですので、設計者は必ず再度調査を行い、【精密診断型】【一般診断型】【壁量充足型】のうちいずれかの方法に基づき耐震診断を行い、現況の建築物の耐震性を把握してください。（市の耐震診断報告書や、訪問相談の資料のみを参考にし

て、耐震改修工事の計画を作成することはしないでください。)

- ◇ 現況の建築物の耐震診断の結果について、なぜその結果となっているのか、壁の強さ、壁の配置、金物の設置状況、基礎形式、劣化状況、地盤・地形、建築物の重さ等を踏まえて、申請者が理解できるように専門用語を避け、丁寧に説明してください。また、どのようにすれば、耐震性を向上させることができるかも、あわせて説明してください。

② 申請者の予算や希望する耐震性能、現況の建物の状態等を詳細に把握し、最も適した耐震診断法を選択してください。

- ◇平成 29 年 4 月以降の申請から、耐震改修設計に用いる診断法が【精密診断型】【一般診断型】【壁量充足型】より選択できるようになりました。【一般診断型】【壁量充足型】は【精密診断型】に比べ工事量を抑え、安価な費用で改修工事を実施できる可能性もありますが、それぞれの診断法には計算上の特徴があり、それらの特徴を把握したうえで選択することが必須となります。後々のトラブルを防止するためにも、申請者の資金計画や、希望する耐震性等をよく聴き、また採用する診断法の特長も丁寧に説明したうえで、耐震改修工事の方向性を決定してください。

③ 耐震改修工事後に、大地震が発生した場合の被災の可能性や損傷程度について十分に説明してください。

耐震診断は、大地震時に建築物が「倒壊」する可能性を診断するものです（「損傷しない」と同意ではありません）。

④ 作成した耐震改修工事の計画について、工事の内容・方法、費用、生活への影響・工期・計画変更の可能性等について丁寧に説明を行い、申請者が計画を理解したうえで、計画の了解を得てください。

- ◇ 補強する位置や補強方法について、専門用語を避け、丁寧に説明し、申請者がその必要性を理解できるようにしてください。
- ◇ 耐震改修工事の費用について、何にいくらかかるのか、なぜその工事又は費用が必要なのかを丁寧に説明してください。
- ◇ 新築工事に比べ、工事の条件などの制約が多く、又、申請者が生活しながらの工事となる場合が多いため、工事中の状況（住戸への出入り、工事中の音、工事中に使用できない部分とその期間、工期、工事時間、近隣への配慮、車両の出入り及びシックハウス・アスベスト対策等）を十分に説明してください。
- ◇ 建築物の設計図書が十分でない場合や、目視調査が困難である場合には、ある程度想定して計画をせざるを得ないことが多々あります。そのため、工事着工後に初めて分かること（部材の腐朽、筋かいの有無及び壁仕様の違い等）も多く、工事の変更が発生する可能性があることを申請者に説明してください。

● 耐震改修工事を行うときの注意点

① 工事着工にあたり、工事の状況や、その日の工事の内容、箇所、時間等について適宜申請者に説明をしてください。また、近隣の方へ事前説明を行うようにしてください。

工事着工後は、申請者が現在の工事の状況はどうなっているか、これからどのような工事を行うのか、生活にどのような影響があるのか等を把握できるように、適宜申請者に説明を行ってください。

② 工事着工にあたり、事前に近隣の方に、どのような工事を行い、どのような影響があるかを説明し、理解を得るようにしてください。

工事着工後も、近隣の方へ影響が出る工程がある場合は、その工程に着手する前に、近隣の方への説明を行ってください。

③ 工事着工後、変更を行う場合は、変更理由及び変更内容について、当該変更箇所に着手する前に、申請者に丁寧に説明をしてください。

- ◇ 工事着手後に、どのようなことが判明し、なぜ変更が必要になったのか、又、どのように変

更をするのかを、申請者が理解できるように専門用語を避け、丁寧に説明してください。

- ◇ 必ず当該変更箇所に着手する前に、申請者に説明をし、変更について了解を得てください。
なお、別途申請の変更手続きが必要となりますので、注意してください。

● 耐震改修工事完了後の注意点

工事完了後に、工事施工写真等の施工状況が分かる資料一式を申請者に渡して工事の報告をしてください。

工事施工写真等は、補助金申請のためだけのものではなく、申請者に適切に耐震改修工事が施工されたことを報告するためのものです。工事完了後には、工事施工写真等の施工状況が分かる資料一式をまとめ、申請者に工事の報告を行ってください。

3 プランニングの注意点

- ・「45mm×90mm（二つ割）のダブルの筋かい」+「川の字打ちの壁」については、間柱の寸法が適切に確保できず、川の字打ちの施工が困難であるため、この仕様の「川の字打ちの壁」は耐力無と扱います。

- ・「45mm×90mm（二つ割）のダブルの筋かい」+「壁の長さが910mmを超える面材での壁補強」については、継材の最低有効寸法（45mm×90mm）が適切に確保できず、面材の施工が困難であるため、この仕様については、新設柱を設置し、壁の長さを910mm以下に分けてください。（ただし、筋かいの設置は壁の長さが900mm以上である箇所に行います。）

- ・偏心率は0.15以下に抑えるように計画してください。

- ・N値計算により引抜力を算定し、柱頭柱脚金物を決定する場合は、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める精密診断法が耐力壁だけではなく、準耐力壁及び雑壁の耐力を見込む方法になっているため、N値計算についてもできる限り準耐力壁及び雑壁の耐力を見込んで計算を行って下さい。

- ・既存の基礎が無筋で15KN以上の金物を用いる引抜力がかかる場合は、原則として鉄筋コンクリート基礎を増し打ち（ツイン基礎補強）を行ったうえで、できる限りホールダウンタイプの金物を使用するようにしてください。予算上、基礎補強を行わない場合は、あまり高耐力の耐力壁で補強せず、低耐力壁を分散して配置するようにし、引抜力を抑えて15KN以上の金物を使わないようにしてください。

- ・耐力壁工事を行う箇所の基礎は、必ず基礎Ⅰ又は基礎Ⅱの仕様としてください。

4 その他

その他、本事業において次の点に注意してください。

● 設計事業者の注意点

建築士法を順守し、業務を行ってください。

- ◇ 設計契約（工事監理を含む）の際には、建築士免許若しくは建築士免許証明書を提示のうえ、重要事項説明を行ってください。
- ◇ 設計契約書（工事監理を含む）は、「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類」を参考にすることができます。
- ◇ 重要事項説明では、『四会推奨標準様式「重要事項説明書」』を参考にすることができます。
- ◇ 上記二つについては、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会のホームページを参照してください。
<http://www.njr.or.jp/>
- ◇ 設計・施工事業者登録制度では設計事業者が工事監理業務を行うこととなっていますので、必ず設計事業者（原則として当該申請の代表となる設計者）が工事監理を行い、検査に立ち会うようにしてください。
- ◇ 設計者は、工事監理を終了したときは、直ちに、工事監理結果を文書（法定様式あり）で申請者に報告してください。
- ◇ その他、建築士法を順守し、業務を行ってください。

● 建築防災課に事前相談が必要なもの

① 混構造

建築物の一部に鉄骨や鉄筋コンクリート等がある場合は、原則として、補助対象建築物とはなりません。在来軸組構法の木造住宅として、【精密診断型】【一般診断型】【壁量充足型】のうちいずれかの方法により、耐震診断による点数が1.0以上となる耐震改修工事を行うことが可能なものは、補助対象建築物とすることができる場合があります。市民の方から相談を受けた建築物の一部に鉄骨や鉄筋コンクリート等がある場合は、必ず補助金交付申請を行う前に、できる限り早い段階で建築防災課に相談してください（市の耐震診断を受診している場合を含む）。

② 市の耐震診断報告書に「詳細な調査が必要」や「市に相談が必要」と書かれている場合

市が行った耐震診断の報告書に、「詳細な調査が必要」や「市に相談が必要」と記載されている場合は、本事業の利用にあたり、詳細な調査のうえ、「補助の対象となるか否か」等について市に相談が必要であることを示しています。

このような記載がある場合には、必ず補助金交付申請を行う前に、できる限り早い段階で建築防災課に相談してください。

③ 全体設計承認申請を行う場合

全体設計承認申請を行う場合は必ず全体設計承認申請を行う前に、できる限り早い段階で建築防災課に相談してください。

④ その他

その他、補助対象建築物又は補助対象者となるかどうか判断に迷う場合には、補助金交付申請を行う前に、できる限り早い段階で建築防災課に相談してください。特に、市の耐震診断を受診していない場合には、補助対象建築物又は補助対象者となるかどうか注意が必要です。

第2章 記入要領について

※ 日付は必要書類が全て不備なく整ったことを、一般社団法人横浜市建築士事務所協会を確認した時点で記入します。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業

令和〇年度 補助金交付申請書

※ 申請書を提出する年度を記入します。

令和〇年 7月3日

(申請先)

横浜市長

※ 申請時点での申請者の住民票の住所を記入します。

申請者

〒 000-0000
 住所 横浜市〇区〇〇一丁目2番3号
 氏名 〇〇 〇〇
 電話 045 (000) 0000

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第8条第1項の規定により、補助金の交付を受けて、次の建築物の耐震改修工事を実施したいため、必要書類を添えて、当該耐震改修工事に係る補助金の交付申請を行います。

なお、申請にあたっては、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱が適用されることに同意します。

※ 受付時に申請番号を採番しますので、記入不要です。

No. _____

添付書類

- (1) 建築物の所在地及び所有者が確認できる書類
- (2) 建築物の建築年次が確認できる書類
- (3) 補助対象者であることが確認できる書類
- (4) 市税の滞納状況を調査することについての同意書
- (5) 建築物の概要が確認できる書類
- (6) 実施する工事内容が確認できる書類
- (7) 見積書
- (8) その他市長が必要と認める書類

耐震改修工事計画を策定する際に用いる耐震診断法 (該当に〇)

<input checked="" type="radio"/>	<p>【精密診断型】</p> <p>建築物の構造耐力上主要な部分の耐震性能が「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める</p>
<input type="radio"/>	<p>建築物の構造耐力上主要な部分の耐震性能が「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める</p> <p>【一般診断法】</p>
<input type="radio"/>	<p>【壁量充足型】</p> <p>建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定 (地震に関する構造耐力に係る部分に限る) に適合するものであることを確認する方法</p>

※ 耐震改修設計に用いる耐震診断法により、該当に〇をします。

同意事項 (下記に〇)

<input checked="" type="radio"/>	<p>横浜市省エネ住宅住替え補助を利用する場合、耐震性能の有無を確認するため、本申請状況及び申請に係る書類等の内容を、横浜市建築局住宅部住宅政策課と共有することに同意します。</p>
----------------------------------	---

※ 「利用します」「利用しません」いずれの場合も同意をもらってください。

※本補助事業は、国土交通省「住宅・建築物安全ストック形成事業」の国費を充当しています。国又は地方公共団体等から他の補助金又は助成金等の交付を受ける場合は、本補助事業との併用の可否を含め、補助要件を各所管部署にご確認ください。

(A4)

2 耐震診断による点数及び市

※ 市の耐震診断の結果ではなく、提出する計算書のものを記入します。

耐震診断による点数	現況 (改修前)	0.21
	計画 (改修後)	1.12
市耐震診断実施	■有	

※ 補助金交付決定以降の日付となるので、建築防災課に相談のうえ、記入します。

3 耐震改修工事に係る事業の実施期間

事業の着手 (予定) 年月日	令和〇年8月1日
事業の完了予定年月日	令和〇年9月20日

4 耐震改修工事に要する費用及び補助金 (税抜)

※ 市長が定める完了実績報告書一式の提出期限以前とします。

工事費予定額 ①	4,000,000 円
上記のうち耐震改修工事に要する費用 ②	3,500,000 円
補助限度単価の積算額 ③	3,102,285 円
補助区分ごとの補助金限度額 ④ (※一般世帯区分: 1,050,000 円、非課税世帯区分: 1,450,000 円)	1,000,000 円
補助金申請額 (※②から④のうち最も低い金額で、千円未満を切り捨てた金額)	1,000,000 円

※ 補助金申請額算出シートから転記します。

※ ①及び②は、見積書から転記します。(税抜)

※ 一般世帯区分の場合は1,000,000円、非課税世帯区分の場合は1,400,000円と記入します。

※ 補助金申請額算出シートから転記します。

補助金申請額算出シート

	工事区分	記入事項	数量	単位	単価	金額
耐震改修工事に係る標準的な費用	基礎工事	基礎工事の施工長さ	4.55	m	72,700	330,785
	耐力壁工事	耐力壁工事の施工長さ	18.2	m	72,500	1,319,500
		根工事の施工面積	120	m ²	12,100	1,452,000
① 合計(耐震改修工事に係る補助限度単価の積算額)						3,102,285
② 課税区分ごとの補助金限度額 ※該当に「1」を入力	課税		1	式		
	非課税			式		
③ 工事見積額 (耐震改修工事に係る費用)(消費税抜)						3,500,000
補助予定額 (①~③の最も小さい額)千円未満切捨						

※ 該当の補助区分に「1」を記入します。

※ この金額を申請書第3面の「補助限度単価の積算額」に転記します。

※ 工事見積書から転記します。(補助対象費用のみ・税抜)

※ この金額を申請書第3面の「補助金申請額」に転記します。

様式 2 (第 4 条第 2 項関係)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱

申請に係る建築物の所有権確認届出書

※ 記入日を記入します。

令和〇年 7 月 1 日

(届出先)

横浜市長

届出者 (建築物の所有者)

- ※ 耐震改修工事を行う建築物の登記の権利部 (甲区) の登記 (所有権の登記) が、現在の所有と異なる場合、又は、当該建物の登記がされていない場合に提出します。
- ※ 申請者を含む、所有者全員からの届出書が必要です。
- ※ 一人一枚ずつ提出します。

〒
住 所
氏 名
電 話 ()

※ 所有者の住民票の住所を記入します。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定による補助金交付申請又は同要綱第 10 条第 1 項の規定による全体設計承認申請に係る次の建築物は、私の所有であることに相違ありません。

1 建築物概要

所在地 (地番表示)	
構造及び規模	木造 階建

※ 登記事項証明書の所在欄の地名・地番をそのまま記入します。

2 1 の建築物の所有持分

分の

※ 登記された所有権に関わらず、現在の所有の持分を記入します。

3 登記の状況 (該当に○)

	未登記
	登記中
	その他 ()

(備考)

- 1 申請者を含む全ての所有者の届出が必要です。
- 2 申請者以外の所有者がいる場合には、申請者以外の全ての所有者が別途「耐震改修工事承諾書 (様式 9)」を提出する必要があります。

(A 4)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱

※ 記入日を記入します。

耐震改修工事承諾届出書

令和〇年7月1日

(届出先)
横浜市長

※ 所有者の住民票の住所を記入します。

※ 耐震改修工事を行う建築物に複数の所有者がいる場合、又は、申請者が当該建築物の所有者でない場合に提出します。
 ※ 申請者以外の所有者全員からの届出書が必要です。
 ※ 一人一枚ずつ提出します。

の所有者) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 | 横浜市〇区〇〇一丁目2番3号
 氏 名 | 〇〇 〇〇
 電 話 | 045 (〇〇〇) 〇〇〇〇

私は、次の者(申請者)が、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第8条第1項に規定する補助金交付申請又は要綱第10条第1項に規定する全体設計承認申請を行い、次の建築物の耐震改修工事を実施すること、及び当該要綱の規定に基づく補助金の交付を受けることを承諾します。

また、当該建築物について、申請者と賃貸借関係はありません。

1 申請者

※ 申請者の申請時点での住民票の住所を記入します。

住 所	横浜市〇区〇〇一丁目2番3号
氏 名	〇〇 〇〇

2 建築物概要

※ 登記事項証明書の所在欄の地名・地番をそのまま記入します。

所在地(地番表示)	〇〇区〇〇一丁目234番地5	
構造及び規模	木造 2階建	
所有者氏名 及 当該所有者の持分 ※届出者を含む全員	〇〇 〇〇	2分の1
	〇〇 〇〇	分の
		分の
		分の
		分の

※ 登記された所有権に関わらず、現在の所有者全員の氏名及び所有の持分を記入します。

A4)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱
世帯員確認届出書

※ 記入日を記入します。

令和〇年7月1日

(届出先)
横浜市長

※ 申請時点での住民票の住所を記入します。

届出者 (申請者)	〒
	住所
	氏名
	電話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱 (以下「要綱」という。) 第8条第1項の規定による補助金交付申請又は要綱第10条第1項の規定による全体設計承認申請に係る次の建築物の世帯員について、次のように届け出ます。

なお、以下の記載事項について事実と相違ありません。また、記載事項について市長が調査及び照会を行う場合は、調査及び照会に協力することを了承します。

1 建築物概要

所在地 (地番表示)	
構造及び規模	木造 階建

※ 登記事項証明書の所在欄の地名・地番をそのまま記入します。

2 要綱第8条第1項の規定による補助金交付申請又は要綱第10条第1項の規定による全体設計承認申請の時点で、1の建築物に居住する者の全員

住民登録 (住民票) 上の世帯主氏名	世帯主以外の者の人数	住民票の写しの提出	
	名	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未
	名	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未
			<input type="checkbox"/> 未

※ 申請時点で、耐震改修工事を実施する建築物の住民票上の全ての世帯について、世帯主氏名を記入し、世帯員全員の住民票を提出します。

※ 世帯員以外の世帯員の人数を記入します。

3 要綱第19条第1項第1号の規定による完了実績報告の時点で、1の建築物に居住する予定の者の全員 (2に該当する者を除く)

居住する予定の者の氏名	住民票の写しの提出	
	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未
	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未
		<input type="checkbox"/> 未

※ 耐震改修工事後の完了実績報告時点で、居住する予定の者 (申請時点で居住している者を除く。) の氏名を記入し、当該者の住民票を提出します。

(A4)

様式3 第2面 (第6条第2項関係)

4 2及び3の者と生計を一つとする者(単身赴任等)(該当に○)

	有
○	無

※ 単身赴任等で生計は一つにしているが、耐震改修工事を実施する建築物に居住していない者の有無を記入します。なお、当該者を含め、補助区分を判断します。

(※ 有の場合は以下にその者を記入してください。住民票の写しの提出が必要です。)

氏名	申請者との関係

※ 上記が有の場合に、当該者の氏名及び申請者との関係を記入します。

5 1の建築物に一時的に居住する者(該当に○)

	有
○	無

※ 耐震改修工事を実施する建築物に一時的に居住している者の有無を記入します。

(※ 有の場合は以下にその者を記入してください。)

氏名	居住開始年月日	申請者との関係
	年 月 日	
	年 月	
	年 月	

※ 上記が有の場合に、当該者の氏名、居住開始年月日及び申請者との関係を記入します。

6 要綱第8条第1項の規定による補助金交付申請又は要綱第10条第1項の規定による全体設計承認申請の前3か月以内に、1の建築物から住民票を異動させた者

	有
○	無

※ 申請の前3か月以内に、耐震改修工事を実施する建築物から、住民票を異動させた者の有無を記入します。

(※ 有の場合は以下にその者を記入してください。)

氏名	異動年月日	異動理由(※差し支えない範囲で記入してください。)
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

※ 上記が有の場合に、当該者の氏名、異動年月日及び異動理由を簡潔に記入します。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱
市税の滞納状況を調査することについての同意

※ 記入日を記入
します。

令和〇年7月1日

(提出先)

※ 補助対象建築物に居住して
いる全員(現在市外に居住して
おり、耐震改修工事完了後の完
了実績報告の時点で、補助対象
建築物に入居する予定の者が
いる場合は、入居する補助対象
建築物の所有者全員)(18歳未
満の者、かつ、補助対象建築物
の所有者でない者を除く。)の
同意書の提出が必要です。
※ 一人一枚ずつ提出します。

※ 提出が必要な者の住民票の住所
を記入します。
※ 必ずフリガナを記入します。

居住者 千
住 所

(フリガナ)
氏 名

電 話 ()

私は、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第6条第2号の規定に基づき、横浜市税のうち、次の税目の納税状況について調査することに同意します。

調査に同意する税目

- 1 市民税
- 2 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- 3 固定資産税(償却資産)
- 4 軽自動車税
- 5 特別土地保有税

(※ 上記1~5は延滞金も含みます。)

(A4)

工事費の見積書（参考様式）

〇〇		邸改修工事見積書		見 本 書 式			
名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
1	耐震改修工事(補助対象工事)	1	式		0,000,000円	消費税抜き	
	消費税			0%	000,000円		
					0,000,000円	消費税込み	
2	その他の工事(補助対象外工事)	1	式		△,△△△,△△△円	消費税抜き	
	消費税			0%	△△△,△△△円		
					△,△△△,△△△円	消費税込み	
	工事費合計				□,□□□,□□□円	消費税抜き	
	消費税			0%	□□□,□□□円		
					□,□□□,□□□円	消費税込み	

※ 補助対象工事と補助対象外工事に分け、消費税も別計上としてください。

〇〇		邸改修工事見積書		見 本 書 式			
名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
	耐震改修工事					(補助対象工事)	
1	仮設工事	1	式		△,△△△,△△△円		
2	基礎工事	1	式		△,△△△,△△△円	延べ長さ □□ m	
3	耐力壁工事	1	式		△,△△△,△△△円	延べ長さ □□ m	
4	屋根工事		式		円		
5		1	式		△,△△△,△△△円		
	消費税			0%	□,□□□,□□□円		
		1	式		0,000,000円		
	合計				△,△△△,△△△円		

※ 補助対象工事については内訳書の明細まで作成します。
 ※ 様式は任意ですが、内訳書の明細には単価と数量を記述します。
 (一式計上は避けます。)

※ 内訳書の明細は工事箇所ごとに分けて作成する必要はありません。
 ※ 耐力壁工事及び基礎工事の延べ長さを表記します。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 着手届

(提出先)
横浜市長

※ 日付は必要書類が全て不備なく整ったことを、一般社団法人横浜市建築士事務所協会を確認した時点で記入します。

令和〇年8月4日

※ 提出時点での申請者の住民票の住所を記入します。

届出者(申請者) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇
住所 横浜市〇区〇〇-丁目2番3号
氏名 〇〇 〇〇
電話 〇45 (〇〇〇) 〇〇〇〇

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第9条第1項の規定により補助金の交付決定又は同要綱第11条第1項の規定により全体設計の承認を受けた次の建築物について、当該耐震改修工事に着手しましたので、同要綱第13条第3項の規定により、必要書類を添えて着手届を提出します。

1 補助対象建築物

建築物	所在地(地番表示)	〇〇区〇〇-丁目234番地5
	構造及び規模	木造 2階建て
	所有者氏名	〇〇 〇〇、〇〇 〇〇
補助金交付(変更)決定 通知書番号		令和〇年7月28日 建建防 第 〇〇〇〇 号
全体設計(変更)承認 通知書番号		年

※ 登記事項証明書の所在欄の地名・地番をそのまま記入します。

※ 所有者全員の氏名を記入します。

※ 申請者に送付された補助金交付決定通知書(変更申請を行っている場合は、補助金交付変更決定通知書)の右上に記載された、当該通知書の番号を記入します。

※補助金交付(変更)決定通知書番号及び全体設計(変更)承認通知書番号を記入してください。

2 耐震改修工事に係る事業の実施期間

事業の着手年月日	令和〇年8月3日
事業の完了予定年月日	令和〇年9月20日

- ※ ここに記入する事業の着手年月日は次の全てのものと同日としてください。
- ◇ 工事契約書(耐震改修工事以外の工事を含む。)に記載する工事着手年月日
 - ◇ 工事工程表に記載する工事着手年月日(工程の初日)
- ※ ここに記入する事業の完了予定年月日は次の全てのものと同日としてください。
- ◇ 工事契約書(耐震改修工事以外の工事を含む。)に記載する工事完了予定年月日
 - ◇ 工事工程表(耐震改修工事以外の工事の工事工程を含む。)に記載する工事完了予定年月日(工程の最終日)

工事工程表（参考様式）

〇〇 〇〇 邸 耐震改修工事

令和〇年 8月 1日 作成

工事種別	8月			9月			10月			備考
	10	20	30	10	20	30	10	20	30	
1. 仮設工事	仮囲・足場設置			解体・清掃						
2. 土工事	掘削			埋戻し						
3. 基礎工事	はつり			配筋 打設 養生						
4. 外壁補強工事				1階壁及び2階壁						
5. 内壁補強工事				2階壁						
6. 屋根工事				既存屋根撤去			屋根材葺			
7. その他工事				塀撤去・新設						
中間検査	★									

※ 例では着手年月日は令和〇年 8月 3日です。

※ 例では完了予定年月日は令和〇年 9月 20日です。

- ※ 工事工程表の様式は任意です。
- ※ 工事着手から、全ての工事（補助対象外の耐震改修工事以外の工事を含む）が完了するまでの工事工程表を提出してください。
- ◇ 中間検査の時期を記載してください。
- ◇ 工事工程表（耐震改修工事以外の工事の工事工程を含む。）に記載する着手年月日（工程の初日）及び完了予定年月日（工程の最終日）については、他の書類の日付と整合をとる必要があります。詳しくは、前ページの着手届の「耐震改修工事に係る事業の実施期間」の記入要領を参照してください。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 中間検査依頼書

令和〇年8月4日

※ 日付は書類が全て不備なく整ったことを、一般社団法人横浜市建築士事務所協会を確認した時点で記入します。

※ 提出時点での申請者の住民票の住所を記入します。

申請者 干
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第9条第1項の規定により補助金の交付決定又は同要綱第11条第1項の規定により全体設計の承認を受けた次の建築物について、中間検査の依頼をします。同要綱第14条第2項の規定により、必要書類を添えて中間検査依頼書を提出します。

なお、申請にあたっては、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱が適用されることに同意します。

20〇〇J〇〇〇

※ 登記事項証明書の所在欄の地名・地番をそのまま記入します。

1 補助対象建築物

建築物	所在地（地番表示）		
	構造及び規模	木造	階建て
	所有者氏名	令和〇年7月28日	
補助金交付（変更）決定通知書番号	年 月 日	第	号
全体設計（変更）承認通知書番号	申請者に送付された補助金交付決定通知書(変更申請を行っている場合は、補助金交付変更決定通知書)の右上に記載された、当該通知書の番号を記入します。		

※ 所有者全員の氏名を記入します。

※補助金交付（変更）決定通知書番号を記入してください。

2 中間検査の依頼を行う耐震改修工事の工程（市長が指定した工程）

中間検査を依頼する工事工程（該当に○）	中間検査実施予定日	耐震改修工事の工程	
○	令和〇年8月15日	耐力壁工事	筋かい・面材・金物等設置時
○	令和〇年8月15日	基礎工事	配筋完了時
○	令和〇年9月1日	屋根工事	
○		その他	

※ 補助金交付決定通知書と一緒に申請者に送付された、「中間・完了検査のお知らせ」で指定された工程（補助対象工事としたものの工事工程）に「○」をつけます。

※ 中間検査の実施予定日を記入します。工事工程表に記載する日と整合させます。
※ ここへの日付の記入とは別に、検査員へ直接検査予約をする必要があります。

(A4)

横浜市木造住宅耐震改修促進 完了実績報告書

※ 日付は必要書類が全て不備なく整ったことを、一般社団法人横浜市建築士事務所協会を確認した時点で記入します。

令和〇年 9 月 19 日

(提出先)
横浜市長

届出者 (申請者) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇

住所 横浜市〇区〇〇-丁目 2 番 3 号

氏名 〇〇 〇〇

電話 045 (〇〇〇) 〇〇〇〇

※ 提出時点での申請者の住民票の住所を記入しますが、申請者は補助対象建築物に居住していることが要件であるため、補助対象建築物の所在地 (住居表示) と同じとなります。

横浜
付決定
事について、同要綱第 19 条第 1 項の規定により、必要書類を添えて、耐震改修工事に係る事業の実績を報告します。

補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定による補助金交付
補助金交付変更決定を受けた次の建築物の耐震改修工

No. 2 0 〇 〇 J 〇 〇 〇

※ 「耐震改修工事に係る事業の完了」の際に提出するときの記入要領です (第 1 面から第 3 面までともに)。「耐震改修工事に係る事業の中止又は取止め」の際は P. 48 を参照してください。

(A 4)

第 17 号様式 第 2 面 (第 19 条第 1 項関係)

1 報告を行う実績 (該当に○)

<input type="radio"/>	耐震改修工事に係る事業の完了
	年度の事業の出来高の完了 (※ 第 3 面を提出してください。)

※ 「耐震改修工事に係る事業の完了」に「○」をつけます。

2 補助対象となる建築物等

建	所在地(地番表示)	〇〇区〇〇一丁目 234 番地 5	※ 登記事項証明書の所在欄の地名・地番をそのまま記入します。
築	構造及び規模	木造 2 階建て	
物	所有者氏名	〇〇 〇〇、□□□□	※ 所有者全員の氏名を記入します。
補助金交付(変更)決定通知書番号		令和〇年 7 月 28 日 建建防 第 0000 号	
全体設計(変更)承認通知書			

※ 申請者に送付された補助金交付決定通知書(変更申請を行っている場合は、補助金交付変更決定通知書)の右上に記載された、当該通知書の番号を記入します。

3 耐震改修工事計画を策定する際に用いる耐震診断法 (該当に○)

<input type="radio"/>	【精密診断型】 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」	
	【一般診断型】 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」	
	【壁量建築物に適合する診断法】 ※ 「工事費用(税抜)」、「上記のうち耐震改修工事に要する費用」、「補助上限単価の積算額」、「補助区分ごとの補助金額」は、最終のものを記入します。「本年度出来高」及び「全年度出来高」とも同じ金額を記入します。 ※ 補助金交付決定額は、補助金交付決定通知書(完了実績報告書を提出する年度のもので、変更申請を行っている場合は、補助金交付変更決定通知書)に記載された、補助金交付予定額を記入します。	※ 基準(限る)

4 耐震改修工事の実績

	本年度出来高	全年度出来高
工事費用	4,000,000 円	4,000,000 円
上記のうち耐震改修工事に要する費用	3,500,000 円	3,500,000 円
補助限度単価の積算額 ③	3,102,285 円	3,102,235 円
補助区分ごとの補助金限度額	1,000,000 円	1,000,000 円
補助金交付決定額	1,000,000 円	

5 耐震改修工事に係る事業の完了日(工事の工事を含む。)が一括して完了した日

令和〇年 9 月 19 日

※ 「耐震改修工事に係る事業の完了日」は、「耐震改修工事が、補助金交付決定を受けた、耐震改修工事に係る計画どおり適正に工事が行われ、補助対象建築物の耐震診断による点数が 1.0 以上となったこと、及び耐震改修工事及び耐震改修工事以外の工事が一括して完了したことを工事監理者(代表となる設計者)が確認した日」を記入します。

第 17 号様式 第 3 面 (第 19 条第 1 項関係) (事業に係る補助金を一括で請求しようとする場合は提出不要です。)

6 施工事業者への支払い状況 (全年度分)

事業内容	契約日	契約金額 (円)	支払 (予定) 日	支払金額 (円)
耐震工事改修				

7 補助金受入調書 (全年度分)

補助金交付決定日	補助金交付決定額	補助金受入 (予定) 日	補助金受入 (予定) 額
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
計	円	計	円

(A 4)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱

工事監理・施工状況報告書

※ 耐震改修工事に係る事業の完了日以降、かつ、完了実績報告書一式を提出する以前にこの様式を作成し、当該作成日を記入してください。

令和〇年 9月 19日

(提出先)
横浜市長

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第9条第1項の規定による補助金交付決定又は同要綱第15条第2項の規定による補助金交付変更決定を受けた次の建築物の耐震改修工事について、当該決定を受けた耐震改修工事に係る計画どおり適正に施工されていることを確認しましたので報告します。

No. 20〇〇J〇〇〇

1 報告者 (工事監理者 (代表となる設計者))

建築士事務所番号	(一級) 建築士事務所 (神奈川県) 知事登録第 00000 号
建築士事務所名	〇〇 一級建築士事務所
建築士事務所所在地	横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号
建築士番号	(一級) 建築士 (大臣) 登録第 000000 号
工事監理者氏名 (代表となる設計者氏名)	〇〇 〇〇
電話番号	000 (000) 0000

2 補助金交付決定を受けた建築物等

建築物	所在地 (地番表示)	〇〇区〇〇町〇番地〇
	構造及び規模	木造 2 階建て
補助金交付 (変更) 決定通知書番号	令和〇年 7月 28日 建建防 第 0000 号	

※ 登記事項証明書の所在欄の地名・地番をそのまま記入します。

※ 補助金交付 (変更) 決定通知書番号は、最新のものを入れてください。

(A4)

※ 申請者に送付された補助金交付決定通知書 (変更申請を行っている場合は、補助金交付変更決定通知書) の右上に記載された、当該通知書の番号を記入します。

様式7 第2面

3 工事監理・施工状況

種別	確認事項	確認結果
基礎工事 ※基礎工事を補助対象とした場合は、全ての確認事項について記入	※ 補助対象工事としたものに係る確認事項、及び建築物全般・計画全般の確認事項について、確認結果を記入します。 ※ 確認結果が適の場合は、「適」をチェックします。記入する確認事項は、全て「適」である必要があります。（「不適」の場合は、是正が必要です。）	不適 不適
	既存基礎の下地処理	■適 □不適
	アンカーの仕様・設置状況	■適 □不適
	配筋状況（本数・かぶり等）	■適 □不適
	コンクリート材料	■適 □不適
	打設後の養生	■適 □不適
	型枠及び支柱の除去	■適 □不適
耐力壁工事 ※耐力壁工事を補助対象とした場合は、全ての確認事項について記入。ただし、「筋かい設置工事」、「面材設置工事」及び「特殊な工法」については、補助対象工事に筋かい設置工事、面材設置工事及び特殊な工法での工事がない場合は記入不要です。	※ 基礎工事を補助対象工事とした場合に、種別「基礎工事」の全ての確認事項について、確認結果を記入します。	■適 □不適
	基礎形状	■適 □不適
	既存の筋かい	■適 □不適
	筋かい	■適 □不適
	面材設置	■適 □不適
	特殊な工法での工事	仕様材料・設置状況等（チェックシートがある場合は提出要） □適 □不適
	耐力壁周辺の基礎の状況	■適 □不適
	柱頭・柱脚金物の設置状況	■適 □不適
	アンカーの仕様・設置状況	■適 □不適
	段違い梁の有無（有の場合の補強）	■適 □不適
屋根工事 ※屋根工事を補助対象とした場合は、全ての確認事項について記入	※ 耐力壁工事を補助対象工事とした場合に、種別「耐力壁工事」の全ての確認事項について、確認結果を記入します。 ただし、補助対象工事である、筋かい設置工事、面材設置工事及び特殊な工法での工事がない場合は、筋かい設置工事、「面材設置工事」及び「特殊な工法での工事」の確認事項の記入は不要です。	■適 □不適
	柱・腐	（要の場合の補強・処理） ■適 □不適
	補強・処理	■適 □不適
その他工事 ※補助対象工事のみについて記入	※ 屋根工事を補助対象工事とした場合は、種別「屋根工事」の全ての確認事項について、確認結果を記入します。	■適 □不適
	※ 2階床面及び屋根面の剛性を向上させるための工事を補助対象とした場合は、種別「その他工事」の「2階床面・屋根面剛性向上工事」の全ての確認事項について、確認結果を記入します。	■適 □不適
	2階床面・屋根面剛性向上工事	■適 □不適
	腐朽部材撤去・入替え工事	腐朽・蟻害部分の補強 ■適 □不適
建築物全般・計画全般 ※必ず記入	※ 腐朽部材（土台、柱、梁）の撤去・入替え工事を補助対象とした場合は、種別「その他工事」の「腐朽部材撤去・入替え工事」の確認事項について、確認結果を記入します。	■適 □不適
	※ その他市長が一定以上耐震性を向上させるために必要と認める工事を補助対象とした場合は、種別「その他工事」の「2階床面・屋根面剛性向上工事」及び「腐朽部材撤去・入替え工事」以外の確認事項が空欄の部分に、補助対象工事とした工事について、重要な確認事項を建築防災課に相談のうえ記入し、当該確認事項について、確認結果を記入します。	■適 □不適

※ 「建築物全般・計画全般」については、補助対象工事の内容に関わらず、全ての確認事項について、確認結果を記入します。

(A4)

横浜市木造住宅耐震改修
令和〇年度 補助金請求書

※ 日付は必要書類が全て不備なく整ったことを、一般社団法人横浜市建築士事務所協会を確認した時点で記入します。

※ 補助金額確定通知書が発行された年度を記入します。

令和〇年 10 月 20 日

横浜市長

※ 提出時点での申請者の住民票の住所を記入しますが、申請者は補助対象建築物に居住していることが要件であるため、補助対象建築物の所在地(居居表示)と同じとなります。

請求者(申請者) 〒 000-0000
住所 横浜市〇区〇〇-丁目2番3号
氏名 〇〇 〇〇
電話 045 (〇〇) 0000

横浜市木造住宅耐震改修補助金
確定通知書

金交付要綱第 19 条第 2 項の規定により補助金額を、同要綱第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

No. 2 0 〇〇 J 〇〇〇

建築物	所在地(地番表示)	〇〇区〇〇-丁目234番地5						※ 登記事項証明書の所在欄の地名・地番をそのまま記入します。
	構造及び規模	木造 2 階建						※ 所有者全員の氏名を記入します。
	所有者氏名	〇〇 〇〇、〇〇 〇〇						※ 申請者に送付された補助金額確定通知書の右上に記載された、当該通知書の番号を記入します。
補助金額確定通知書番号		令和〇年 10 月 18 日		建建防 第 0000				
耐震改修工事に要する費用に係る補助金請求額		百万	千	円	円			
		¥	1	0	0	0	0	
振込先金融機関	金融機関名	〇〇銀行 〇〇						※ 申請者に送付された補助金額確定通知書に記載された、確定補助金額を記入します。 ※ 「〒」を記入します。
	口座番号	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 00000000						
	口座名義人	フリガナ 0000 0000 00 00						

- ※ 補助金を振り込む口座を記入します。
- ※ 口座番号欄に口座番号のみを記入します。(支店番号を記入しない。)
- ※ 申請者の名義の口座のみに振り込みます。委任は不可です。
- ※ フリガナも必ず記入します。
- ※ 当該口座の通帳又はキャッシュカードのコピー(金融機関名、支店名又は支店番号、口座番号、及び口座名義人のフリガナが分かるもの)を添付します。

横浜市木造住宅耐震改修 収支決算書

※ 日付は必要書類が全て不備なく整ったことを、一般社団法人横浜市建築士事務所協会で確認した時点で記入します。

令和〇年 11 月 10 日

（提出先）
横浜市長

提出者（申請者）

〒 000-000
住所 横浜市〇区〇〇一丁目 2 番 3 号
氏名 〇〇 〇〇
電話 045 (000) 0000

※ 提出時点での申請者の住民票の住所を記入しますが、申請者は補助対象建築物に居住していることが要件であるため、補助対象建築物の所在地（住居表示）と同じとなります。

横浜に係る必要書類

する補助金交付要綱に基づく耐震改修工事に要する費用
決算を行いましたので、同要綱 23 条第 1 項の規定により、

1 耐震改修工事に要する費用に係る補助金額確定通知書番号

補助金額確定通知書 番号	令和〇年 10 月 18 日 建建防 第 0000
-----------------	---------------------------

※ 申請者に送付された補助金額確定通知書の右上に記載された、当該通知書の番号を記入します。

2 収支決算表

収 入		支	
費 目	金 額	費 目	金 額
本事業補助金	1,000,000 円	耐震改修工事に要する費用 (補助対象費用)	3,500,000 円 (税抜) 350,000 円 (消費税)
自己資金	3,400,000 円	耐震改修以外の 工事に要する費用 (補助対象外費用)	500,000 円 (税抜)
融資	円		円
	円		円
計	4,400,000 円	計	4,400,000 円

※ 申請者に送付された補助金額確定通知書に記載された、確定補助金額を記入します。

※ 申請書及び完了実績報告書に記載した金額（税抜）を記入します。

※ 自己資金又は融資を受けた資金で、耐震改修工事及び耐震改修工事以外の工事の費用を支払った場合は、費目に「自己資金」又は「融資」と記入し、支払った金額を記入します。

(A 4)

<参考文献>

- 1 一般財団法人日本建築防災協会：「木造住宅の耐震診断と補強方法」
- 2 一般財団法人日本建築防災協会：「木造住宅の耐震補強の実務—リフォームにあわせた耐震補強のすすめ—」
- 3 一般社団法人横浜市建築士事務所協会：「既存木造住宅の耐震設計マニュアル改訂版」
- 4 一般財団法人住宅金融普及協会：「木造住宅工事仕様書」
- 5 木造軸組工法住宅の許容応力度設計（2008年版）：財団法人日本住宅・木造技術センター
- 6 神奈川県建築行政連絡協議会：「神奈川県建築基準法取扱基準—面積、高さ、階数等の算定方法—」
- 7 横浜市：「横浜市建築基準法取扱い基準集（令和2年版）」
- 8 日本建築行政会議：「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」
- 9 横浜市：「横浜市建築基準条例関係集（条例解説付）」
- 10 横浜市：「既存木造住宅の耐震改修工事・施工マニュアル 平成21年版-第2刷」

横浜市が耐震改修工事に要する費用の一部を補助します！

— 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 —
申請の手引き（事業者向け）

平成24年5月	発行
平成25年4月	改訂
平成26年4月	改訂第2版
平成26年10月	改訂第3版
平成28年4月	改訂第4版
平成29年2月	改訂第5版
令和2年4月	改訂第6版
令和5年4月	改訂第7版

編集・発行 横浜市建築局企画部建築防災課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎 25階
電話：045-671-2943 FAX：045-663-3255
